

平成16年6月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（6月8日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	4
町長行政報告.....	4
一般質問.....	6
石井福光君.....	7
漆田修君.....	28
横嶋隆二君.....	45
谷川次重君.....	65
渡邊嘉郎君.....	80
散会宣告.....	91
署名議員.....	93

第2号（6月9日）

議事日程.....	95
本日の会議に付した事件.....	95
出席議員.....	95
欠席議員.....	95

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	95
職務のため出席した者の職氏名.....	96
開議宣告.....	97
会議録署名議員の指名.....	97
一般質問.....	97
鈴木 史鶴哉 君.....	97
保坂 好明 君.....	108
藤田 喜代治 君.....	129
清水 清一 君.....	138
散会宣告.....	159
署名議員.....	161

第 3 号 (6 月 1 0 日)

議事日程.....	163
本日の会議に付した事件.....	164
出席議員.....	164
欠席議員.....	164
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	164
職務のため出席した者の職氏名.....	165
開議宣告.....	166
会議録署名議員の指名.....	166
南伊豆町農業委員会委員の推薦について.....	166
報第 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	167
報第 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	173
報第 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	175
報第 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	176
報第 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	178
議第 5 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	181
議第 5 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	183
議第 5 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	184

議第 5 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	187
議第 5 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	189
議第 5 6 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	193
議第 5 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	206
議第 5 8 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	216
閉会中の継続調査申出書について.....	217
動議の提出.....	218
閉議及び閉会宣告.....	222
署名議員.....	223

平成16年6月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成16年6月8日(火)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
3番	鈴木勝幸君	4番	谷川次重君
5番	鈴木史鶴哉君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	飯泉誠君	税務課長	外岡茂徳君

健康福祉課長	高野	馨君	建設課長	山本	正久君
農林水産課長	勝田	悟君	商工観光課長	鈴木	博志君
生活環境課長	石井	司君	下水道課長	佐藤	博君
教育委員会 事務局長	鈴木	勇君	水道課長	渡辺	正君
会計課長	土屋	敬君	行財政主幹	松本	恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺	修治	主幹	栗田	忠蔵
--------	----	----	----	----	----

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しております。

これより平成16年6月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

議事日程説明

議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷配付しましたとおりであります。

開議宣告

議長（齋藤 要君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

5番議員 鈴木 史鶴哉 君

6番議員 梅本 和 熙 君

会期の決定

議長（齋藤 要君） 会期の決定を議題といたします。

会期は議事日程のとおり、本日から6月10日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、会期は6月8日より6月10日の3日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（齋藤 要君） 諸般の報告を申し上げます。

平成16年3月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであり、各行事に参加しましたので、報告いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

町長行政報告

議長（齋藤 要君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

今回の6月議会の大きな目的というのは、法定合併協議会の設立という南伊豆町の将来にとって大事な議会じゃないのかなと考えております。皆様方の真摯な意見を拝聴しながら、これからの南伊豆町を考えていければと考えております。ひとつよろしくご審議のほどお願いいたします。

まず、この議会に当たり行政報告を申し上げます。

石廊崎ジャングルパーク閉園について。

平成15年9月及び12月定例の行政報告並びに平成16年3月定例会の施政方針等において、南伊豆のかなめと価値ある自然環境の保護を目的とし、過疎債を活用して購入する計画であることを前提に、経過や対策等についてご報告してまいりましたが、価格の面での合意に達することが不可能となり、3月31日の交渉期限をもって断念いたしました。これに伴い駐車

場、道路及び売店等の賃貸借契約も解除する結果となりました。

しかし、岩崎産株式会社の好意により、ゴールデンウィークが終わる5月11日まで閉園を延長していただき、来訪した観光客に不便を感じさせることはありませんでした。現在の状況は完全に閉鎖され、燈台方面への通行は集落からの町道のみとなりました。

今後は静岡県、環境省及び文部科学省との連携を図りながら、観光及び自然環境保護の面から対策を講じてまいります。

第1回長者ヶ原ツツジまつりについて。

天神原地区にある長者ヶ原の山ツツジ群生地、約6.5ヘクタールは、平成13年度から国の市町村緊急地域雇用創出特別対策事業や、地元伊浜区、長者ヶ原管理組合、天神原区、建設業組合、管工事組合、観光関係者や一般町民によるボランティアにより雑木や雑草の下刈り、穴埋め作業など整備を進めてきたところ、昨年の5月には山を赤く染めるように見事な山ツツジ群落が復活いたしました。

本年は、伊浜区、長者ヶ原管理組合のご協力を得て、この山ツツジを一般に公開しようと4月29日から5月9日までの11日間、第1回長者ヶ原山ツツジまつりを開催いたしました。

大々的な広告宣伝もなく、また期間中5月3日から5日までの3日間と最終日の5月9日は天候に恵まれなかったにもかかわらず、2,277人の来場者がありました。内訳は、車両783台2,109人、ウォーカー168人、また居住地別内訳は、県内1,560人、県外717人でありました。天候に恵まれた5月2日は、466人の方をお迎えすることができました。

来場者の感想を以下にまとめております。

伊豆半島にこんなすばらしい山ツツジの群生地があるとは知らなかった。

頂上からの富士山と山ツツジのコントラストがすばらしかった。

本当に自生していたとは信じられない。

小学校の遠足で来て以来ですけれども懐かしかった。昔は気がつかなかった。

ボランティアに感動しました。今度やるときは、ぜひ声をかけてください。（東京在住の方、花の会会員等）

大雨に降られて残念だったけれども、本当にすばらしかった。来年もぜひ来ます。（ウォーカー）

できれば、余り手を加えずに、このままの自然を残してほしい。

もう少し木を残して、休憩できる木陰に利用できるようにするとよかった。

春の桜も楽しみです。

山ツツジの上の部分の切ると、これから枝が横に伸びるからよくなりますよ。

山ツツジの根をハイカーが踏むと木がだめになるので、規制した方がよい。

地場産品の食べ物の販売をしてほしい。

頂上への遊歩道がほしい。

など、大変貴重なご意見をいただき、このイベントが今後の整備や受け入れ態勢次第では、みなみの桜と菜の花まつりに次ぐ、一大イベントに成長するものと確信したところであります。

これまで、この長者ヶ原山ツツジ群生地 of 整備に携わっていただいた関係各位に深く感謝申し上げますとともに、今後ともより一層ご協力とご支援をお願いする次第であります。

また、町では、本年度に県の観光施設整備事業により、駐車場、休憩所、遊歩道、進入道路の待避所等の整備を自然との調和を図りつつ進めてまいる所存であります。

主要建設事業等の発注状況について。

平成16年度第1四半期（4月から6月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

石綿セメント管更新事業、石井地区配水管布設替工事、467万2,500円、飯泉設備工業。

石綿セメント管更新事業、上賀茂地区配水管布設替工事、1,018万5,000円、有限会社菊池設備工業。

石綿セメント管更新事業、青市地区配水管布設替工事、892万5,000円、有限会社藤原設備。

町立南中小学校空調設備設置工事、787万5,000円、株式会社土屋電気商会。

町道青市区内1号道路改良工事、754万9,500円、株式会社西田。

町道天神原伊浜線災害防除工事、472万5,000円、株式会社保坂建設。

町道賀茂角之谷戸線災害防除工事、311万8,500円、旭産業株式会社。

以上で、平成16年6月定例会の行政報告を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） これにて行政報告を終わります。

一般質問

議長（齋藤 要君） これより一般質問を行います。

石 井 福 光 君

議長（齋藤 要君） 11番、石井福光君の質問を許可いたします。

〔 1 1 番 石井福光君登壇 〕

1 1 番（石井福光君） 通告に従い、質問させていただきます。

私ごとで申しわけございませんでしたが、病気入院のため12月議会を欠席したため、二、三点についてお伺いしたいと思います。

まず、厚生省跡地についてでございます。

町長は、厚生省跡地については、以前よりこの跡地をふるさと創生基金で購入したいと各会合等で発言してきました。それについて議会、また町民の中でも、賃貸の方法という選択肢もあるという意見も多数出ておりましたが、12月定例会の同僚議員の質問の中で、ふるさと創生基金についての質問で、基金の使用については、目的達成のため今まで多くの人たちが慎重に扱ってきた。なぜ跡地購入なのか。また、他の財源利用の検討もしたかという質問に対して、町長は東海財務局は初めから有償打診で他の選択はなかった。また、他の議員の質問の中で、財務局は売買と制限したため賃貸は考えなかったと答弁しておりますが、有償打診ということと当町からの売買の制限について、ちょっとニュアンスが違うと思うんですが、これについて後でまた答弁願いたいと思います。それと、過疎債については手続に時間がなく、土地を確保することが先決だと答弁しております。また、助役は、過疎債の適用は現状不可能との結論だと答弁しておりますが、東海財務局が初めから有償打診、売買制限したのは、いつごろからの話であったのか、1点。

また、過疎債についての手続に時間がなかった。現状不可能だということは同じ形だと思えますが、この点について、2点。

第3点として、なぜ、ではその時期に売買契約で賃貸の選択肢がないのであれば、議会等に対してその説明すべきであったと思いますが、その3点について、まずお聞きしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 厚生省の薬用試験場の残地の件ですけれども、最初から売買ありきということがおかしいじゃないかというご指摘でございますけれども、私たち国の方の流れの

中で、税源不足というのがあったわけです。そして、財政調整基金を、ふるさと創生基金を本当に積み立てているのかとかの確認、そういうこともあったわけです。そういうことを考えたときに、本当に契約が成立して、そしてその中で財源がなかったということは、大変、逆に言えば相手方も心配しているのかなと、そういう声のあったことを考えて、私は売買について相手方も本当に慎重になっていたと考えております。

そして、過疎債についてですけれども、過疎債の枠というのは静岡県で約20億以下、19億8,000万ぐらい、当町の枠として1億2,000万ということであります。ということは、この過疎債を利用するとなると計画を出し、その中で県の許認可を受けて初めて活用されるという、そういう手続があるわけです。そして、商工会、観光協会等、駐車場の確保ということでたびたびの要請があったわけです。そういうことを考えたときに、総合的に判断してふるさと創生基金、これが町の観光の施設基金として活用という目的があるわけですから、それを使ってもいいのかなという考えを持ったわけでございます。

それから、いつごろかということですが、やはり売買というのは、私は買うなら安くということ考えていたわけですが、国の大きな流れの中で、私はこのふるさと創生基金を使うならば町の将来の発展、そして観光の基地になるという考えのもと、私はふるさと創生基金の有効利用という形で当初から考えておりました。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） 今の町長の説明ですが、要するに過疎債を使う使わないのは後の問題であって、交渉の当初からもう財務局では売買と制限、有償打診ということで回答があったわけですね。だから、過疎債は関係ないわけですよ、それは。当初からそれであれば、過疎債で買うということはいいいんですけれども、これを売買と制限したということ、その当初から、その時点から、町民や議会に対して、この問題はこういう貸貸はないんだよというものを説明するものがほしかったということなんです。それをしていなかったから、いろいろな問題、町民が貸貸の方法もあるんじゃないか、それが選択じゃないかということが議会においても出たということが私の最初の質問であって、それについてなぜ初めからやらなかったかと。当初から売買ですから、それについてもう一回お答え願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 貸貸ということなんですけれども、国の流れの中で、また、私は先ほ

ど言いましたけれども、国の財政不足という、要するに厚生省の薬用試験場を払い下げて、もしそれが賃貸ならば、本当に財務省として、それで目的を達成するかどうか、私はそう考えています。ですから、廃止はさせておいて、それを南伊豆町の一方的な要望によって、その賃貸で応ずるかどうか、私はそれは一つの方法としては考えませんでした。

やはり財政的に見たときに、確かに南伊豆からすれば賃貸というのは有利な発想です。しかし、私とするならばそれほど、ですから先ほど言いましたように、財務省の方で本当に資金があるのかというのは、再三、確認がきたわけですが、そういうことを踏まえた中で、賃貸は最初から無理じゃないのかな、要するに流れの中で無理、そう判断いたしました。議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） ただいまの答弁がちょっとおかしいんですが、当初から財務局の方で、当初から売買で賃貸はありませんよということを言っているわけですよ。そうしましたら、いろいろと財政なんか状況を考えて活用してどうのうこうのと、それは別問題で、当初から有償打診と売買と制限したということをお答えしているわけですよ。だから、そこはおかしいんじゃないかと思うんですよ。売買の中で過疎債ということはあるんでしょうけれども、当初から財政がどうのこうのとかということで、賃貸を考えるのはどうのこうのというのは別問題であって、要するに私は賃貸というのはあり得ないよということを町民や議会に示すべきだということを言っているわけですよ。だから、いろいろな問題が、賃貸やった方がいいんじゃないかという意見がいろいろあっちからこっちから出ているということなんです。それに対して、もう一回、質問させていただきます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） わかりました。石井議員の方は、もう売買は最初からあったんだと。そして、12月の答弁のときに賃貸はなかったということに対して、整合性ということでしょうけれども、確かにそう言われれば石井議員の指摘のとおりでございますけれども、私は観光協会だとか商工会等の要望により、ぜひ主張することによって、みなみの桜と菜の花まつりの一つのイベントの補助になるという、そういう考えもあったわけですから、その辺はご理解願いたいなと思います。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番(石井福光君) そういう当初から陳謝してもらえばわかることであって。それともう一点、過疎債のことに對して、町長は手続に時間がなくてできなかったということを行っているわけですね。助役は、過疎債の適用は現状不可能という結論に達したと、そこにずれがあるわけよ。要するに手続を、ではもう少し早く言っておけば過疎債を借りたいんじゃないかと。それは、町長は財調の問題、どうもいろいろ動いておりますが、それどうなっているのか。その点について、もうこれはこういうわけだよということを、はっきりここで断定してもらえればいいと思いますが、よろしく答弁お願いします。

議長(齋藤 要君) 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長(岩田 篤君) 去年の12月を見ますと、石廊崎の問題と、そして厚生省の薬用試験場の問題が並行しておりました。そして、一つの流れとして、石廊崎の方、国県も、要するに買収の額が折り合うならば過疎債ということがあったわけですから、そういうことで過疎債の利用は、2つの利用は無理ということで、そういう判断もしたと、そう考えています。

議長(齋藤 要君) 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番(石井福光君) これも終わった結果として、終わったことだから私がつべこべ言う筋じゃないんですが、ちょうど私が欠席したために、この質問についての内容がわからなかったもので質問させていただいたわけです。

次に、厚生省跡地の利用計画と構想について、推進委員会の今までの審議内容と、またどれぐらい回数をやったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長(齋藤 要君) 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長(岩田 篤君) 推進委員会の審議内容と回数ということでございますけれども、国立医療医薬品食品衛生研究所伊豆薬用植物栽培試験場跡地利用につきまして、弓ヶ浜から青野までの総合的なまちづくりを考えたとき、みなみの桜と菜の花まつりなどに代表される各種のイベントのキーステーションとして、また各種のまちづくりの構想、計画のキーポイントとしての場所、さらには観光目的にとどまることのない幅広い審議をお願いしたわけであります。

審議回数につきましては、平成14年7月、10月、平成15年2月の3回、そして平成15年3月に委員会としての報告をいただきました。

審議内容につきましては、委員の皆様による当該土地への現地調査に始まり、当該土地内にある源泉を含めた現状把握、コンサルタントを導入しての幾つの素案の提示、以後、当該土地の歴史的、地勢的な意味を十分勘案し、南伊豆町の福祉、産業振興などを念頭に置いて審議を進めていただきました。

提案として、道の駅的活用を含めた産業振興を、源泉を利用した福祉施設や薬用試験場の歴史を重視した活用などを受け、第四次総合計画の趣旨を勘案しながら、道の駅観光産業施設、観光産業情報施設など当該土地に可能性のある計画の審議をお願いしたわけであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させていただきます。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 今、町長の答弁につきまして、補足の答弁をさせていただきます。

まず、審議内容の詳細でありますけれども、先ほど町長の答弁にありましたように、平成14年7月、第1回の委員会から始まりまして、4回ほどということ、全部であるわけでありまして、第1回の推進委員会のときに、先ほど町長の答弁にありましたように、現地調査等から始まりまして審議、協議に入っていたということになりますけれども、そのときに委員さんの方の意見なり提言としまして、ここにバスターミナルのうわさがあるんだけれども、どうなのか。ここにバスターミナルをつくと、下賀茂の商店街は衰退するんじゃないか、それが縮小傾向に拍車がかかるんじゃないかというような意見とか、それから先ほどの町長の答弁にありましたように、敷地内の源泉の利用をお願いしたいと。具体的には、足湯とかそういうのも考えますというふうなご意見もありました。

それから、現在のあくまで買収して、現存の利用方法も考えていただきたいと。それから、コスト面からペイできるようなもの。これにつきましては、価格がどうなのかというようなたしかご意見もあったんですが、この時点では、まだ価格は出てきません。ある程度話が詰まった時点で、財務省、それから町が双方でお互いに土地の鑑定評価を行いたいという意向があるということ。それから、総合福祉センター、これは現在の福祉センターが老朽化という形があるものですから、総合福祉センターをこの土地に建設するようしていただきたいと。

それから、10月の第2回の推進委員会には、先ほど町長の答弁にありましたように、下賀茂地区の問題にとどまらないで、これは南伊豆町全体にかかわる、いわゆる当該土地の一部であります。それから、第1回と同じような意見ですが、福祉センターが余りにも古いから、やはりそういうものの建てかえも考えていただきたいと。

それから、もう一つは、この計画の主体を産業振興に置くのか、福祉に置くのかというのをはっきり決めた段階で、協議を進めたらいいのではと。それから、先ほどの薬用試験場の歴史を十分勘案したもの。それから、用地の細分化は避けた方がいいとか、それから周りの……

〔「わかりました、いいです。結構です」と言う人あり〕

企画調整課長（谷 正君） そうというような流れでした。ちょっと長くなりました。

〔「質問時間がなくなるので、わかりました」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） 今のその説明はわかったんですが、4回ほどやったということの中で、この報告書として、これが下賀茂地区周辺整備計画についての要望について、3点ばかり上がっていますね。これはやはり、ふるさと創生委員の中の一つの案として、この3項目は出ているわけですか。例えば、言うとも時間がありませんが、跡地については隣接する私有地の確保に努められたいとか、温泉利用については観光的、産業的なものにかかわらず、総合的な活用、運用に努められたいという、3項目、もう一つあるんだけど、これはやはりこの委員会の中の提言というのか、構想の一部というのか、どうなんですか。下賀茂周辺整備計画についてですが、この中に出たものなのか、ちょっと。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） この報告書につきましては、3月12日付で、たしか町長に報告しています。この時点のこの推進委員会のまとめという形で、委員長が出したという形で、とっていただいて結構です。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） わかりました。何はともかくとしても、もうこれだけ、2億600万ですか、貴重な税金を使って購入したわけですから、この結果ですから、これは別に私はだめだとか反論する意図はありません。ただ、もう半年もたっているのであれば、もう少し具体的な構想もいろいろ、それは能書きもいろいろあるでしょうけれども、実現することが最大の目的であって、いつまでも駐車場に、何かあるかって、駐車場置こうかって何の進歩もないわけですよ。だから、そうするために一日も早く構想を練って、具体的に計画されて、実施されることを望みます。

それと、第2点でございますが、ふるさと推進委員会とほかに実践している人たちの策定委員会は、これは過日、3月議会に同僚議員が跡地利用計画の策定のプロセスについて質問して、その中で過去にまとめた構想を基礎として、行政サイドの考えでなく実践している人たちを委員として策定委員会を実施したいという答弁がありました。これは委員とは別に、委員が19名いるわけですね、このふるさとの創生のやつが19名。平成14年5月21日に発令されて、16年5月20日までの任期の人が20名。1名は、いろいろの事情の中でダブった関係で、現在19名が委嘱されているわけなんです。それについて一日も早くやっていただきたいということなんです。それについて町長の考えをお願いしたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ふるさと推進委員会のほかに実践しているということでございますけれども、ふるさと推進委員会は、区長連絡協議会長、文化協会長、商工会長、町議会議長、観光協会長、漁業組合長や農協総括支店長など、南伊豆町の各界、各層の長の代表で構成されています。南伊豆町には、産業団体連絡協議会という組織がございます。その組織の長の多くがふるさとづくり推進委員になっております。このご質問の実践している人たちの計画策定組織は、その産業団体連絡協議会事務局の方々、要するにトップではなくて事務局の方々をお願いし、実践計画を考えていただくようお願いし、今後、協議を重ねていきたいと考えております。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） いっときも早く、あそこ、ある程度形を出してもらわないと、やはり先ほど言ったように、町民に対して申しわけないと思いますので、委員についてもやはり実践のある、19名は今、町長が言われたとおり、これは当然職であるわけですね。今、説明したってわかるとおり全部当然職だから。果たしてこの当然職の人が、こういう構想の中であれができるかという中で、実践した人ということで発言があったと思うんですが、ほとんどこういうものについては、やはりそういう学識経験者というのか何というのかわかりませんが、そういうものを極力多く入れて、いっときも早くつくってもらいたいことを要望して、次に移ります。

次に、石廊崎ジャングルパーク閉園についてですが、この件については、ただいま町長の行政報告があったわけでございますが、このジャングルパークについては、平成11年に今の

園長が赴任して、その後、経営状態から、平成13年ごろより、この園については閉園するという意向を考えに持っていたと。そして、本年3月、岩崎産業の社長より岩田町長あてにこの文書が来ているわけですね。これは皆さん議員もご承知だと思いますが、これは日にちがちちょっとわかりませんが、16年の3月、日にちに入っておりません、多分29日だと思うんですが。

これについて概略を読むと、15年3月に本年9月末をもって閉園する旨の文書の中で、石廊崎ジャングルパーク閉園に伴い、数年来懸案になっている弊社所有地の無断使用に関し周辺道路、これは例の周辺道路の問題ですね。これについては3項目、平成16年3月31日までの賃貸料をどの程度支払って使用するか。これは既に12月の補正で解決済みですが、その次の2項目として、それはあくまでもこれまでの間に貴町において売買に関する財政処理を行い、新年度に入ったらすぐに弊社所有地全体を貴町において買収する。その金額は6億円であると、ここに書いてあるわけですが、しかしながら15年度も終わり、新年度になってもいまだ移行の準備が整わないばかりか、6億円の金額に対しても金額の減額に言及するなど、当初の約束どおりの条件を処理しようと思えません。よって、平成16年5月11日以降は使用できない、実効性のある対応をするのでご了解願いたいというのが、この文書ですね。

そこで、私の質問ですが、1点、これまでの間、貴町において売買に関する財政処理を行い、新年度に入ったらすぐに弊社所有地を全体買収するということが1点、これの内容について説明していただきたいと思います。それと、当初の約束どおり条件とは何か、この2点についてお伺いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その売買においてということですが、私たちは6億円で買うということは言ったことはございません。この石廊崎については売買か賃貸か、そういう両方の併用ということは言っておりますけれども、少なくとも6億円という値段については私たちは、当初は、最初の口頭ですけれども、河津のことを引き合いに出しながら1億円ぐらいじゃないかということで、最初は口火を切ったわけです。しかし、向こうの方で、うちの方とするならば不動産鑑定士をお願いして、2億円というのが出たわけです。そして、正式に相手の方に対して、私たちの売買価格は2億円ですよということを持っていっただけですか

ら、6億円ということに対しては、それは向こうの一方的な意思表示であって、私たちこの財政の苦しい中、町民の財政を預かる私たちとするならば、それに応ずるわけはいかないし、それについて助役が窓口になっていたわけですが、お断りしたというそういう経過がございます。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） 金額についてのあれはわかったんですが、この文面の中に、当初の約束どおりの条件を処理しようと思えないという、この当初の約束どおりの条件というのは何だったのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 売買する場合に、大きな土地の売買の場合、一応、土地の固定資産の評価額というのが、ある一つの考え方としてあるかと思えます。そういう中で、評価額ということも、売買価格の中で相手の方は当然出た 窓口は助役ということでしたけれども、そういうのが出たやに聞いております。そこで、約束という言葉が出たのかなと、そう考えています。評価額が全部で2億7,000万ぐらいでしょうか、何か土地、建物の評価はそういうことがありましたので、向こうの方とするならば最低という、不動産の売買の場合、基準になるのも、不動産評価額というのも一つの例があるわけですから、その辺をちょっと言ったのかなと。

そして、約束したということについては道路のことが、15平米の土地を幾らで買うというのがちょっとあったわけです。それは弁護士さんをお願いして、まだそれは未解決ですけども、値段の方がちょっと常識外ということで、いまだに弁護士さんの方へ預けてある状態であります。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） いずれにしても終わったことで、先ほどの行政報告の中にもあったとおり、その金額の差で断念したというのがもう報告されておるので、これは私がこれからいろいろ追求する必要もありません。

ただ、私は昨年9月議会からのいろいろの議員の質問の中でずっと来ているんですが、例えば一つの例として、議員のこれを購入することについて国県にどういう具体的交渉をした

かという質問に対して、あくまでも県知事に対しては、買うということを前提に特定民有地等買い上げの補助事業で採択してくれということを出したわけですね。こういうことがあったと同時に、これは解散したんですが、1市2町の合併を視野に入れた中で、下田市長と河津町長に対して特例債で買ってもしいいのかということをお願いしたということも回答の中にあるわけですね。

それと、この9月議会の中に、閉園問題についての町長の考えの質問に対して、町長は買い取る方向で検討して、これはあくまでそのときの考えですから、それは構わないんですが、答弁として買い取る方向で検討したい。また、跡地利用については公設公営か、公設民営かという質問に対して、今はそういう事態でない。これは当然のことなんですが。そういうことと、ことしの3月議会の中で、助役の発言で、まるっきり石廊崎は観光のかなめであるということ、価値ある自然環境の保護として過疎債を適用するということで施政方針にも上がっているわけですね。これは3月の施政方針にも上がっているんですが、その価格の面で相当の開きがある過疎債に対して、皆さんそれぞれ意見があるうかと我々に対して言ったんでしょうが、国立公園、そして名勝地であるので、国県に対して対応をしてほしいということ要望したけれども、この時点で大変県の方も、国の方も財政上厳しいから、これは無理じゃないかという答弁を助役はしているわけですね、3月の議会のとき。これは事実ですね。ここにちゃんと文章、事実でなければ、ここに証拠がありますから。ここに、議会の中のあれにありますから、これはたしか間違いなく言ったと思います。

そういうことの中で、結論とすれば、町とすれば当然買いたかったんだと、すべての点に対して。だけど、結果として最終的に金額面だけで放棄せざるを得なかったと。それは単なる、私は言い逃れで、その間、何もジャングルパークの構想についても何も出てこなかった。ただ単なる金額で断念したということは、ちょっと言い逃れじゃないかということで、この責任に対して町長は、町民、議会に対して説明と謝罪をすべきだと思うが、町長の考えを伺いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私、10月7日に森県議を窓口ということで、県に買収してくれということはお願いしたわけです。ですから、私たちこの貧乏の世帯があれだけの土地を買うというのは、当初は考えておりません。そして、今言われたように、あくまでも合併するならば特例債が利用できるんじゃないのかなと。そういう形の中で、あくまでも私は町が単独とい

うことは主張しておりません。ですから、そういう合併の中で利用できるならばということ
は言ったことは事実であります。

そして、県に森県議を窓口として、そして県が買収してくれないかということをお願いした
ことも事実であります。そして、その中で県の方の考えとして五役が会合し、そして過疎債
の適用を考えてやれよという、そういう方向性は県の方で出したことでございます。そして、
現地を見にきて、しかし売買の価格が折り合わないということで、私たちは断念せざるを得
ないということで、私たちが主導して買うということじゃない。財政はわかっているつもり
ですから、できることなら環境保全とか、大局的に見たときは県が主としてという、そうい
う基本的な考えは持っておりました。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） 知事や町長の答弁はそうなんです、いや私は初めから、要するに
町長は買いたいということはずっと述べているわけですね、買う意向があると、それは別に
間違いじゃないと思うんですよ。

だけど、私の言うのは、その間に、金額は別にしても、あそこを買った場合に何をつくる
んだ。ただ草っぱらに置くんじゃ意味ないなと。だから、あそこのいろいろの構想、プラン
を立てた中でいろいろなものが出てきて、審議されて、議会とか、町民に対するいろいろ、
公聴会でも結構ですよ、そういうものの中で計画されて、そして断念したのならいいんです
が、それを内容によっては6億円という金額が、構想によってはまだまだ10億でも20億でも
価値があるもんだなということであれば、これはできると思うんですよ。ただ、その間に何
年も、何年間、2年半、3年かかって何も審議されていない、構想も出ていないという中で、
ただ金額面だけで断念したということは、まことに私も一南伊豆町民として、観光地がなく
なるというよりも、衰退するということは残念だということの中で説明しているの、この責任
は重いので、町長は謝罪については何にも答弁していませんが、答弁する場がないで
いいですよ。答弁する必要があるんじゃないかと私は思っているから質問したので、もう一
点、よろしくお願いいいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 最初の三谷さんが、確かに石廊崎地区は大変だよ、ジャングルパーク
は大変ということは、口頭でありますけれども伺っております。そして、私たちはそれを一

企業として正直いってとらえたわけですけれども、行政センターの所長にお願ひし、そして石廊崎地区周辺活性化委員会というものを立ち上げて、いろいろ検討したことも事実であります。

そして、実際に向こうが正式に来たのは、5月30日をもって9月より閉園する。期間はちょっと稲葉に言わせますけれども、要するに時間がね、向こうの方が制限を、時間を切って交渉してきたということ、そう考えたときに、私たち国立公園第1種、そして文化庁の西南海岸ということを考えてときに、なかなか使い勝手のいい土地ではないという、そういう認識は持っておりました。ですから、できるならば県の方に環境保全のために買っていただくのが一番と、そういう判断もしたこと事実でございます。向こうの方が、交渉期間が限られたと、それも現実でございます。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） 町長、3回目ですが、要するに余計なことはいいです。過去に立って、要するに謝罪する意思があるのかないのか、それだけで結構ですから。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私が謝罪する意思はございません。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） これ以上、論議しても意味がありませんで、時間の関係で次に移りたいと思います。

今、一番大切な問題は合併問題でございます。この地区懇談会の結果という題名で質問してあるわけでございますが、合併問題については1市2町当時からいろいろ審議されて、結果が12月19日に法定協議会が解散となったことは、皆さんご存じのとおりでございます。

また、当町9月定例議会で、同僚議員の質問で、これ1市2町ですから、1市2町の合併は町を左右する重要な問題であると。16会場での地区説明会を通じて、町長は町民の意向をどう受けとめているかという質問に対して、「地区説明会、アンケート等、民意の把握に努め、財政再建、行財政のスリム化等を説明し、説明会の出席者の776名については、了解してくれたという感触を持っている」という答弁がありました。

今回、1市1町の説明会では、出席者629名、これは全世帯、約4,030幾つの中の約1割強

の出席者でございますが、この合併に対する意見が157件、他の意見が68件あったということですが、新聞を見ますと合併に対する意見が52とありますが、これはどういう形で出したのか、私は理解に苦しむのですが、私がいろいろ精査した中で見ますと、合併に対する意見は12ぐらいだと思います。それで、単独はどうかということで、単独については9件、その中に住民投票に関する意見が10件あったわけでございます。その結果、町長はいろいろ住民説明会で町民の意思を踏まえ、方向性を決めたと、合併に行くんだということ決めたと決めたということですが、私も懇談会に3カ所ばかり出席させていただいたんですが、やはりこれは結果として少なかったということは、町民に対する合併に対する説明不足と町民の関心がなかったということの中で、町長は苦渋の選択を選んだと。苦渋の選択とは苦しみ悩むことで、それだけあれすることはないと思いますが、苦渋の選択となった。

その中で、注目されるのは、住民投票、アンケートの質問が10件あったわけでございます。町長は、最初から住民投票はやらないと。その理由については、東伊豆町の例を挙げて、その後住民投票で決定するのでは、結果の責任をだれがとっていいのかわからない。首長の存在する意味がない。最終的に行政の責任は町長にあるという、これはちょっとわからないんですが、これは後で説明してほしいんですが、要するに万が一住民投票をやった場合には、これは当然条例の中で行うことであって、その結果によって、右になるのか左になるのかということだから、住民は住民で、町長、あなたが責任をとることは、私はないんじゃないかというように判断しております。

それで、過去の解散した合併に向けての町長の意思については、これは1市2町です、当時ですから、合併の実現により政治生命が絶たれるかもしれない。後世に岩田はばかだと評価されるかもしれない。しかしながら、政治家として退路を断ってでも実現する覚悟だという強力なる決意を持っていたわけなんです、努力もむなしく1市2町が解散したわけですが、今回の1市1町についての町長の考えは、やはりこれと同じような考えでいくのか、1点質問したいと思います。よろしくお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 退路を断ってというふうに、政治家としては本当にきざな言葉を使ったわけですが、私は本当にそのつもりでやらなければいけないのかなど。そして、この合併について、皆様同一質問があるわけです。私は、基本的な考えとして、まず述べさせていただきたいと考えております。

南伊豆町の現状として、人口少子化、そして高齢化、そして人口減、これは現実問題として迫っているわけであります。それから、1万人以下の交付税段階補正の見直し。これは第27次地方制度調査会の後、これも実行されると考えております。そうなったときに、三位一体改革による税収不足、今年度の予算につくならば2億9,000万円税収不足と、そういう予算編成をしております。

財政不足を補うための今までのやり方からするならば、財源不足も基金の運用でやってきたことも事実であります。私は、単独を選択するには行財政改革に限度があり、近年中にもしかすると、これは流れとしてはわかりませんが、財政再建団体への移行も考えられるんじゃないのかと、そういうふうなせば詰まった情勢というのを、ぜひご理解願いたいなど。これからの議論の中で、私はこれを南伊豆町の現状として考えなければいけないのかなど。

そして、ではなぜ合併かということなんですけれども、話は大きくなりますけれども、日本国の少子高齢化社会の本格的な移行というところもあろうかと考えております。ということは構造的税収不足、これは働く人の数が減るといって、その大きな流れはもうわかっているわけでございます。そして、構造的行政需要の増大、これはお年寄りがふえるということと……、すみません、いや最初の考えですから言わせてください。

ですから、構造的行政需要の増大というのがあるわけですね。それは避けて通れないもの。上記の相反する課題解決の準備として、この町村合併であると。ですから、この大きな流れの中で、南伊豆町をどう位置づけるかというのが、私の課せられた仕事であると。

そして、また、この3点目でございますけれども、よくこの施政方針でも言っておりますけれども、719条の現実は見なければいけないという、例えばですけれども、ことしの、皆様方も一緒に勉強はしたわけですが、公債費収入が36兆5,900億円、そして全体の44.6%を占めているよと。そして、歳出内訳を見ますと、国債費が借金返済分と元金利息ということで17兆5,685億円。そして、一番問題になるのは、私は利払い費ではなかろうかと、8兆7,000億。ということは、この8兆7,000億というのは、当然に来年度の要するに債務として残ると。

ですから、日本国がそのような雪だるま式に債務がふえつつあるということは、私はそれを前提条件と考えなければ、この合併というのは、私も町長でございます。本来ならば町長職というのは、未練ないわけじゃございませんけれども、国の大きな流れというのを見るのも私の与えられた仕事。そして、その中で退路を断つというのは、皆様方に当然にご協力い

ただかなければいけませんけれども、合併の法定合併協議会が設立させていただけるならば、一つの流れの中に南伊豆町を穏やかに乗せることができるんじゃないのかなと。

そういうことで、私の基本方針、これからあと8人の方と話をするわけですが、これは私の退路を断ってという意味の裏返しとっては失礼ですが、そういう形の中で考えておりますもので、ひとつその辺から議論していただければと考えております。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） 議長、ちょっとお伺いしたいんですが、時間は40何分までですか。

議長（齋藤 要君） 40分まで。

11番（石井福光君） 40分までで、ありがとうございました。

ただいまの町長の気持ちはわかったんですが、いや私は矛盾している点があるから質問するのであって、この住民投票について先ほど述べたように、9月の定例会においては、地区説明会の中でアンケート等、民意の把握に努めるということを言っているわけですね。民意の把握に努めるということは、ある程度住民の意見を聞くんだけど、これじゃ聞けないわけです。だから、今回、住民投票をやらないということに対して、把握できないから当然これやるべきだと思うんです。

それと、過日、これは伊豆半島内においても、もちろんご存じのとおり東伊豆町は住民投票をやりました。それと、過日の新聞ですが、これは北部、伊豆の田方郡の北部3町の合併ですね、大仁の住民団体、この住民団体は合併を賛成する団体であります。この団体が住民投票やるために町長に条例制定の本請求を行っている、ここに書いてあります。だから、果たして町長、やらないというのは、住民のあれ把握できないんじゃないかということと、東伊豆もやったということ、結果を恐れて、要するに自分は合併したいんだというとき、住民投票をやったときに、単独が出たときが怖いために、住民投票をやらないんじゃないかなと、私は単純に考えているんですが。こういうものを、町長の要するに合併推進員の中で意見が出ている。これは内容をやはり見ると、規則に基づいて当局としての意見をつけて、町議会に送付すると町長は言っているわけなんだけれども、町の改廃という重要な問題に住民が投票で参加するのは意義あると。だから、出してくれということを行っているわけですよ。これはいいんです、これはもう時間がありませんで、こういうものも出ているんだということで、この合併の問題についてはやらない、合併の問題の住民投票をやらないということですから、住民投票については次に移りたいと思います。

それと、合併問題はいろいろ、ほかの議員が質問があると思うんですが、私は重要な問題についてもう一点お伺いしたいんですが、町長は4月28日、午前中の当町全員協議会が行われました。この午後、下田市長と話し合いに行ったということを聞いております。あれはあの午前中の全員協議会は、23地区の会合でということがあったかということの中の全員協議会があったんですが、その翌日の新聞でいろいろ書かれております。それで、町民に大変な誤解を生んでおります。それを下田市長と会った理由、何のための行ったのか、それとか内容について、ちょっと簡略にお願いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 市町村合併に対する方針ということで、議員全員協議会を開いていただいて、皆様方に「市町村合併に対する方針について」という資料をお渡ししました。私は、その資料と、そして誤解があるといけないということで、新聞記者にも同じ資料を渡しております。ですから、この文書を見て、いろいろ質疑によって誤解を招くといけませんから、私はこの「市町村合併に対する方針について」ということと資料1と資料2を持って、石井市長の方に、私は方向性だけは議員の皆さん方に提案してきましたということだけでございます。あとは、それを渡すだけであります。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） では、それだけであれば、その会合の中に、これは伊豆新聞ですが、記者はいたわけですね。町長、いたわけですね。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 伊豆新聞の記者は、下田でもし出たとするならば、下田の場合、石井市長がメインということでもありますから、私は基本的には石井市長に市町村合併に対する方針についてということで議会に報告してきたというこの文書を渡し、これから全員協、議会の6月定例議会にできることなら提出したいよという報告をただけであります。そして、石井市長も、この中で、多分この範囲で記者会見はしたと思っています。私は、あくまでもそういう誤解のないよう、記者にもこの文書は渡しております。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番(石井福光君) この新聞を見ますと、伊豆新聞が間違っただけの解釈をしたのか知らないですが、まず第1点、明らかに間違っているのは、「合併特例債適用期限である17年3月末を視野に入れ、下田市と1市1町合併に推進協議会を設立する提案を町議会6月定例会で行う意向を明らかにした」とこう書いてありますね。これはだれが考えても法定協議会である。これはミスだと思います。

それと、これはミスだからどうでもいいんですが、次に「下田市の石井直樹市長と南伊豆町の岩田町長は、28日、下田市役所で両市町の合併問題について話し合いを行った」と、これ書いたとおりに読みますからね。「平成18年3月までに2市町の合併を前向きに進めていくことで合意した」、これは構わないですよ、合意したわけですから、これは別に文句。ただ、その後がね、「岩田南伊豆町長は同日、同町議会全員協議会で下田市との合併を報告した後、石井市長に経過を説明して合意に至った」と書いてあるわけですよ。この新聞を見て町民は、ほとんどの人が合併だなということで、私もいろいろ抗議を受けて、どうなっているんだと質問したんだが、この記事について、これ言わなかったのか。それとも伊豆新聞が、これ名指しで申しわけないですが、伊豆新聞ですが、本当にそれを書いたのか書かないのか、それちょっと伺いたいです。

議長(齋藤 要君) 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長(岩田 篤君) ですから、私、先ほど言っていますように、私はあくまでも皆様方に報告した報告書を、みんな議員の方々に、下田市長に渡して、それで記者、多分、下田市長のをコピーしたと思います。そういうことでやっておりますから、私はそれにはちょっと関知していないというのか、その辺については勘弁していただきたいなと思います。

議長(齋藤 要君) 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番(石井福光君) そういうことの中で、いろいろ誤解も入って、いろいろの中ですから、これを見て、私は相当いろいろとあっちからこっちから抗議の電話がありました。それで、次の翌日に、これはおかしいじゃないかということ、私ははっきりと抗議しました。それは翌日の30日ですか、新聞紙上で報道されております。それは、何名集まって、どういう形で、どういう格好だということだけ、僕は納得しないんですが。それと、私の方には、町長がやはり午後、下田市長と会ったということであれば、当然普通であれば議長とか、助役とか同伴して行って、その辺のところを報告するというのが筋だなと思うんですが、町長

1人で行ったところに疑問を感じているわけで、その席で記者は3人入っていますね。秘書も1人入っています。その会合の中で下田市長の秘書が1人、新聞記者が3名、その中に同席していることは事実だと思います。

それについては、どうのうこうのと、過去のことですから、いずれにしてもそういう誤解を招いたということはまことに残念だということで、町長はこの合併については、この懇談会の中で再三言っていますね。要するに、下田市と対等の立場で交渉するためには、私は今、合併という言葉は使わないと、これは政治的駆け引きだと言っているわけですね。言っていましたね、懇談会の中で、対等な地位を保つための手段であると。だから、下田市との話し合いについての駆け引きは、こういうもので合併と出しませんよというのを懇談会において出しているんですが、そういうことであれば、なぜ午前中の当町議会の全員協議会が終わった後、下田へ飛んだかということ。それは、下田の方ははっきりいって、この議員がいますけれども、下田からこっちへ市長がどうなったかって来るのが当然じゃないかと思うんです。町長が出かけたということは、魚がえさに飛びついたということになるんじゃないんですか。魚がえさをこうやったときに飛びついたと、言葉は悪いんですが。それは対等合併をするために、それは堂々としてやはり行くべきじゃないかと私は思うんですよ。それにあれしたとなると、おかしいんじゃないかなと思うので質問しているわけなんですがね。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） それについて、ではお答えしますけれども、1市2町の合併が崩れたというのは何かというと、やはり財政再建について本当に真剣な、要するに方向性も見出せなかったと。そういうことで私が、では説明会の中で合併という方向性を出したならば、本当に下田がこの財政再建についての方向性に乗ってくるかどうかというのは疑問があったわけです。ですから、私は取引という言葉を使ったかもしれませんが、少なくとも下田と同じ視線に立って、そしてやるのが少なくとも町民に対する対等合併という形の中で必要じゃないかなと、そう考えております。そして、その成果として給料の問題、これは委員会の中で言っておりますけれども、過去の成果としてそういう給料は取得したんだよという相手側の発言もありますけれども、その給料を確保するために下田市の方も努力していると、そういう委員の方もあるわけです。そして、人の新規採用についても、私たちは基本的には合併については合法的なリストラということを行っていますから、少なくとも2分の1以下でなければいけないよと。

そして、最初の10月17日でしたっけ、この合併は過去の聖域についても踏み込まなければいけないと言ったわけは、今までの行政の考え方として、サービスの全体として、最大限をサービスするのが行政の責任というそういう解釈をしていたと思いますけれども、この右肩上がりの行政から右肩下がりの行政になったときに、その考え方も改めなければいけないというそういう考えを持っていますもので、私はそれについて助役以下、一生懸命、相手の事務方と話をしてもらっております。その成果が出たもので、ようやく発表したという段階ですから、その辺をもし同じ流れの中でやったならば、これは成果が実現するかしないか、これからの法定合併協議会の本当に議員さん、そして委員さんの力関係だと思えますけれども、合併するとしたならば、それを立ち上げるとしたならば、ぜひ議会の皆様方の本当にご理解が得られないならば、そして下田市の職員との、そして委員との、そして相手方の法定合併協議会の委員との、本当に腹を割った合併とは何ぞやということに踏み込まなければいけないのかなと。そういうことを常に念頭に入れたために取引という言葉を使わせていただいて、私は政治的にはよかったのかなと、この期間を持って、そして事務のすり合わせは成果としていいんじゃないのかなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔 11番 石井福光君登壇 〕

11番（石井福光君） いろいろ述べたわけでございますが、過日、6月5日のこれも伊豆新聞紙上で、下田市議会が法定協議会を議決した件について新聞紙上に載っておりました。賛成議員の質問の中で、要するに賛成討論の中で「下田市は交付税の減額や市税の減少、経常経費比率の上昇と借金で財政危機にあり、単独ではやっていけない。合併は行革の手段としてやむを得ない選択で、合併のメリットを生かすべきだ」という賛成者の議員の記事が載っておりましたが、これを果たしてどう解釈するのか。議員の町長以下全部がどういう解釈をするのか、これは2つの解釈があると思います。本音で本当に借金が得なものだと、この先は単独でいくと町はやっていけないからどこでもいいから合併してくれというように一つとれるのか、それともやはりこれは議論の上において、単独でやっていけないからといういい方法の考え方で僕はいったと思うんですが、解釈によってはそうとれるわけですね。合併しなきゃやっていけないから、南伊豆、合併してくれということの発言だととれるわけですよ。それが1点。

それと、その次の項目に、下田市は11日に南伊豆町との間で法定協議会の調印式に臨む方針だと書いてあるんですが、これいつ決めたんですか。答弁願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 多分この発言をしたのは、下田市会議員の方々と思いますけれども、一つの例として私は言っただけで、私は基本的な路線として、今回の合併については行財政改革、そして公務員の穏やかなリストラというのを最初から言っておりました。ですから、そういうことを多分その議員の方は考えていないで、要するに現状を客観的にとらえて発言した内容で、この合併の目的というのは、私は最初から言っております公務員の、要するに単独でやった場合、公務員、例えば給料を下げる、私たちの給料はいいんでしょうけれども、給料を下げるとかそういうことを避けるためにも、避けるために、そういう荒っぽい手段をとるよりも、合法的なリストラとして、そして管理部門というのはダブるわけです。私を含めて、40名近い方々が管理部門としてダブるわけです。そういう余るであろう人数を目的としてやっていくなれば、私は穏やかなリストラはできるということで、発言者はそれだけ危機なんだよということを使ったんじゃないのかな、そう解釈しております。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） 要するに、その後に、下田は11日に南伊豆町との間で法定協議会の調印に臨む方針だということから、これは先に決まっていなくて、当たり前じゃないか、決まるわけない。だから、それについて、内々に話があったのか、なかったということを知ったわけですよ。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 今、石井議員の質問の11日、これは今、任意の法定協の事務を進めています。その中で、例えば下田はこの間可決されました。そして、南伊豆町は10日の日に議会に提出する。それが、法定協が立ち上がるということがそこで確定した場合は、11日にやっていかなければ、もう後の期間がということで、任意の法定協の方でそういう計画を立てた部分で、合意とかそういうことじゃないと思うんですよ。その辺、ご了解いただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） そういう解釈だと私も思っている。見方によっては、もう既に下田市長と両方で話し合いが裏でできているんじゃないかというようなあれもあるので。私はわ

かっているつもりなわけ、法定協議幹事会の中で、先ほどの9カ月を見たときのあれがわかっていますから、私はあえて質問したのはそういうことなんですよ。

それと、時間が二、三分しかないんですが、最後に町長、町民懇談会の中で学校統合問題について触れていたんですが、もう時間がないから、これは要望ということは、なかなかこれは大変なことで、私は実現すれば大したもんだと思うんですが、これについて、あと2分しかありませんで、統合についての意見をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、10月17日の過去の清算という形の中で述べておりますけれども、南伊豆町の現状を見たときに、本当に6村が一緒になって、今の言葉で言うなら過大投資も残っていますよと、そういうことをもし避けたならば、この合併の成果は得られない。ですから、10年ぐらいのスパンを置いて穏やかに、例えば先ほど言ったダブる人については、やめたらということで、40人ぐらいはスムーズにいこうかと思います。しかし、あとの目途とするならば100人前後となろうと思いますけれども、そういうものについては段階的に、そして今言った学校関係については穏やかに、下田がやったら南伊豆、そういう形の中で話し合いながら、もしできればと考えているわけで、過去の清算というのはその中も含まれているんじゃないのかなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

〔11番 石井福光君登壇〕

11番（石井福光君） 今回の合併問題についていろいろ質問したいんですがね、時間の関係上しようがないんですが、要するに合併ということは私も賛成です。財政再建するためには、もちろん財政再建よりも、やはりこの少子高齢化になったときに、生徒数が減ったときには1校にする、私も持論として1校でいくべきだ。前回、南東中学と南中学の合併の問題で、私も1校論者だったですよ。それが相当の南崎地区と竹麻地区の猛反対を食って、結果的にできなくて今のような現状になっているわけなんで、この件についてはなかなか聖域に対してタッチしたと、踏み込んだということは大変な進展だと思いたいますが、その辺はまた地元の住民の意見等を把握してやっていただきたいと思いたいます。

以上で、時間が来ましたようでございますので、私も余り興奮すると体によくないものですから、この辺で控えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（齋藤 要君） 石井福光君の質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開いたします。

漆 田 修 君

議長（齋藤 要君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 本議会は合併議会と称して、マスコミとか各地域住民の方々、非常にそういう意識を持って臨んでおります。そのような意味もありまして、私は通告では下田市との合併問題を第1に取り上げておりますが、2番目の行政事務執行の適正化確保を先にやまして、残り時間、目いっぱい合併問題について質問させていただきたいと思っております。

まず、行政事務執行の適正化確保についてという命題であります。これは地方自治法92条の第2項、議員の兼業禁止に関する当局見解を特に求めたいと思っております。

地方分権推進法の制定以降、久しく地方の時代と言われ、各自治体においては機構改革や法令解釈能力の向上化や法定受託事務の洗い直しなど、さまざまな試行錯誤が試みられてまいりました。小泉内閣成立後、時限立法である合併特例法の強制合併が、漸次、行政指導という形で推進されましたことはご承知のとおりであります。国の財政危機を、地方交付税配布額の圧縮という形で、単位当たりの自治体数の減少化や、改革という名のもと三位一体の提言や、かつての地方予算の大盤振る舞いのツケを、今まさに地方自治体に回そうとしているのが現状の姿であります。

少子高齢化現象は、都市部と農村部ではその格差にばらつきがあって一概に論ずることは難しいが、過疎地域ほど当該現象は顕著であります。そして、地方交付税の目的は、本来、財政調整であり、市町村間の自主財源の差を埋めることが、その制度本来の目的でありました。

日本経済のバブル崩壊後、未曾有の不況低迷が税収不足となって、国・地方を問わずもろに財政を圧迫させ、財特債や種々の制度的恩典を図りながらも、現在にはつつもさつつもいなくなってきた、これは地方財政でありますというものが実態でありましょう。地方自治体の機能分担としての行政、議会、住民のトライアングルそれぞれが痛みを分かち合い、その不況を乗り切り、ずっと我慢し、独自の自立改革を模索し、今その実行が望まれているところであります。これ釈迦に説法になりますけれども、もうちょっと聞いてください。

当町は、昨年、議員定数を一気に削減しました。これは15人から12人にいたしましたね。それで行政側も今般、町四役の報酬カットや、管理職職員の時間外残業カット、また手当の減給等、そういった措置の努力の跡が見られております。

一方、住民にも、行政へのたかりですね。つまり、おれは選挙やったから、近くの街灯をつくってくれよとか、そういうたかりを排他する動きが見られることは、自治体のあり方として望ましい方向にあると言えると思います。

しかし、民間企業に比べ、まだまだ公務員への羨望の目は相当厳しいものがあって、より一層の意識改革が望まれております。一方、議会人は定数削減のみで事足りるものではなく、本質関係を論じるような、地方公共団体に、これは92条の2項をちょっと申し上げます。地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役またはこれらに準ずべき者、支配人及び清算にたることができないという規定がございますが、こういったその禁止制限等にも議会人としてスポットを当てなければなりません。住民の厳しい目は行政のみに注がれているのではなく、議会人も当然のこと、襟を正すことは望まれているのであります。

本条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員が、自治体の具体的な請負契約の締結に対する議決に参加することにより、直接、間接に事務執行に関与するものである以上は、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するため、自治体との間において請負関係に立つことを禁止しようとするものであります。これは92条の2項ですね。

そこで、まず当局の、この92条の解釈をまず最初をお願いしたいんですが。特に請負の意義。そして、2番目に、主として同一の行為をする法人とは何か。そして、これらに準ずべき者、最後の何々たることはできない、この4つについてまず解釈をお願いしたい。行政実例、判例がありましたら、それもあわせてお願いしたいんですが。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 地方自治法第92条、議員の兼業禁止について解釈ということでございますけれども、本条は普通地方公共団体の長、副知事、または助役、出納長、または収入役、監査役……

〔「その前文はいいです。さっき言った4つの項目について解釈してください」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） ちょっと調べて。

議長（齋藤 要君） 時間がありませんので、町長、早く。

町長。

町長（岩田 篤君） 指名委員会の長が助役ということで、助役の方がいろいろ調べておりましたので、ちょっと不勉強の点があるかと思えますけれども、その辺はご容赦願いたいと考えております。

法人として取締役だとか、そして法人無限責任社員、取締役、監査役、そして同等程度の執行力と責任等、当該法人に対し有する者とそう解釈しております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 質問のとおりちょっと答えてもらいたいんですけども、その請負の意義とは何かという、民法でいう請負業だけじゃなくて、商品の売買等も含むと、広義の含むという解釈ですよ。逐条によりますとね。

それで、実は何で当局側のそういう答弁を求めているかといいますと、その法令の運用について実は、運用と当局の現在やっております指名委員会のあり方について、実はそこへ話を持っていきたいために、今、解釈を求めているわけです。よろしいですね。請負は、今、私が申し上げたようなことなんです。

例えば、主として同一の行為をする法人とは何か。これ私の方から申し上げます、ちょっと時間かかるみたいですから。普通地方公共団体に対する請負が、その当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が町の職務執行、町長いいですか、町長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められた、そういう営業行為をしている法人を指すのであります。主として何かといいますと、設計とか、それから施工、俗に言うゼネコンですね、測量も含めて。そういった業種に携わっている議員の兼職についてどうだろうという規定が、実はこの92条の2項なんです。そういうことです。

ですから、例えばたることができないとか、これに準ずべきということは、例えば商業登

記簿上法人でなくても実態がそれに類するものである、類する例えば動きをしている議員さんは、それに該当するわけですよ。それがなぜかといいますと、直接、間接に、例えば補正とか当初予算で請負とか工事という細目で予算が出ますね。それに対する審議を、その方々が審議をした結果まで、例えば法的に担保するのかという問題が実は出てくるわけですね。ですから、それに対して、例えば当局が、そういう見解を実は示してもらいたかったのであります。ちゃんとね。

ですから、私、解釈はちゃんとここで持っていますから今申し上げますけれどもね。いいですか、もしできたらちょっと言ってください。たることができないだけでもいいですよ。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 漆田議員指摘のとおり解釈していると。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 私の方で、質問者の方で答えてしまったのは、非常にちょっと順序が逆なんですけど、実はそういう条文があります。地方自治法の92条の2項でね。

さて実際に、実は、ではその法の運用になるとどうかという問題にちょっと入りたいんですが、例えば今、先ほど申し上げました指名委員会ですね。正式には南伊豆町建設工事等指名競争入札参加者選定委員会、これは助役を長にして、所轄の課を挙げまして6人の構成でね。それで、出席は2分の1以上のなおかつ過半数の決議で指名がそこでされると、いいですか。その中には、例の前の議会で問題になりました随意契約も含むという表現なんです。これは第1条の目的なんですけどね。

そこで、ちょっとお聞きしますが、委員長が定める、これは委員長、助役ですね、あなたですね。指名参考意見書の中には、先ほど言いました92条の2項の要件は、そこに加味されているのかどうかを、まず最初に伺いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 今、議員がおっしゃる指名委員会をどういうふうに、その中で今言ったそういう該当する議員がられる企業等、そういうものに対して加味されるかということなんですけれども、あくまでも指名委員会といいますのは、その会社の、要するに経営内容と言ったらおかしいんですけれども、その会社がこの工事に対する受注能力があるのか、それともどこかで違反を起こして、それで指名停止になっているだろうかと、そういうものを

あくまでも審査して、それでこの工事にこの業者を指名することは妥当じゃないかということが、まず第一です。

ですから、今、その中に、例えばそういう、今、漆田議員がおっしゃられるような議員がそこに在籍しているかどうかということ、我々指名委員会の方としたら、そこを追求というか審査するそういう機能は持っていません。ですから、そこまでの加味した形の中で指名は行っておりません。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 確かに委員会要領、これは指名委員会要領ですね、要領ではそういう中身についてはうたっていないんですよ。通常、経審、経審と言いますね、経営審査会ですが、例えば自治体に工事を請け負いたいために、みずから経営状態を申告して、私はこのぐらいの施工能力がありますから自治体の工事を請け負わせてください、こういうものが経審と言われているものでありますが、その中に、実は私もあるゼネコンに勤務しておりましたので経審を記述した経験もありますが、実はそこに決算内容の数字を書くようになっているわけです。助役いいですか。その中は、当然売上高も入っております。そうしますと、その業者が、売上完工高が、例えば当該自治体が発注する金額の3割いっているよ、5割いっているよというのは当然わかるわけでしょう、指名委員長、わかるわけでしょう。そうすると、そこでごく一般的に普通の町民が、私たちが考えても、そこでわからなかったということはあり得ないんですよ。それどうですか、それについてまず一言。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 今、漆田議員が言われるのは、恐らくこの中に議員がいるんじゃないかということだと思っただけですけど、まず総括的に言いますと公職選挙法、そちらの方から、公職選挙法の100何条でしたか、要するに議員となるべき者は兼業禁止という大きい禁止項目がありますね。議員に当選した時点で、そういうもの、自分が所属している会社の代表なり、あるいは取締役なり、そういうものを備えているということであれば、当然そこで自分が会社の役員を辞退するか、それなかったら当選しても議員の職を辞退するか、そういうことがまず前提になってくると思います。

ですから、私どもの方としましたら、そういう一つの公職選挙法という山というか、そういうものをクリアして出てきた議員であるというそういう認識がございます。ですから、その中で、そういう会社に関与しているかどうかということは、明らかでないものという解釈

のもとで、指名委員会なりで業者の指名をやっている状態です。

確かに議員がおっしゃる30%、50%というのは、売上高で占めるというのはございます。ですけど、一応そういう前提があるものですから、その議員がそこらに抵触するかどうかということは、また別の法律の方で、議員の方々にそれはまずそこを決めてもらうという、127条ですか、何かあります。それを前提にしていますから。

議長（齋藤 要君） 漆田修議員。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） これ同じ質問で、2回目にさせていただきますね。実は、92条の2項の所定の請負関係に立つことが明らかであったという場合に仮に該当したとしましょう。そうした場合、議会の議決の違法性についての実は解釈が2つほどあります。例えば、行政実例と判例と2つあるんですが、それについては例えば、関与して、それが大方の賛意のうちの、その人の1票差で、それが決定したという場合は別にしまして、左右されない場合は違法じゃないよという解釈、行政実例がありますね。一方においては、判例で、これは違法性があるよという解釈もあるわけですよ。

ですから、これが例えば請負契約とか取締役の就任行為そのものに対する規定じゃなくて、議員の本来のあり方に対する規定でありますので、先ほど助役が言った地方自治法127条の規定で、例えば委員会を、これ動議しますと自動的に委員会は立ち上がってしまうものですから、私は今回その前にちょっといろいろな面で用意はしなかったんですが、それ一番、私が問題とするのは、その議員を擁するゼネコンと指名委員会、当局側の長年の癒着関係、悪い意味で言います、癒着関係が極力ないような。前日も私も議会で申しましたが、そういう公開入札制度です。入札制度のあり方をこういうふうになんか少しずつ変えることによって、例えばその辺は一番改革の大きい目玉でもあるわけですよ。自立自主路線を選択した自治体がまず手をつけたのは、これです。入札制度のあり方にまず手をつけております。

それで、私は後ほど合併問題でも実は話を言うつもりでありますけれども、その辺は前に、助役いいですか、簡単に勉強して検討しますと言われて、さらっと逃げられてしまったんですがね。実はこういう問題についても、あなた方は常に注意しながら、工事の完成を担保する能力があるかどうかの、安いが高いか、より安いものを、いいものを短い期間でやってくれるかどうかだけじゃなくて、いろいろな面で町民は注目しておりますので、今こそそういうことを力を発揮して、おれはこういうことをやったよとアピールしたらどうですか。これは当局側の名を売る一つの手段にもなるわけですから、先ほどの入札制度の改革とあ

わせて、前向きなちょっと答弁をもらいたいんです。前向きなですよ。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 非常にお話がありましたように、前回検討しますということで言ったんですけれども、確かに議員のおっしゃる部分、そういうところまで考慮した指名委員会というのが必要だということは、こういう分野については感じております。

今後、いろいろな入札の指名方法だとか、入札それぞれのそういう方法が、今、例えば電子入札だとかいろいろな方法も出てきております。そういう中におきましても、これから町の節目、それから入札方法等も、それに関連した形で改正する部分が多分にあると思います。その時点で、今おっしゃられることを十分、心の中に置いて、それで俗に言う改革というような形ができる方向に進んでいくように努力します。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 実はこの問題、もっとたくさん用意したんですよ。それで、法の運用についても、非常に当局側はお話しにくい表現、いろいろな表現が出てくると思いますので、実はそこを入れて40分ぐらいかなと思っておったんですが、それは一応やめときます。もっと合併問題をちょっとやりたいもので、その分、合併問題の方に時間をちょっと割きたいと思いますので、私の持ち時間の中でね。

いいですか、これ約束してくださいよ。例えば、中小の町の指定のA、Bランクの業者はある程度仕事は潤滑、回っております。ところが、C、Dランクの業者は全く仕事がありません。それで、特に建設ゼネコン業というのは、物の生産性がない業種なんですよ。例えば、自治体なり民間なりのプランニングに基づくものを請け負う請負業ですからね。例えば、一般の製造業みたいに物を生産して流通市場に流すとか、そういう意味合いが非常に低うございます。したがって、発注する側は、その辺までおもんぱかってやる必要があると思うんですね。町内の活性化、それは資金の信用創造という形でどんどん資金が広まっていきますので、ぜひともその辺を念頭に置かれてお願いしたいと思います。

さて、実は1番目の下田市との合併についての問題に移らせていただきます。

1番目の議員が、実はある程度のことは質問してしまったので、私は非常に質問しにくいんですが、ちょっと別な視点から町長認識を、町長だけにお願いします。町長認識を賜りたいと思います。

今、なぜ下田市と合併するのかということなんですが、それで第1番目の石井議員の質問

で、国の七百何十兆の話が出ました。三位一体とか、低迷する経済の問題で、どうしても自治体が一つの大きい形になって、地方自治として配分される交付税の額を圧縮して、全体的な経済的な相乗効果を求めるんだという、三位一体改革の基本理念はそこに書いてありますけれども、ところが七百何兆じゃないんですよ、町長。地方自治体合計は190兆なんですね。190兆分の南伊豆町75億ですから、いいですか。

そして、その中で、例えば自主改革をすべきはどうしたらいいか、前回の全協で配りました「南伊豆町の財政見通しの未定稿」、この分ですね。これが、平成20年までの自主路線を選択した場合の財政の見通しというのが書いてありますね。その辺の数字のあらし方にも多少問題があるんですが、それは後ほど申し上げます。

まず最初に、なぜ今、下田と合併するのか。それをちょっと、まず最初にお答えいただきたいんですが。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） なぜ下田市と合併するのかということでございますけれども、また私が最初に言った下田市、南伊豆町の現況ということが、まずございました。ということは、南伊豆町は単独でできないというある程度の見通しはご理解のことと考えております。そして、私は常日ごろから行財政改革、要するに公務員に対するリストラが一つの手法として残っているよというそういう考えの中で、確かに下田市も経常経費等が高いというのはわかっております。しかし、その中で、経常経費を削減するために一番努力して可能なのは何かと考えたときに、やはり人件費が最終的にいくのかと。扶助費だとか、いろいろな問題でそれは制約があるわけです。ですから、そして公債費についても、過去の、要するに投資として、ではそれを払わないというわけにはいかないとは私は考えております。

ですから、お互いに努力し、そして合併に対する穏やかなリストラという形の中で、1市1町がお互いに努力するということが前提条件になるわけですが、そういうことを考えていくなれば、私は今、下田市とやるべきではないのかなと。要するに、南伊豆町が単独ではかなり厳しいと、危険があるということ。

先ほども言いましたけれども、1市6村の形の中で、本当にこの163名が働いているわけですが、それを単独でやった場合に、一番に目をつけなければいけないのは人件費だと、そう考えております。それを、単独ではなかなか節減できない。そして、そういう合併という形の中でやるならば、だれしもお互いに我慢するという形を持つならばできるじゃ

ないのか。これはあくまでも可能性であって、できると断言するわけじゃありません。

そして、この合併というのは、少なくとも単年度で求めるものじゃなくて、最低でも5年、10年の中で、こういう財政再建が可能かなということから出ていかなければ、私はこの合併の議論というのは進んでいかないんじゃないのかな、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 先月、それから今月ですね、全員協議会等の説明でも、そういう財政だと、問題は財政だと。そういう一貫した話は理解します。ところが、経常収支、特に財政見通し自主路線を選択したときの見通しですね、未定稿の部分ですが、これは平成20年までの歳入、主として国県補助金とか交付税のあり方ですね。それから、経常収支、ところが歳出、歳入についてはある程度理解は数字の中でもできるんですがね、歳出の方は、これは一番のもとは第四次総合計画の県に上申しました行政の羅列がありましたね、各年度はこういうことをやると。あと過疎地域基本計画のような3年、5年のスパンのショートの計画で、ローリングしながら、例えばそれを第四総に反映したいと。そういう歳出基盤、根拠に基づいた、例えば歳入ですね。基準財政需要額も、そういった地域住民に不可欠な最低の金額を出していると思うんですよ。

それが、向こう10年、平成16年から20年までの推移をこの中でうたっておりますけれども、これはある意味で固定化された項目になっているわけです。例えば、基準財政需要額を、この分についてはローリングで変更も可能ですから、いいですか、変更も可能ですから、そしてこの分は落としましょうと、基準財政を抑えますというような、数値上の努力がどこにもないということですよ。あくまでも、総務課長、一番わかっていると思うんですが、基準財政需要額から収入を引いたものが交付税の課税客体になりますね、計算の一番下です、一番下を書いてあります。それが、その推移そのものを見て、ほとんど変わっていないわけです。だったら基準財政需要額を変えればいいじゃないですか、落とすように。そういうことであれば、財政が苦しい苦しい、どうしてもやっていけないから、おれはほかの市町村と合併しなきゃならない、そういう論法は成り立たないんですよ。そのときには新法のもとで、平成17年4月から新法が施行されますけれども、新法のもとでは都道府県知事の勧告権が主たるメインですが、前みたいに国の関与は極力薄くなっておりますけれども、そういったもののもとに、例えばどうしてもにっちもさっちもいなくなった実際の措置というのは、この本法の条文以外にも当然別な形で出てくるでありますし、そういう努力をしないでだ

めだからやるんだというね、一生懸命考えた結果だと思いますけれども、そういう結論というのはちょっとおかしいなと思います。それ1点です。

もう一つ言いますから、2つ答えてください。それと……、先それやってください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 基準財政需要額が同一額ということでございますけれども、基本的に町の税収があれば、当然分母が大きくなるし、それなりに解決できると思いますけれども、今の段階で税収というのは、なかなか先ほど言ったように、人口減ということによって労働人口が減ります。そして、一番の南伊豆町の収入の大きな源とすると交付税です。それも当然減るということ考えたときに、もとが減る、そういう中で私は当然事業見直しというのは必要、当然わかるわけですが、この南伊豆町の行政を見たときに、過去の継続というのはかなりあるわけです。単独事業でしたらそれは可能かもしれませんが、継続事業となるとなかなかその見直しというのはなかなか厳しいのかな。

ですから、その財政の方も、今後入ってくるだろうという形の中で決めるざるを得ない。そして、現実問題として町税の収入というのはなかなか厳しいのかなと、そう考えていますから、その辺はご理解願えればと。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 確かに固定資産税を除く市町村民税の測定というのは、非常に難しいところがあることは、私も理解いたします。

例えば、国が今、昨日もマスコミ等と言っていましたけれども、非常に前年対比二百何十%、五百何十%という営業利益率の拡大、アップになっていますね。それがために株価も一遍に1万2,000円近くぱんと上がったというような、マクロ的な経済の動きも実はあるわけです。そして、それが、資金が地方自治の市町村民税で反映するのは、離陸着陸の飛行機の後輪と同じで、景気上昇のときには一番最後、景気が下降するときには一番最初だと、そういう面も実はあると十分理解しております。

そして、実は全協の前のときですかね、7月のとき、町長、実は重大な発言を一つしているんですよ。これは地区懇談会等においてもそういう説明はされておりましたけれども、こういうことなんですよ。過疎債の、合併特例債は、仮に下田、下田以外どこでもいいですが、合併した場合、特例債の用途制限はおのずと、使い道についてはいろいろな法的な制限があ

ります。ところが、従来の過疎債の恩典が引き続き受けられるよというふうな当局の説明がございましたね。それが、下田市は過疎指定区域じゃないんですよ、それは町長、知っていますよね。それは私、下田とも確認しましたけれども。そうした場合、南伊豆町が仮に下田と合併して過疎債の恩典を受けますと。そうするとその資金は、単純に人口比でいきますと4対1ですよ。何も過疎でない下田に、何で4いかなきゃならんだということになるでしょう、なりませんか。事業を起こすときに過疎債を起こします。わからなかったら企画課長でもいいです。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 今の過疎債の適用の範囲でありますけれども、今回の過疎債、旧過疎法の、旧というか、あえて答弁させていただきますと、合併前の従前の地区のものが過疎地域ということであれば、その地域は引き続き新法の適用を受けるといことなものですから、私どもが理解しているのは、その過疎債を新市で合併した場合は、新しい自治体が全体で受けるといことじゃなくて、南伊豆地域がその適用を受けるといふうな形で理解しております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） それに関連してなんですが、例えば法人格のある地域自治組織とか、そういうものであれば受けられるということですか、違うんですか。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） その地域自治組織とか云々ということじゃなくて、その合併前の地域という形で理解しております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 仮に下田と合併したとしますね。そうしますと、従来、過疎指定のあった旧南伊豆については全額受けられるということですか。その新市になった市町の、例えば一般財源化するということでないでしょう、特定財源でしょう、目的財源ですよ。違うでしょう、過疎債というのは事業を起こすときに上げるんですから。例えば、この地域の特性がありますね、旧南伊豆町だと。その、例えば何かの事業をするために過疎債は継続してもらえるといこと、そうじゃないでしょう。新市の中ででしょう。そこをちょっと教えてください。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 俗に現在、先ほど議員がご質問ありましたように、過疎の自力促進計画というのを私ども計画して、おおむね10年という形でやりまして、本年度から大きな作業が入るようになると思うんですが、その計画に基づいたものという形で現在はしております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） わかりました。今、答弁を受けた部分的にわかります。全体がちょっとわからないもので、また後で教えてください。

実は、これちょっとこの場でやりますと、もうちょっと時間がかかってしまうので、ちょっと時間的にもったいないもので、また後で教えてください。

それと、あと実は、町長、住民投票、1番目の質問の議員も申しましたが、住民投票をしないの質問、答弁がさっきございましたね。しないと、厳密にそこの公の場でも町長自身は公言しておりますけれども、その理由づけとしまして東伊豆町の例を挙げました。そして、前々回の全員協については、反岩田の意識を持った住民が、本来の本旨とは別に、理性、知性は別にして反対だという表明をするんじゃないかというような趣旨のニュアンスの答弁もされましたね、全員協で。ですから、それが、町長はちゃんと先ほども言いました住民投票はしないよという内容でありましたけれども、東伊豆は過半数の50%っていないんですね。住民投票の投票率は有権者数の47%だと、そういうことを盛んに町長は言っておりますけれども、では町長さん、あなた自身の選挙はどうなんですか、50%いっていますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かにご指摘のとおり、有効投票数ではいっております。そして、私の町長選挙というのは何かというと、町長は公職選挙法にのっとって選出されて、要するに選挙権は満二十歳という規定があるわけです。そして、公職選挙法第95条によって、有効投票の最多数ということで法的に守られているわけです。私が、東伊豆の例というのは、特に条例制定によってかなり内容が制約されるし、またある面では行政の方に有利な、それも可能だということです。ですから、私は一律に論ずるべきじゃないんじゃないのかな。

ですから、例えばの中に、その中に感情に走りやすいだとか、責任の存在が不明確、よく言っておりますけれども、その条例制定の内容によって、町長選挙と、そして住民投票条例

に基づく投票というのは、ある面では一体性はないというそういう解釈をしております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 質問要旨の2番目の方に自動的に移っていったんですが、住民意思の反映についてですね。これは実は先週ですかね、私、お寺の人足に行ったんですよ。そしてそれから休憩時間に、「今度合併なんのかよ」と言うから、「いや、わかんないですよ」「おらっちの意見は反映する場所はねえのけ」と、こう聞かれたんですよ。そういう問い合わせがあったんですよ。「いや、町長は住民投票もやんねえみたいだし、何かおらっちもよくわかんないんだよ」という話に終始したんですがね。結局、住民投票がダメならアンケートか、こういう重大な案件を、当局者は提案権というのが当然権利としてございますので、議会も一概に提案権に対する承認、イエス、ノーを判断するまで、非常に議員一人一人が考えていると思うんですよ。当然支援者の意向もあるし、それから近隣の市町村の動き、それから日本全体の動きと、常に頭に入れながらイエス、ノーの判断をすると思うんですがね。ただ、率直に人足のときにそれを私言われましてね、いやそれはできたら住民投票はして、やるやり方が一番問題がないんじゃないでしょうかねとは言うておきましたけれども、アンケートをする意思もないということでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私、アンケートについては、この合併という流れができたときに、2000何年ですか、ちょっと資料、後で調べますけれども、その中で58%の方が、だれと合併するというそういう特定はしなかったんですけども、合併に方向性として58%というのが出ているわけです。最初のアンケートね。ですから、町民の過半数が合併の方向かなというのは、まず私は認識しております。

ですから、合併についてということは、今、アンケートをすると、当然、今度は範囲が狭まってくるわけですね。本当に、では相手方も決まってくるだろうし、ではそうなった場合に財政がどうなるとか、そこまで書いていいかどうか。本当にこのアンケートも、本当に難しいということを私は考える。ですから、最初の純粋な気持ちで、合併の方向性というのは約6割の方が示しているわけですから、その辺は大事にすべきじゃないのかなと、そう考えております。

それから、住民投票ということですけども、町長というのは地方自治法147条というこ

とで町の統括代表権という、そして同じく148条に事務の管理及び執行権というのが認められております。そして、議員の方々には、機関委任事務の第1項に議会の議決権ということがあるわけです。そして、住民投票というのは、直接民主主義という形の中で、形はいいんですけれども、私は議会制民主主義にのっとって、今までは議会制民主主義で、町長おまえの責任はどうなんだということを、常に日ごろ私は質問を受けてきたし、自分でもそう考えております。

ですから、合併だけが住民投票というわけにはいかないのかな、やはり議会制民主主義ということで、今までどおりやるのが私は公平じゃないのかな。そして、民意がそれによって、議員の方々には選挙で選ばれたという方で、住民の代表者というのは、これは議会制民主主義の本旨でございます。ですから、そのときに、では自分の意見を言うとか、今、町の合併の要するに方向性、そして財政だと、そういうことをまた努力していただけるなら、また新しい方向性も出るだろうし、ただ一町民がそういう意見を言ったから、私はそういうことよりも、まず議員の方々には選ばれた住民の代弁者、それを尊重しながら提案させていただいて、そして皆様方のもし賛同が得られるならば法定合併協議会を設立できればと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 提案者と議会議員の今、立場を述べられたと思うんですがね。私はそのアンケートのあり方が、あのときは河津も含めた3市町のアンケートですね、しかもアンケート用紙が、例えば医療施設とか介護老人ホームですね、20通も30通も行くような、そういうアンケートのとり方もあったし、非常に各地域別に職業別とか、ある一定の基準を示したアンケート用紙の配布の仕方でなかったということも聞いております。ただ、やったということは、確かにその数字は出ていると思いますけれども。確かに住民意思の反映ということは、非常にこれ実は重要なことなんですね。町長は盛んに言うておりますが、先ほどの東伊豆町の47%と、自分の町長選挙も50%には満たないですね、全投票数でいきますとね。

ですから、それとの違いは確かにあると思います。今回の例えば住民投票というのは、1つ、もしくは複数の要件について、同一のですよ、要件について住民の意を問うと、イエス、ノーかの意を問うということです。確かに首長の選挙は、総合的な要件で判断して、投票するしないという形態であるので当然違ってきますが、そのとき町長、あなたの選挙のときの公約が、去年の1月ですね、選挙のときの公約は賀茂郡下の7市町村についてということだ

ったんですよ、そのときの住民の判断の基準がね。その後、アンケートで、下田市を含む3市町でということで、アンケートは確かにその該当する3市町については任意にばらまいてアンケートをとったと。

それで、今回については、町長1人で、1人では表現悪いけれども、町長1人で、執行者の権限ですからそれはいいですよ。1人でやりたいやりにってやったんじゃないですか。私は、2月に石井直樹市長と話ししました。個人的にも、ちょっと付き合いあるものですからね。そのときには、もう既にそういう話は出ているわけですよ。だから、確約が、密約があったのかな。個別に聞きますと、密約はないと言っていましたけれども。だから、そういう昨年12月の法定協が瓦解した以降、そういった伏線上にそれぞれがあったということは第三者が見ても否めないんですね。

ですから、それについて町長さっき言った、あなたが選挙のときの公約の問題、それから今、石井直樹さんとの関係の問題、その2つについてちょっとお答えいただきたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 選挙のときに、そのときは1市5町1村、7つだね。ですから、そのとき言った言葉とするならば、お互いという形の中で、対等合併が一番理想的にあらわれるんじゃないかなということで、私ははっきりした記憶はございませんけれども、多分そういう発言をしていると思います。ということは、今考えるならば、東伊豆の側からという形の中で一つになれば、同じ、要するに対等だねという、そういうことは私は言っていると思います。

そして、石井市長との密約があったのかと、それは正直言ってございません。先ほど言いましたように、気持ちとすれば最初に合併という方向性というんでしょうか、私は南伊豆の少子高齢化だとか、それ常に考えておりますから、それは基本路線として持っていました。それは事実、ですから最初に発表させていただきました。

それと、では石井市長に、私は合併するよということを絶対に言っておりません。ということは、先ほど石井議員にもお答えしましたけれども、いろいろの考え方に対して、まだ温度差があるというのを私は認識していましたから、ですから今回の石井市長は就任のあいさつの中にも行財政改革というのはまず出しております。ですから、この一つの成果かなという形で考えておりますけれども、あの時期においては、私は議会がどうなるかわからないよということで、常にプレッシャーと言っては失礼ですがけれども、常に与えているつもりです。

ですから、そういうことはない。ぜひ、それだけのご理解願いたいなど。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 私の持ち時間ほとんどないんですが、何か私の感じでいきますと、何かに取りつかれているように合併、合併といってしまうような気がするんですね。本来、例えば法定協の合併が壊れたときに、これで本来、自治体が議論すべき自主路線とか、自立改革の議論にやっと戻れるなど私は思ったんですよ。では、自立でいくためには、みんなどうすればという議論に当然移行すると思ったんですね。ところが、実際は地区懇の懇談会が済んだ後、即こういう話になってきました。ある意味では、非常に私は落胆している者の1人ではありますがね。ぜひとも、この場で翻意を促しても、はいそうしますと多分言わないでしょうから、それはしょうがないんですがね、非常に落胆しております、私自身。

本来、それは法定協が壊れた段階では、そういう自立改革の議論に当然移るべきなんですね。町民もそれを望んでいる方、非常に多うございます。ここで私が一生懸命言っても、町長自身はその意思を、本意を変えるということはないでしょうから、しょうがないので、そろそろ時間になりましたが、これで私の質問を終わります。

〔「あと10分あるよ」と言う人あり〕

8番（漆田 修君） いいですか。では、あと10分ちょっとよろしいでしょうか。

それから、10分、ちょっとあと二つ、三つやらせてもらいます。

それから、全協のときに、総務・企画の方から「静岡県市町村合併支援プラン」という、その改正についてというこの小冊子が実は配られていますね。これは全協に出席された課の課長はよく理解していると思いますが、その合併前における支援策と合併後における支援策、これは県の事業も実は一部あるわけですね、県の事業。私もよくわかっていますが。その中に、私はそのときにも言いましたが、既にもう執行されて、実際にお金を使って運営している自治体も実はあるわけですよ。それに対して、改めてこの合併後における支援策だよと、合併すればこんな支援策、事業をもらえるよと、こういう小冊子にあえてうたう必要は私はないと思っていますけれども。それに対する意図は聞きました。何でそういうことをやったんだかという意図は聞きましたけれども、その前後関係をちょっと答弁してください。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 合併後のという形の中で、先日の全協の中で、漆田議員がご指摘の戦略的観光を組み立てる促進事業、それについての形のもののご質問だと思うんです

が、それにつきましてあそこではある程度答弁させていただいていますが、これは確かに議員ご指摘の事業としてはあったよということであります。ただ、今回、こちらの新規という形で載つけたというのは、新たに合併対象の事業にも入れたよというふうな返事だったものですから、担当の方でそれだったものですから、私としては合併に関する県の支援するプランというのは、これは新規だという認識を現在も持っています。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 議員さんは、ちゃんとわかっているでしょうからいいんですが、例えば全くさらの状態の町民の方々に、合併するとこういう支援策が出るよと、仮にこれを回したとしますね。ああそうそういいじゃん、これはよかんべとなりますよね。ですから、そういう使われ方はまずいということをあえて申し上げたいと思います。

議員さんは、いろいろな当局側の策定に対する審議をする場ですから、当然理解しておりますので、それはそれでよろしいんですが、私がさっき言ったような使われ方はまずいと思います。

それと、まだ時間がありますけれども、また話のぶり返しになってしまうもので、この辺にしましょうか。

〔 「やれよ、ぎりぎりまで時間いっぱい」と言う人あり 〕

8 番（漆田 修君） いやいや、私は、下田市は確かに議会の方ではそれは承認されましたね。2 人を除いて、賛成多数で承認されたんですがね。花婿さんは用意はできました。はい、花嫁さんですよ。花嫁さんは親もいる、両親もいる、親戚もいます。その人の了解をとらないと結婚式に臨めないと、そういう状況だと思います。そのための親戚とか、両親の同意を得るのは非常に難しいなと、私は、町長、思っております。

ですから、今までどおりのお答えを続けていく限り、非常に納得性の低い、一般町民の方々も納得しないんじゃないかと思うんですよ。財政、財政、財政の努力をした後に財政と言うならいいですよ。財政努力も何もしないで、確かに人件費のカットをした、身を切ったということはわかりますけれども、それ以外に事業の予算、当年度予算、当初予算の重点化ですね、そういったことも図ってどうしようもなく、例えば3 年先にはこうなるから合併しなきゃならないという選択の最重点がそれであればよろしいんですがね、最初にそれを持ってきて、周りをそういう理論構成をして持っていくというやり方は、これは私だけじゃなくて町民全員が、全員と言ったら、賛成者は別ですよ、町民の方々が納得いくような理論

構成にしてもらいたいということをお願いして、私の、よろしいですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、町の方の努力が足りないということですが、行財政改革ということで、南伊豆町の実績として述べさせていただきますと、庁用車の一元化、平成16年度に行っています。これが約310万、17台が14台と。町単独の補助金の見直し1,700万、トータルで5,900万、約6,000万ぐらいをやっていますもので、その辺は誤解のないようお願いしたいと考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） よくわかりました。

最後に、そういうやっているよということはわかりました。確かに幼稚園の補助金もカットされて……。そういう苦しい状況はわかりますけれども、もっとやるべきことはあるんですよ。例えば2億1,000万の例の問題ですね、ありましたね、私が前の議会でやった。そういったことも、自主財源が4,000万弱あるなら、その代替策を考えると、そこで2億1,000万も借金することはないと、そういうことをあわせて申し上げて終わりにいたします。

議長（齋藤 要君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開いたします。

横 嶋 隆 二 君

議長（齋藤 要君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 私は、住民党、日本共産党を代表して一般質問を行います。

本議会は、4月28日の全員協議会の直後に、町長がいきなり下田市との合併を表明すると。この発表に対して、懇談会に出た住民、あるいは出ない住民からも、大きな驚きと怒りをもって、この議会が注目されていると。南伊豆の行く末のかぎを握る、まず第一の大きな山場であるというふうに認識をしております。傍聴者の皆さんが多いですが、傍聴に来られない仕事をしている人の中にも、この議会が内外住民の皆さんの間から大きく注目されております。私は南伊豆住民の将来、そして南伊豆地域を守るために全力で質問を行います。

初めに、共立湊病院と医療の問題であります。

共立湊病院の将来の建てかえの問題について、昨年9月、共立湊病院建設検討委員会が設置されました。この3月議会直後の3月26日に行われた第2回会議で、移転ありきの議論がなされています。私は、とんでもないことだと思いますが、町長にまず質問を行います。

伊豆医療圏の中で、半島先端のこの過疎地にある共立湊病院をどのように位置づけて認識をされているのか、また共立湊病院と医療ニーズについてどのように把握しているのか、その点をお答えいただきたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 伊豆医療圏域の中で、共立湊病院をどのように位置づけ、認識しているかということですが、平成9年10月、賀茂地区7市町村で構成している共立湊病院組合が、国立湊病院の移譲を受け、管理を社団法人地域医療振興協会に委託する管理委託方式で開院し、伊豆医療圏域唯一の公的病院として、地域住民から信頼される病院を目指し、努力しているところであります。また、最新の医療機器整備、感染症病床4床の確保や、懸案事項でありました小児科を増設する中、伊豆医療圏内の3病院、西伊豆病院、伊豆下田病院、共立湊病院による病院群輪番体制により、第二次救急医療体制の充実を図っており、まさに中核病院としての使命、役割を果たしていると考えております。

そして、どのように把握しているかということですが、伊豆医療圏を取り巻く状況は熱川温泉病院の二次救急医療指定機関の廃止、伊豆下田病院の一部医療病床化等により、当病院の役割はますます大きくなるものと考えております。

また、地域住民から産婦人科・脳神経外科、泌尿器科などの増設要望を伺っておりますので、今後、診療科の増設、専門・高度な医療を提供すべき地域医療の、僻地医療の中核病院としての責務を果たすべきと考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） そうした町長が認識している病院が、この3月26日の病院建設検討委員会の中では、アクセスの問題と第二次救急の問題、それと今、答えられたニーズにこたえる診療科目の増設という点で、建てかえに当たって、他町村がお金を出すのであれば、これらにこたえるために移転をすべきだという論拠に、アクセス、二次救急、ニーズにこたえる診療科目の点を理由に挙げているんですけども、町長はこの理由がどうしても移転しなければならない論拠と思いますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 私、そのとき議事録を見て大体はわかりますけれども、それはアクセスと言われれば理論的には正しいかもしれませんが、過去の病院の移転の状況等々を考えた中で、私はちょっと無理があるのかなと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 3つの理由は、ちょっと確認。アクセスだけじゃない、3つの……。

議長（齋藤 要君） 二次救急と3つのお答えを。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） アクセス、そして二次救急についても、日夜本当に努力している姿を見ると、本当に中核病院として定着しているのかなと。そして、診療科目等についても、産科についてはなかなか承諾をもらっておりませんけれども、増設の傾向で今、病院の側も努力していると認識しております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 今この中でも、若干力強くはないんですけども、移転は余り好ましくないという意見を確かに町長は言っていると。しかし、やはりその点を裏づけを持って、あなたは提案する責任があるのではありませんか。アクセスの問題では、この7町村の自治体の長の一部、それとほとんどですね、病院の医者も、委託を受けている地域医療振興協会の幹部も言っていると。その理由は、縦貫道ができて、7つの中心に、地図上、中心に行けばということであるが、必ずしも縦貫道ができれば共立湊病院が悪い立地条件ではない

と言えるし、二次救急の問題でいえば、先ほど熱川の二次救急対応ができなくなったということをおっしゃいました。これは、むしろ半島先端の地理的な特性から、それぞれの自治体に二次救急体制をとるという伊豆医療圏の問題として、南伊豆町長が管理者である共立病院の会合では、むしろ県にその点を強く要望していくべきではありませんか。

この議論の中では二次救急に、例えば二次救急熱川がなくなったから、河津の二次救急の患者を共立湊に持ってくる。そして、そこから順天堂に運ぶ。そういう理由を挙げて、医者が7つの自治体の真ん中に持っていくという、こういう論法しているわけですが、同じような半島地域にある千葉県の房総半島では、むしろ二・五次救急体制を基幹病院にきちっと果たしてもらおうと。それで、現在のこの伊豆半島南部について言えば、ドクターヘリの運航が始まって二・五次救急の体制は今ありませんが、三次救急の体制もできると。

町長、移転をしないで可能性を検討する余地。町長、今の段階でもできるという、診療科目の増設も検討ということをおっしゃいましたが、現在地の活用、そして現在地では国立公園法の一部解除をして病院の医療ニーズにこたえる、そういうことをあなたみずからがこの検討委員会の中で提案をする、そういう役割こそ持たなければいけないのではありませんか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに横嶋議員が言うとおりでございますけれども、あの建設検討委員会は第2回目ということで、ここに事務局はありませんけれども、私たちはコンサルについての費用を、要するにこれからコンサルを入れて、少なくとも移譲するとなるならば、コンサルを入れなければいけないという、そういう状況も考えていたわけです。

そして、私は、その開始の前に、こういう病院問題というのは多数決によるべきじゃないということは、まず念頭で各首長にお願いしたわけですがけれども、会議をしていたならば、今言ったようにアクセスがとか、そういう形の中で一方的になったことは事実ですがけれども、私は本当にこれは慎重審議やるべき質問であり、あの段階において引き延ばしした、一生懸命したつもりですがけれども、引き延ばしし、そして後日、あのペースではまずいということで、西伊豆方面、そして下田市長にもお願いし、とにかくこの間の論法はちょっと暴走し過ぎじゃないか。

ですから、最低でも、少なくとも環境コンサルを入れた中で、本当に移転できるのかできないのか、それをまずやるべきだということで各首長にお願いし、この28日ですか、要するに組合打合せにおいて、その8月に補正予算は通すということですから。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 今、そういう議論のもとにするためにコンサルに依頼をしたと言います。伊豆新聞の記事では、下田市長がコンサルには4項目依頼したということを述べていますが、4項目、何を依頼をしたのか。

それと、もう一つ、共立湊病院の受けている地域医療振興協会の理事長は、いろいろな理由で、アクセスも含めた理由で患者が少なくなっているということを言っております。町長は、なぜ少なくなっているか、その点こたえてもらえますか、どのように考えておられるか。そのコンサルタントに依頼の中身と患者が減っているという根拠、理由について。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、4項目についての資料、下に置いてありますから、ちょっと持ってきますから、すみませんが。

そして、確かに病院は患者が減っているということなんですけれども、病院体制に対するある意味では批判も少しはあるのかな。そして、一つの、考え方はおかしいかもしれませんが、病院が医療ミスということもちろほら聞いてきておりますし、私は本当に地域医療振興協会が、何かあっても非常に過ぎた感じも、嫌いもしないではないと考えております。ということは、伊東にやるとか、かなり病院の開設もやっており、そして本当に最初の共立湊病院の本旨も少し考えてほしいと、私は常々思っておりますけれども、これから今までの首長会の中で、とにかく8月の中に首長を入れた中で話し合うということも計画しておりますので、その中でまた原点に戻って、最初のスタートの医療体制をやってほしいということは訴えていきたいと考えています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 議長、ここでちょっと休憩してもらえますか。コンサルタントの依頼の件は、次の質問にかかるので。

議長（齋藤 要君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時15分

議長（齋藤 要君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長、4項目。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 4項目、A案、B案ということで、共立湊病院新病院建設計画素案という形で、考え方、A案、共立港病院組合の構成市町村を対象とした中核的な病院と位置づけ機能充実を図る。病床数、診療科目、A案ですけれども、中核病院として機能を果たすために、地域医療計画の範囲内で規模拡大を目指す。そして、一般200床、療養50床、感染床4床。内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科。そして、設置場所としてA案は、医療圏域の多くの住民にとってアクセスのよい場所。そして期待効果、医師の専門化、循環器科の新設、小児科の充実による救急医療の充実、産科の新設が可能となる。三次救急の搬送時のロスが短縮、規模拡大を図ることによる経営基盤の強化を図ることができると。デメリットとして土地の確保ということです。そして、なぎさ園との関係ということで、病院を撤去した後、なぎさ園には診療所を併設するというのがA案としてあります。

そして、B案として、現病院の機能を継続すると。そして現状の機能を継続する。要するに、病床数については、一般病床150床、プラス感染床4床。内科、小児科、外科、整形外科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科と。そして、設置場所は現在病院敷地。そして期待効果、土地確保の必要がないということ。そしてデメリットとして、人口の減少により立地条件が経営的にハンディキャップとなると。現敷地が自然公園法第2種の範囲内であるため、建てかえ時に制限がある可能性があるということで、A案、B案の比較がされております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二議員。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） このA案、B案というのは、地域医療振興協会側が言ったことであって、4項目ではないんですか。それはそれで中身はよくないんですけども、町長が先ほど患者数が減っていることに対するあなたの感想、見解を聞いたところ、病院の批判、そして医療ミス、地域医療振興協会が随分手を上げ過ぎた感があるのではないかと。本旨を考えてほしい。恐らく私が解釈するに、地域医療振興協会は、僻地医療のために医者や国が養成してやった、自治体機関がやった医者です。

私は、今言われたコンサルの場所と診療科目の前に、今、一番、町長の言われたこととあわせて、NHKや各マスメディアで報道されている医療の問題の大事なことは、医療の質がどうであるかということと、患者の権利がその中でどう反映されて、これが守られているかということでもあります。

3月26日の建設検討委員会の中で、このときには委託をされていないけれども、コンサルタントがこの段階で入っている。そのコンサルタントが何て言っているか。マーケティングの調査の問題を地域医療振興協会の理事長が言ったときに、突き詰めれば最終的には医者の人気度ということになるかと思います。人気度というのは、医療の質と医者の腕であります。もちろん人間としての信頼関係が。

この医療ミスの問題については、私のところにも20件以上の実例が寄せられている。なかなか泣き寝入りというか、表に公にできない、そういう状態がある。中には盲腸だと言って子供が腹を切られても、2回切ってもこれが出てこないとか、簡単な手術で、内臓の手術であっても、石ができた問題で簡単にできるものが、2回も切られて親がへとへとに弱ってきていると。介護が大変だ。

それだけではない。ほかの病院で診てもらって、ここに移されて手術をしてもらう。ところが、1週間もたらい回しにされて、あげくの果ては死ぬ直前、今現在、生きているのが不思議なくらいだという、そういう患者の声があまり聞こえる。それだけではありません。医者が診療の際に酒臭い、こういうことも、これは議会でも問題にしました。

私は、今、全国的に医者の方の問題がありますけれども、半島先端で行く場所がない南伊豆の住民にとって、それと下田の住民が9割以上この病院に行っているわけですが、医者がこうしたみずからの診療内容、あるいは患者の皆さんがかかって、何でこんなに放置しておいたんだと問われて、その患者さんは、我慢できなくて、ずっとこの病院の責任者に診てもらっていたんだということを言う。こういう現状があって、どうしてみずからを省みないのか。やはり医者に対して物を言うべきは、住民の代表か、あるいは管理者がそこまできちんと医療の問題でも立ち入って、うんちくを持ってこれを指導できる立場が必要だ。私は、こうしたことが前提になれば、場所の問題で問題が解決することはできないし、完全な破綻だと。

患者の権利の問題については、今、日本はおくれていますけれども、リスボン宣言でこれを定着していく取り組みが、視察先の病院でもこれがある。まして、地域医療振興協会が承っている横須賀市立のうわまち病院でもこのリスボン宣言を宣言して、患者の権利、説明責

任を果たすインフォームド・コンセントとセカンドオピニオンといって担当医以外の意見を聞く、そういう制度を確立しているんですよ。

町長、あなたはこうしたことにも劣らない動きが、検討委員会のある中で、共立湊病院をこの半島先端の中核の病院、南伊豆の住民にとっては、ベッドがある病院はここしかないんです。歴史的にあの病院があったために、民間の病院は置けなかった。ほかには下田にだって病院はあるわけです。あなたはこの病院を心底守る気持ちがありますか。これまでも議会で移転をしないと書いていたけれども、その点をお聞かせください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、移転するつもりは毛頭ございません。というのは、先ほど横嶋議員が、ちょっと酒臭いということで、ほかの議員から指摘されましたけれども、私は口頭ではだめだと。そして、文書でくれようということで、議会議員が文書で来て地域医療振興協会、または病院の責任者に渡し、そして改善を促し、ですからそういう、あったならば、ぜひ書面かそういうことで欲しいという。そうするならば、私もただこういううわさがあるよとか、それではなかなか動きづらい。お互いに管理委託契約という中で、信頼関係ということ的前提にやっているわけですから、前回のアルコールについては、私は文書をお願いし、そして向こうの病院の方へと出してあります。

ですから、これから委員会があるわけですから、その中で本当にお互いにより町民の声を、ぜひ横嶋議員も、その運営委員会に入っているわけですから、真摯な声を病院の方へとつけてくれればと考えています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 私は、運営委員会じゃなくて運営協議会、この検討委員会ではありません。

非常にこれ重大です。町長は、今後、望む上で、いわゆるそうしたことを認識するのであれば、やはり私は病院議会の中で提案しましたけれども、医療の質も含めた本来のコンサル、医療機能評価を、これをやるべきだということと、もう一つは、それは答弁要りませんけれども、移転しないために頑張るということを言いました。一方で、今あなたは合併を推進している。こうしたことは合併をしてしまったら、南伊豆町の住民の声を代表する南伊豆町長、あなたとは別に限りませんけれども、そして住民の代表である議会がなくなるということで

あって、責任を持って湊病院を守るという可能性を放棄することになるのではありませんか、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私、病院移転問題というのは、1市5町1村が、要するに合併という形の中で、議員発議とは言いませんけれども、その勉強会の中でスタートしたと考えております。私は、最初からそのとき言っているのは、町村合併と病院移転は別問題だよということを常日ごろ言っておりますから、私は同一でないと考えています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは詭弁で、一緒になれば、仮に考えられるのは、南伊豆町は下田市の人口の3分の1です。議会が一緒になれば、南伊豆の声を代弁できるのは最大限3分の1しかない。これで合併をしたら病院を守ることはできない。あなたが本当に責任を持つという、これまでの議会答弁をこの合併推進は根本から崩すものとして指摘せざるを得ない。

次に、そうした観点を考える上で合併問題に入ります。

まず、今回の発端は、4月28日に、全員協議会直後に町長が、議会では何も了承したわけではないのに下田市長と記者会見して合併推進を発表してしまった。3月8日から4月22日まで行った住民懇談会は、住民の声を広く聞くということで開催をしていると。ところが、4月15日に合併懇談会が終わる前に、下田市と協議して合併の方向性を、これを土台をつくらせていると。あなたは、私は本来、懇談会が終わってから十分議論をかけて、もちろん議会だけでなく住民とも方向性を見出していくものと思っていましたが、一体どういう目的で懇談会を開こうとしていたのか。4月15日付の資料では、対等合併などという資料が、もう下田と土台が打ち合わせされている。

その後、三浜地域の懇談会なりやっておられるわけですがけれども、三浜地区の意見なんかどうでもよかったのかととられますけれども、いかがですか。懇談会の目的、そもそもどういう目的で開こうとしていたのか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、住民の意見を聞きながら、そして最終的に議員と意思の疎通を図りながら、そして大所高所から判断したいと、そういうことを常々申しております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 住民の意見を聞く、なぜ聞くのか、そののところを言ってください。町長。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 懇談会中に出てくる意見を聞くということでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 的を射ないですね。それは、町長の姿勢を、あるいは意思を固めるために参考にすることではありませんか、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 住民の意思の確認という面もあります。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 極めて不誠実で、そうせざるを得ない。形だけ懇談会を開いてやろうとした。しかも、自分が目的としているのは、今年度中の合併が心にあるから、それに合わせるようにもう下準備を4月15日にしていくと。まさに住民を欺いた取り組みではありませんか。とんでもないことですよ。どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、住民を欺いているとは考えておりません。ということは、先ほど念頭に言いましたけれども、本当に横嶋議員が主張している単独で可能かどうかということ考えたとき、少子高齢化、そして人口減、そして第27次地方制度調査会の中で、1万人以下の市町村に対しての交付税のかなりの厳しい、そして合併、もししなかった場合でも、知事に権限を移譲して合併を進めるよと、そういう流れというのがあるわけです。ですから、そういうことを察知した場合に、私は町民のことを考えていないと、そういうことは見解の相違になるかと思えますけれども、私が常日ごろ言っているのは、住民サイドから考えた合併ということで、できるだけ下田市と、そして南伊豆町と、するなら対等合併ということ

を念頭に置いて下田市と話ししてきたことは事実でございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君、よろしいですか。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） この住民の声を聞くというのは、一つは、民主主義の手続の一端ですけれども、言葉は住民の声を聞くということでもありますけれども、今の中でも説明にはなりません。

一方で、この質問では、次にだんだん入っていきますけれども、先ほど来の質問でも出ましたけれども、合併を推進する下田の市議は、下田の市財政を交付税の減額や市税の減少、経常経費比率、これは経常収支比率かと思えますけれども、上昇と借金で財政的危機にあり単独ではやっていけない。合併による行財政改革を進め、優遇措置を利用して、ここ朝日新聞には、伊豆新聞には大事なことは書いてなくて、朝日新聞には「優遇措置を利用して、老朽化で危険な施設の充実も図るべきだと」。これが実際に発言した内容は、地震対策ができていない庁舎、図書館、幼稚園、保育園の建てかえを行うべきだと。下田市の赤字を立て直すことが主眼で、南伊豆町と下田市とどういうふうにやっていくようなビジョンがないと。

ただ、ここで言えるのは、この下田の合併推進の議員も、下田市長も、下田をよくしようということはある。ところが、あなたはこうしたことも、記事も目にしているはずですが、南伊豆町をどうするというのではなくて、やっていけないから、国が言うから、国が大変だから合併に進んでいくと。南伊豆の町民のことをどのように考えているのか、具体的に言ってみなさい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 具体的にということですが、私たち担当の町の責任者とするならば、特に地方税は減少し、そして繰入金資産、資金ももう底をつく状態でございます。そして、地方交付税も三位一体改革によってかなり減額。そういう中で、本当に、では町民が、今は繰入金等で、本年度の予算を見ますと1億8,000万の繰入金でやっておりますけれども、来年度はもう繰入金もなくなります。そして、気がついたときには、要するに町民に対する負担が増という、そういうこともあり得るわけです。

ですから、私は常日ごろ言っているのは、長い目で見た場合に、この合併というメリットは公務員のリストラじゃないのかな。ということは、穏やかなリストラという言葉を使わせていただきますけれども、下田、南伊豆がもし合併するとすると、管理部門に働く方が約40

人ぐらい浮くという言葉は失礼ですけれども、ダブる、重複するわけです。

ですから、そういう中で穏やかに経費節減を図っていくならば、この小さな行政にとって一番ネックになるのは人件費であろうかと思えます。そして、逆に単独でやった場合、その人件費がスムーズに、要するに節減できるかと。なかなか私は難しいものがある。そう考えたときに、やはり小さな合併であっても、そのメリットを最大限に利用しながら、そして町民の方々に、例えば補助金のカットだとかそういう、そして医療費のできるだけのカット等、そういうことは防ぎながら財源を、その人件費等、今の試算によりますと、10年間の試算で102名ですか、そして15億3,000万という試算も、累計でございますけれども出ているわけです。そのお金を使うならば、私は住民のサービスもできるだけ提供できるんじゃないかな、そう考えます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 町長、これまでも繰り返し繰り返し、財政が大変でやっていけないやっていけないということを言っているんですね。町長、地方自治体が、財政が大変になってやっていけないということは、どういう水準でこれを決めるのか。仮に合併特例法がなかった場合には、地方自治体はどのようにそういう場面に接した場合に、陥った場合にこれをやっていくのか、その点、答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 起債制限が上がり、もし起債が20%をとうとう超え、諸条件を満たした場合には、財政管理団体に移行されるんじゃないかな、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 町長、財政再建団体に陥って指導されるのは、具体的にどういう内容で、どういう水準にいったらそれが適用されるのか、そこを教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 公債比率が20%を超える場合、その一つの目安として指定されます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） それで現状と見通しがどうなの、そこら辺まで答えてもらわないと、あなた一国の長として先々大変だと言ってね、大変だ大変だってね、根拠が何も示されないじゃないですか、それを教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 大変とっておりますけれども、一つの計算した例をとりますと、平成22年に人口が推計によりますと9,200人になると。そして、私はこの交付税を算定してもらったわけですが、行政センターの方で算定した結果、13億5,000万と。要するに、段階補正等がこれからある中で、それを考えないで13億5,000万という、そういう目安をいただいております。さらに、今よりもかなり、今は15億1,000万、さらに1億5,000万。ただ人口が減るだけで、それだけの計算上は出てくると、そういうことを考えたときに、本当に住民サービスが可能かどうかというのは、私はかなり危険があるんじゃないかなと。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） まさにしどろもどろで、具体的には何もないんですよ。本当に大変だ大変だと言うだけで、財政再建団体の適用というのは、標準財政規模の20%を超えた場合であって、南伊豆町の財政見通しというのは、この間の5月31日の全員協議会で初めて出された。しかも河津との合併の破綻になった問題で、下田市の財政見通しは、これは12月、4回目の直前になって出て、河津はこれを見てとんでもないということで、これを引いたわけです。

町長、やっていけないやっていけないと言うけれども、この財政見通しは、今までのやり方、右肩上がりで行財政改革は本格的に検討しない、そういうやり方で、予測を立てたやり方。南伊豆町は、17年度からマイナスになって、18年度は5億5,000万マイナス、19年度は赤字4億9,000万と言うけれども、その次は17億9,000万。これは5億5,000万のときですら、前年度の普通建設事業を106%と、倍にして計算した数字ですよ。

今、行政、あるいは執行者に求められているのは、合併だからとか何かじゃなくて、税収が減った中で行政のあり方をどう見直していくかという本格的な姿勢が求められるのではありませんか。それを今、右肩上がりの中でも、南伊豆町が財政再建団体の目安となる5億7,000万円に対して、目いっぱい普通建設事業を100%、前年の倍を起こした18年度でさえそれに届かない。こうした中で、財政が大変だからやっていけないという論法は、全国のどの

自治体をとってもこんな論法は通用しないんですよ、行革をやる意思がないとしか言わざるを得ないんですね。

その証拠に、あなたは南伊豆と下田の合併の資料に関して、この3月から4月にあった問題で、住民1人当たりの借金が、南があたかも多いようなグラフを書かせる。これは下から80センチも上がって、差がわずか3センチぐらいしかないものを誇張して書く。ところが、財政の問題、1人当たりの借金の問題ということではなくて、経常収支比率が問題なわけですけれども、それにしてもですよ、今年度の16年度の予算で、町長は4億円の新たな地方債を起債しているではありませんか。あなたの財政が大変だからやっていけないから合併という論法は、通用しませんよ。しかも、下田市の財政については、経常収支比率が89.1%、14年度決算でそれを超えている。町長、聞いていてくださいよ。次、答えお求めしますから。

14年度決算の公債費の負担比率は21.3%、きちんと計算して出しています。あなた、下田市の財政に関しては、どのように見ているんですか。合併で行革と言うけれども、1足す1は2で、2割る2で、2割る2は1でしかない。1足す1を2で割って、行革が進んだということとは言えないんですよ。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今回の起債ということですからけれども、健康福祉センターを本年度中に着工するというので、これはまだ着工しておりませんが、それによって起債を発行しております。

それから公債費、下田ですけれども、南伊豆町は特別道連れかということで、21.3ということになっていますけれども、何か訂正がありまして、17.5という報告は受けております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 何が17.5なのか、公債費の負担比率のこと、13年度は17.4だけでも。

議長いいですか、もうまともに答えてほしいんですが、あなた、今年度、新たに借金をして、財政改革のこの内容は矛盾しているんじゃないかということ。

それと、先ほど言った財政再建団体に関して言えば、下田市の内容はもっとひどいんですよ。平成16年度からマイナスの、今までのとおりでやった場合ですよ、18年度からは財政再建団体の警告がともってくるんですよ。あなた、そのことは認識をしておりますか。これは

南伊豆町はそういうふうにはならないけれども、下田市は現に18年度から19年度にわたっては、財政再建団体のこのシグナルが鳴ってくる。ですから、昨年9月の下田市の議会の質問でも賛成議員が、ことしの4月か、3月議会で財政危機宣言をしろというようなことまで起こっている。あなたはそれについて、どのように考えているのか明確に答えて。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 多分、議員の方も、下田市の財政、表によって、先ほど言いましたけれども、あくまでも計画にのっとって、この表はつくってありますということをもとに判断していると、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） それじゃ答えにならないですよ。もうちょっと、納得できないですね、突っ込んで答えてください。休憩していいですから。納得できないですよ、理屈になってないですよ。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 南伊豆も下田市も多分同じだと思いますけれども、この南伊豆町財政見通しということで、前提条件とするならば第四次総合計画とか、過疎計画等を実行するという形の中で、これは草稿してあると私は考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 議長、答弁になっていないですよ。財政危機でやっていけないと言うけれども、数字は、今、行革の努力を本格的にすればできるんじゃないか、何の答えにもなってないですよ。もう一回答えさせてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから、その表というのは、あくまでも予定表はお互いの計画に基づいてやっている。そして、確かに横嶋議員が、現在のままならできないと主張しますが、私は最初から言っていますように、この合併の大きな目的は行財政改革、そしてそのリストラという形を、私は常に向こうに言っております。

ですから、当然、株式会社と仮定するならば、人件費というのは一番大きなウエートを占めてくるわけですから、そういう中で、この人件費をいかに合理的に節減するということを考えたときに、私は合併することもあり得るし、これから まだあくまでも将来の見通しでございます。ですから、合併が、今現在がどうのこうのというよりも、少なくともこれだけの四百何十人いる中で103人もし減らすことができたならば、これだけ人件費は減ります。それは当然に、そして私が常日ごろ考えている10年間の、要するに交付税を10年間保障するというあの制度は、この10年間において少なくとも行財政改革をするよと、そういう指針と私は考えておりますので、その交付税の算定がえが守られているうち、そして要するにその中で穏やかなリストラをするならば、今の財源についても、少しでも人件費という面からすれば解決できるんじゃないかな、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 町長が言っていることは、あなた合併しないでもできることじゃないですか、それは。穏やかなリストラだ何だ言うけれども、結局は合併特例債が、財政優遇措置、あめ玉に乗っかって、真摯な行革をするつもりがないということをお前は言っているもので、今、単独の町でやっていけないという論法は全く崩れているんですよ。

この間、出した財政見通しで真摯に努力をして、私はこの間も言っていますけれども、先ほどの質問に対して6,000万の努力をただ何だ言うけれども、全国の町は住民の懇談会で、事前にシミュレーションをつくって、小さい町だったら助役・収入役を置かない、それだけで二千数百万の財源が生み出されて、行財政改革だけではない、行財政を改革も含めて、住民自身が本当に町を守っていこう。これは合併で何か減らすというのは、全く幻想、先ほども言ったように、一緒になって役が減るのは当然のことなんです。15年後にそれに見合った交付税しかなくなった場合に、さらにリストラ、そこから本格的な行革をしなければならぬんですよ。それが、今きちんとそういう真摯な目に立ってやるか、先延ばしでやるか。

見てみなさい、合併を利用して特例債をしてやる場所は、箱物で今の財政危機に陥ったことを見直さないで、箱物事業をやることしか言ってないではありませんか。あなたは、それで行革ができていると思っっているんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 箱物の件ですけれども、これから建設検討委員会等々で、それは十分

検討。もし立ち上がりがあるならば、議論していかなければと考えております。ともかく、私は、説明会で助役が説明する中で、特例債は借金だよということは、常々、町民の方々にも言っておりますし、それは十分認識しております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 仮に特例債が借金であったら、それだったら借りないのかね。そういうことであれば、今、急いで住民にまともに諮らないでやることはないと思うんですね、町長がそこまで言及するのであれば。

私は、この問題の終わりに、住民投票の問題、一貫してあなたはやらないということで、東伊豆町の例を出してきて、この間のやりとりの、今日のやりとりの中では、町長選挙とはなじまないと、性格が違うということを見た。しかし、町長選挙というのは、この町があることを前提にしてこれをやるものだ。合併というのは町がなくなることで、だれしもが下田との合併で南伊豆町が中心になると考えている人間はいませんよ。むしろ合併推進の議員が、共立湊病院を持っていくということを選挙の公約に掲げ、そして議論を展開する。下田市長も、コンサルタントに預けて、持論をこれは出していない。しかし、二次救急の病院を稲梓につくる、こういうことを言っている。

こういう南伊豆の将来、地域がなくなるかどうかの問題。しかも、先ほど議論したように、もう大変だからやっていけないという、これは地方自治の手腕の範囲を超えたものではないということが明々白白で、努力をすれば独立できちゃんとやっていける。そして、今、半島先端で、この不景気の中で死に物狂いで頑張っている自営業者、住民、少ない年金で頑張っている住民の気持ちになって町を守ろうとすれば、みずからの痛みはもちろんのこと、住民と協力してやるということができないはずがないではありませんか。

そして、そういう問題を住民に諮らないでやるということは断じてあり得ません。若い人が懇談会に出て意見を、もちろん出た人でも言えない。この資料を見ても、懇談会に629人出て、町は賛成50幾つと言うけれども、先ほども出たように、精査すると合併賛成なんていう声は20以下。仮に20としても有権者の0.2%。あなたは住民の声を聞く、先ほど最初に言いましたけれども、やはり自分の考え、行動の裏づけがなければならぬから、形でもやったのではありませんか。これは町の存続がかかっている問題で、町長選挙よりも数段重い問題で、将来ある若い人たちの声を堂々と聞いて、住民投票にゆだねるのが地方自治体の首長、地域の住民の生活に責任を持つ首長の責任ではありませんか。教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、改めて言いますけれども、住民投票をやる意思はございません。というのは、今まで議会制民主主義という形の中で、議会と行政がお互いに切磋琢磨して今までやってきたわけです。その流れの中で、私は今回もやるべきだと。

そして、私たち、確かに出席率がいい悪い言いますけれども、行政の方も広報で流し、そして回覧板で流し、そしてその当日は地区の広報を利用しながら2回ばかりやっているわけです。行政とするならば、皆様方、大変なことなだから出てくれという努力はしております。ですから、私たちとするならば、少なくとも参加に対しての要請、そして要望は住民の方々にはしております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 私は、下田・河津の合併が破綻して、南伊豆の合併が破綻して、そして広く住民の今後の意見を聞くと。しかも、町長は小さい合併はやらないと、住民は安心して合併しないで済むと思って出なかったことをそのように言う。あくまでもしらを切って、だまし討ちの合併をやろうとする。こうした状態で、法定協議会を立ち上げることは、民主主義にもとる方法で断じて許せません。合併へのルールを引くことであって、許せないということをこの場で強く主張するものであります。

さて、時間が短くなりましたけれども、最後、非常にちょっと大事なことで質問を行います。

町長の政治姿勢で、3月議会の委員会の中で、私は前賀茂老人ホーム長に対して、町長が再三圧力をかけて辞職を迫った。この問題を質問をいたしました。それに対して町長は、それを事実と認め、しかもその中では、町長選挙に際して選挙をやらない約束をした、こういうことを町長は述べました。私は、これは極めて重大な問題だということで、これを取り上げ、機会を図りましたが、改めて町長に問います。

選挙で町長が候補者、2回目の選挙の出馬を表明している中で、こうした対応をすることは、公職選挙法225条に照らして、これはあなたどのように考えられますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私が言った言わないでは、その当事者のとることによっていろいろあ

ろうかと思います。ただ、私の方とするならば、不在者投票管理者は不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用し、選挙運動することはできないという公職選挙法にのっとっているわけでございます。そういうことで、老人ホーム長は当然、不在者投票管理者なわけですから、選挙運動は控えるようにと、こういうことは言ったと。この法令にのっとって言ったつもりでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） これは、あなたは選挙管理委員長でもない、まして候補者になる立場、候補者、しかも現職の町長が、こうしたことをやること事態が、ましてその当人がそういうことをやるかどうかもわからない、そういう状態のときに、あなたの方がそれをやる。しかも、それだけではなくて、委員会の議事録にもありますけれども、その老人ホームで選挙運動をやるなどと言って、その老人ホームを舞台に選挙違反事件を起こしたのは、町長の後援会員だったと。町長、これはどういうことですか。その認識は、あなたどのように考えるんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 現実として、選挙違反が出たということは事実でございますけれども、その内容と言いますと、我が運動員の方が知っている方をお願いし、その名刺を配った。そして、その中で岩田篤後援会という名称が、その名称が入っていれば別に公職選挙法には抵触しなかったけれども、入っていなかったという、そういう警察の方の判断はいただいております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 今ね、とうとうと述べられているんですけども、まさに聞きしに耐えがたい。一国の自治体の長であるという者が、選挙の自由妨害罪、公職選挙法の225条に抵触しかねない問題。準公的な施設に、選挙運動の足をとめる。そこに、みずからが選挙違反事件を起こしてくると。しかも、今回の答弁を聞いても、こうしたものに対して反省の色すら感じられない。私は、断じて許されないし、この場で言うということは、この間、議会の中では調査が進まなかったけれども、社会的にこれが調べられなくて、どうして南伊豆の町に、いわゆる法律、自治法にしても何しても法律がある自治体と言えるのかどうか、そ

こが問われる問題だと言わざるを得ないのであります。

賀茂老人ホームの問題に関して言えば、当時の理事長や理事、この選挙運動をしたということ、このことをネットに書き込んだということで辞職を迫る。3月議会の議事録でも、あなたはそうしたことをやったから辞職を迫ったんだということを平気で述べている。これについてもしかるべき調査、これがされなければいけない。理事の1人は、そうした事態の後、命を絶たれているんですね。私は、こうしたことも非常に重く見なければならぬ。

こうしたこととあわせて、この問題、社会的に調べられなければならないということ、強くこの場で表明したいと思うんです。あと2分。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 横嶋議員は、それが原因で自殺ということを言われましたけれども、自殺は本当に、はっきり言わせてもらいますと、私は100%関係ございません。もし、そういうことをやるんでしたら、その方のことはぜひ出さないで、そして正々堂々とやってきてくださるのならばいいです。本当に亡くなった方の名誉を考えるならば、こういう議会の中で「自殺」という言葉は、私は不謹慎じゃないのかな、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 私は、それだけ深刻な事態が、こういう中で起きているということ、事後のことでもありますけれども認識をして、これは委員会でもやっていこうと思いますので。

私は、これとあわせて、こうしたことを含めた町長の政治姿勢を、昨今、飲酒運転の事故で懲戒免職の職員が出たということがあります。それに関連して、それに関する事例が、飲酒事故の検挙等々が出ている。3月議会では、職員の施設利用者に対する苦情が新聞にも取り上げられた。あなたは職員の規律の問題、それと私は規律の問題に対してどう対応するのか、もう一つは、飲酒の懲戒規定を設けるべきだと思いますが、その点。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 職員の懲戒規定については、今議案で提出しております。

〔「出ていないでしょう」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） 失礼いたしました。本案の懲戒規定は、南伊豆町職員の懲戒の手續及

び効果に関する条例と、この条例を受けて、南伊豆町職員の交通事犯の処理等の要綱があります。この要綱改正につきましては、ですから平成16年5月……

議長（齋藤 要君） 町長、時間が来ましたから。

町長（岩田 篤君） ですから、提案するんだね。

議長（齋藤 要君） これにて横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開いたします。

谷 川 次 重 君

議長（齋藤 要君） 4番議員、谷川次重君の質問を許可いたします。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の議会は、いわゆる合併議会ということは、私も認識しておりますので、先に私の態度を表明した上で質問に入らせてもらいたいと思います。

私は、合併を推進すべきである。今は一日も早く、下田市とどのようなまちづくりを目指すか検討していくべきであると考えています。

そのことを明確にした上で、次の3項目について質問をさせていただきます。

初めに、職員の意識改革への取り組みについてでございますが、私も小さな会社に所属しておりますけれども、絶えずこの組織というのはまさに生き物だな。ちょっと気を抜けばすぐにだらけるし、絶えず刺激を加えていないと惰性が始まる、こういうことを認識しております。ですから、指導者というのは、いつもそこら辺に気を使って、刺激を、あるいは球を投げ続けないと組織というのはすぐによどんでしまう、こういうことをいつも感じております。

町長は、常日ごろ、自分は民間から町長になったと。だから、民間から見た職員の意識改革をとすることを、また常に背中を見られていることを言い続けているというふうに言われております。しかし、私が3月の議会のときに、銀の湯の当初の問題を通しまして、この件は役場の一つの課、一つの部門の問題としてとらえるんじゃなくて、全職員の問題として今ここの住民サービスというのを全職員が問い直すべきだと、それをやるべきではないかという趣旨の質問をいたしました。ところが、その次の日か翌日でしたか、考えもしなかったような職員の、いわゆる飲酒運転の事故というのが起こりました。

このように、組織が続けて、いろいろな不祥事が起きるということは、その組織にやはり何らかの問題があるのではないかと、こう言っても間違いはないと思います。組織としての何がその原因だったのか、その原因をしっかりと追及して、それを取り除き、それに対する対応をしっかりと取り組んでいかない限り、また同じようなことが起きるんじゃないかと思いますが、町長はここのことを踏まえて、どのように原因を追及され、また対応されたのか。また、さらに突っ込むならば、もっとほかにそういう問題があるのではないかと、組織が抱えているいろいろな問題点があるのではないかと、もっといろいろな面でも掘り下げる必要があるのではないかと思います。

そういう意味で、一つの手段としては、役場に寄せられるであろういろいろな苦情等を分析し、検討することも必要ではないかと思いますが、そこら辺の検討もなされたのか、そこら辺の答弁をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 不祥事の原因追及でありますけれども、公共の利益のために住民全体から信託を受け、行政を実施する公務員は当然のことと、全体の奉仕者としての地位、名誉を傷つけてはならないとされております。町民は、職員を正面からはもちろん、背中も見られているので、公務員としての職務内、職務外を問わず、自覚を持って行動するよう、年度当初等々、そしてまた課長会議等においても、訓示、職員教育に私は取り組んできたつもりでございます。

しかし、このたびの事故について、職務外での気の緩みを、酒の悪い力が増幅させた結果、本当に言いわけもなく、本当に陳謝する次第でございます。私は、職員の本当の教育の難しさをつくづく感じております。

私、この間、先日ですけれども、安全運転協議会ですか、そのときにちょっと言った言葉

がありますけれども、私たち民間人は、一つのことを言ったら、次に何が来るかと当然予測し、そして注意し行動するわけです。公務員の本性といたしましうか、要するに縦割り行政の流れの中で、自分のやった仕事は必ず正しくなければいけないというそういう形の中で、なかなか言ったことは守るけれども、その次に何かあるかと、その辺の教育がちょっと不的確だったのかなと、今、思えば反省しているわけです。

私どもとするならば、民間人とするならば、一つ問題が起こったときに、次はこうあるからこうあるべきだと、三段論法じゃございませんけれども、常日ごろ私はそう考えていましたので、職員もそう考えるのかなという形で、今考えればちょっとその辺の認識が甘かったかと考えています。

そして、今回の不祥事を踏まえ、5月17日付で南伊豆町職員の交通事犯懲戒処分等要綱を改定しております。そして、交通事故等について言いますと、交通安全に取り組むため、14人の各課のリーダーと交通安全管理者等で組織する交通安全リーダー会を発足させております。そして、これからは講習会等、そして飲酒運転の撲滅、誓約書の提出、さらに反復継続による意識が効果的であると考えていますので、これから本当に良識のある職員として、私はこれから真剣に取り組んでいかなければと考えております。

そして、今言われました、不平、不満でございますけれども、町長のところへと4月からの苦情というのがあるじゃないかということは、地区懇談会で特に申し上げなかった事実として、3月11日以降の地区懇談会においてはわびながら、わびの行脚という言葉は失礼ですけれども、本当に申しわけなかったということは、町民の方々にも機会あるごとに申しております。

そして、町民からの「あなたの声、私の声」に寄せられたものにつきましては、直接回答する分と、そして「広報みなみいず」等で回答すると、2つに分けて対応しているわけでございます。交通事故については、町長のところへは4月からは入っておりません。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 交通事故、先ほど町長が言われたように、それを通して、では組織がもっと掘り下げるような、そういう展開がほしいと思うんです。

例えば、この新聞に載っておりますけれども、4月1日生まれで、名前に込めた願いということで、今、各自治体が、どうしたら民間、その住民のニーズにこたえられるかということで、これは自分たちの切実な、今やろうとしていることを課に名前をつけていると。群馬

県草津町では、このゴルフ場を管理する公営観光事業部を千客万来事業部というふうにして、そのもてなしの心をみんなで絶えず意識していこうと、そういう課もありますし、長野県ではリンゴなどの花卉類、キノコ類の生産が基幹産業の、さっき言いました長野県中野市では、売れる農業推進室と名づけて、自分たち今このことをやろうと、そういうことを認識していると。こういうふうな名前を変えとか、つけるとかそういうのがあります。

また、隣の伊豆長岡町役場では、全職員が来たお客さんの方に向こうと。今の机の配置だと、お客さんに、来た人に気がつかなくて失礼することがあるから、全員がお客さんの方に向こうということで机の配置を変えたと、こういうふうな記事も載ってありました。これは全員が、役場へ来たときにみんな、8人、10人が一遍に自分の方を見たときにどうかという問題もあるかと思えますけれども、今どこでもそういうふうに、このお客さんに対してどういふふうにこたえたらいいか、住民にどうしたら、こたえられることを真剣にやはり考えているときだと思えます。

富士宮の市長さんは、この前、以前から尊敬しているという群馬県太田市の市長さんと呼んで、そして職員を集めて研修をやったと。そして、やはり職員というのは外部の力とか、よその力をかりないとなかなか意識は変えられないんだな、こういうことを言われております。今後も自分自身と職員の刺激と勉強のために、年に二、三回はそういう全国で頑張っている、名君と言われているそういう首長さん等と呼んで研修を行いたいと、そういうことも載ってありましたけれども、こういうことを町長さん考えられるというか、そういうお考えはないでしょうかね。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 大変な本当にありがたいご意見、本当にありがとうございます。私も地区懇談会を第1期目のときに8回程度こなしたわけですがけれども、常にそのとき言っていたことは、役場で会ったら直接文句を言ってくれよと。要するに外部の力が、私は本当に職員の教育になると考えております。ですから、何かあったときは、何でもいいんだと、そういうことは常日ごろから言っていたわけですがけれども、ただそういうことがなくて、ただ本人の意識だけでやるというのはなかなかその辺は浸透できないのかな。ですから、そういう機会があればあるほど、私は町の責任者とするならばうなずきやすいし、そういうことは地区懇談会において話ししています。

また、研修会等については、講師の方々をまたお願いしながら、勉強すればと考えており

ます。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 町長がいろいろな訓示をされて、しかし実際のそれを現場でやっているのは、やはりこれは課長が一番の大きなかぎを握っていると思います。今こそ課長がどうリーダーシップをとって、その町長の意向を踏まえてどういうふうにやっていくか。そういう意味で今回、各課長とここで指名をさせていただきますけれども、どんなふうに課長が、例えば今回の不祥事を受けてでもいいし、また常日ごろ自分は課長として、その預かっている職員の意識改革というか、職員の教育をどのようにしてやっているのかと。また、課長として、この1年間はこういうことを取り組んでいこうという、そういう目標もあろうかと思えますので、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

全員と思いますけれども、時間がありませんので、とりあえず今日は、税務課長がどうしてもトップバッターは私にやらせると、こう言われましたので、税務課長、よろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） まず職員の意識改革、職員の指導ですけれども、今回のトラブルに関しまして、要するに事故があつたとき、ちょうど税務課といたしましては確定申告の相談中で最も忙しい時期でありました。しかしながら、議会でも当日問題について取り上げられ、また先ほども町長が話しましたように、朝、町長訓示が行われました。こういう中で、要するに勤務終了後ですけれども、別室に課の職員全員を集めまして、早急にそういう対応をする必要があると自分としては感じましたので、約1時間その事故の概要報告を行って、職員に対する注意を促すとともに意見交換を行いました。

それから、職員の意識改革、職員の指導は、常日ごろどのように取り組んでいるかということでございますけれども、まさに谷川議員がおっしゃるように、税は他の課局と違ってちょっと特異なところがございまして、まさに組織で行うことが望ましい仕事でございます。そういった中で、当然のことですけれども、公正、適正な課税、税の期限内納付を常日ごろ指導するような形でやっております。その中で、課内である程度目標を設定して、いわゆる数値目標、それから運営計画、年間計画の進行管理を行い、いわゆる税に関してのトラブルですけれども、あるいは税金が高いよといった問題等が多々あります。それについては、すぐ私のところに上がるようなシステム、それを目指して現在おります。

しかし、仕事に追われて、つい忙しいと不親切な対応になりがちであります。特に税務課では、住民課と同じように窓口対応が非常に多いわけです。1件、たまたま税務課の窓口対応が悪いという苦情がありました。これは事実でございます。とにかくそういう問題があった場合は、早急にミーティングを行い、その苦情の原因を話し合い、課の職員全員で対処するというようなことをやっております。

それから、ことしの課長、目標は何をするつもりだということなんですけれども、現在、税の徴収率、特にこだわるよう私としては指示していますが、残念ながら年々落ちているのが実情であります。そこで、特に課税係、納税係ということで分かれていますけれども、スクラッチと言うんですかね、課税と納税のスクラッチ、いわゆる協力体制をより一層強化するということをことしの目標に掲げております。

具体的には、先ほど言ったように徴収月間、あるいは夜間徴収、それから休日徴収、日曜日ですね、こういうのを税務課職員全員で行くような形を現実にとっております。また、申告・納税相談等が多忙なときは、納税係がそこでそういうふうに協力し、少しでも経常経費である時間外手当等々の削減に努めていきたいと、このように思っています。

以上です。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 大変ありがとうございました。

湖西市の助役さんが、このようなコメントをされておりました。市役所の各部、ここは部長制を引いているので部長と言っていますが、南伊豆なら課長でしょうけれども、各課長は担当部門の町長だと、こういうふうな話をされておまして、役場が一丸となるには課長がリーダーシップを発揮し、課内で意見交換をすることが不可欠である、こういうふうに言われていました。

大変すごいというか、素晴らしい意見を発表していただきましたので、もう1人、私、議員になって、町長の行政報告で一番長かったんじゃないかなと思って見ていたんですけども、天神のツツジをやられました新課長の鈴木商工観光課長にお願いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（鈴木博志君） 私、この4月1日より商工観光課長を仰せつかりまして、今回、初議会で、また答弁ということで少々舞い上がっております。議員のご質問に対して、答弁がうまくいくかどうか舞い上がっております。失敗したらご容赦願いたいと思います。

まず、議員のご質問の中で、職員意識改革の取り組みと、それと苦情への対応とか、あるいは課として今年度の目標的なもの、そういったものは何かというご質問ではないかと思えます。

まず、職員意識改革への取り組みということで、商工観光課におきまして、まず商工観光の観光的なものが多分に多いと。したがって、お客さんに対して大きな声であいさつしましょうと。それと、もう一つは、常におもてなしの心で接しましょうということを職員にお願いしております。

それと、ふだんの業務の中で、先ほど税務課長もおっしゃいましたけれども、商工関係とか、あるいは国立公園事務の受付だとか、そういった部分がお客さんが非常に多いということで、職員が外に出ているとか、留守にしているとかという部分が多分にあります。そういったことについて、課内でのスクラッチ体制を確立し、担当が不在であっても、お客様に対してご迷惑をかけないという部分を命じております。

また、観光振興ということでございます。観光振興では、町内で行うイベントの情報だとかそういった分、例えば中木地区でゴールデンウィークにはサザエとりをやるよとか、情報という部分が、お客さんから問い合わせがあったときに、そういった情報が入ってこないということはまずいものですから、その辺の情報の共有化という部分、観光協会と連携しながら行っているわけです。

また、もう一つ、各新聞の読者の声とか、あるいはコラムとか関連記事をコピーしまして職員に配りまして、これについてどう思うという部分でいろいろ討論したりとか、ディスカッションをしたりとかいう部分で業務に生かしてきております。そのつもりであるんですけども、皆さんの評価はちょっとわかりませんけれども。

また、問題の銀の湯改革でございます。議員、3月定例会でご質問ありましたけれども、ああいうことがあったのは、サービス業の最先端の形でということでございまして、銀の湯会館の職員に対しても、あいさつとおもてなしの心でお客様に接しましょうということを特にお願しております。

もう一点は、銀の湯会館につきましては、経営改善について、二、三、本当に真剣に考えましょうということを考えております。それにつきまして、今、町の財政状況が非常に厳しい折で、いかに収入を上げて経費を節減できるか、これもお客様のサービスの低下を防ぎながら進めていきたいということで、この15年度決算を見ましても、起債償還分を含めると4,800万ぐらいの赤字になる。そういったことを職員と考えながら、経営改善もできるとこ

るの部分は、みんな自分らでやりましょうということを検討しています。

もう一点、苦情への対応ということで、観光関係、非常に苦情が多いということは、承知していましたが、この4月1日以降、意外と少ないということが実感でございます。

議員が3月定例会で、一般質問の中で、いい会社というのはクレームを大事にするんだというお話がございました。もう一点が、クレームの奥に潜んでいるお客様のニーズをつかんで、次に生かしていくというお話を伺いまして、私も本当にそのとおりだと思っております。

まず、その銀の湯会館の苦情につきまして、おかげさまと申しますか、職員の感じが悪いとか、横柄だとかという部分は、連絡して支配人に確認しましたところ、本当に非常に少なくなったということを伺いました。その3月の指摘以降、そういったもの本当になくなったということを伺いまして、非常にうれしく思いまして、これについてはクレームについて職員自身が反省を行いまして、そのことによって対応が改善されたということがあろうかと思えます。これについても、支配人とか経営課長のご指導のたまものじゃないかというふうに思っております。

それで、他の苦情とか、あるいは要望というものが、観光課に非常に多うございます。そういった中で、例えば公園を管理するとか、公衆便所とか、遊歩道の管理、そういったものが全体的な部分で非常に多いわけですが、先日もこれはありましたが、観光課の方に下賀茂バイパスの入り口、交差点、信号のところがありますね。あそこの三叉路の部分、草がぼうぼうだということ伺いました。三方向ちょっと、それについては国県道ということで、下田土木事務所の管理でございまして、土木事務所の担当に確認しましたら、発注は6月20日ごろ入札を行いまして、7月の上旬ぐらいに草刈りとか、清掃とかをやるんだよという話がありまして、それをちょっと待ってられないというふうに伺いまして、早速そういった話をしていたところ、職員自身がみずから、これ2人なんですけれども、課長ちょっと今手がすいているからやりますよというお話をさせていただきまして、午後から1時間、2時間で終わるんじゃないかと思って行ったわけです。それが5時ぐらいまでかかりまして、やり始めたらどんどん広がってしまって、気になって、ずっと長い距離をやって、議員もちょっと後で見ていただきたいと思うんですけれども、非常にきれいになっている。そういった、本来、所管外の仕事だったわけですが、職員みずからそういった形で、進んでやっていただいたことについて、非常に誇りに思っておりますし、あるいはそういった管轄外の仕事という部分も非常に多うございます。

先日も石廊崎の灯台の手前なんですけれども、灯台の官舎の跡地がございまして、そこは、

今、木のさくで覆われているところなんですけれども、非常に草ぼうぼうでして非常に見苦しいと。ご近所のおばさんが、かまで草刈りをしているというお話がございまして、主幹以下3人で、これも二、三時間かけて雨の中、本当に進んでやっていただきまして、職員として非常に誇りに思っている次第でございます。こういった苦情とか、要望とかに対応しなければならぬというのが、観光課として多くなってきております。

課として、本年度の目標というのがございまして。これは先ほども申し上げましたけれども、課内のスクラッチ体制の確立、専門分野ですから、副主任もなかなか仕事を覚えられないという部分でも、1年間かけて長い目で、皆さん、バックアップしながら、スクラッチ体制ということを考えていきたいなというふうに思います。

もう一点が、これはちょっと大きい問題で、石廊崎地区の観光の活性化という部分が、非常に土地の問題が絡むものですから、すぐにできるというのはなかなか難しいことだと思いますけれども、石廊崎地区の周辺活性化協議会とかそういったもの利用しながら、できるものからすぐにやっていきたいなというふうに考えております。

以上、いろいろと申し上げましたけれども、私の方の考え方でございます。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 大変ありがとうございました。

ほかの人もやりたいと思いますけれども、またこの次ということでご了解願いたいと思います。

これ町長に提案というんですけれども、先ほど私ちょっと言いました群馬県太田市というのは、大変、今、市役所の意識改革が進んでおりまして、いろいろなところで、さっき言ったように市長さんが出かけて行って講演されたりしているんですが、こんな記事が載ってありました。「太田市市役所は今、市役所自体を一つの企業とみなして、お客様、市民の皆様に満足していただける商品、いわゆる行政サービスをなるべく安く、つまり効率的に、できるだけ早く、スピーディーに提供できるよう心がけています。太田市経営方針は、そうした姿勢を文書化し、公にすることによって、その実践を促進しようとするものです」ということで、いろいろ取り組まれているんですが、その中に課長による庁内放送ということで、先ほど課長さんが述べたようなことを毎週月曜日なら月曜日に、庁内放送を使って全職員に流しているというんですね。そのことによって、課長の自覚を高めようという。

例えば、こんなのが、1つだけ紹介させていただきますと、さきの税務課長と同じ課だと

思いますけれども、資産税課の人がこんな話をされておりました。「おはようございます。資産税課の岩崎でございます。固定資産税は、市町村民税において全国平均で約45%を占めております。太田市は全国平均を上回る49.7%を占め、市民税とともに教育、福祉、緊急ごみ処理等、基礎的な行政サービスを提供する市町村を支える基幹税目として重要な役割を果たしております。固定資産税は、土地、家屋のほか、事業用に所有している償却資産についても課税されます。今日は、その償却資産についてお話しさせていただきます。償却資産は、取得価格から減価償却した額を差し引いた残存価格に1.4%を乗じて得た額が固定資産税となります。この減価償却ですが、太田市内に設置してある事業用資産を1年間全く設備投資がなく、そのまま使用した場合は平均で20%が減額されてしまいます。したがって、例えば償却資産が22億円あったとすれば20%が減少することになりますので、翌年度は4億4,000万円の減となります。これを前年度と同額の22億円を確保するためには、新たに約350億円の設備投資が必要になります。太田市は、おかげさまで何とか前年を下回らない設備投資が順調に推移しております。これは市内の各企業のたゆまない地道な努力の結果であると思います。このように市民の方々や企業は頑張っておりますので、我々職員も知恵を出し合って最少の経費で最大の効果を上げるよう、もう一步踏み出した努力が必要ではないでしょうか。それでは、ISO9001の全庁取得に向けて頑張りましょう」と、こういうのが毎週やられている。

こういうことも一つはやられて、とりあえずこの課長の、まず課長が頑張るということから、役場の意識改革に手をつけられていったらどうかという提案をさせていただきたいと思っております。

私が一番懸念していることは、合併というか、大きな転換を前にして、どうせ合併になるだろうとか、そういうふうな課題の先送りというのは、組織というのはどうしても出てくることが多くあります。それを何としてもなくして、今、変化の時代ですので、一日たりとも組織がスピードを緩めることはできません。どうかそういうことをしっかりと手を打ちながら、合併は合併として進めていながら、そして今、求められているニーズに対しては全力で取り組んでいけるように、町長の指導をしっかりとお願いしたいと要望しまして、次の質問に入らせていただきます。

私は、合併は賛成であると先ほど言いましたけれども、1つだけちょっと心配していることがあります。その点を確認させていただきます。

湊に去年、実施設計がされまして、ことし16年度に予定されておりました最終処分場が、

諸般の事情で見合せという格好になりました。これをどういうふうに進められていくのか、いわゆるエコセメント化との問題もあるでしょうし、あれほど町長が政治生命と言いながら急に変わったということに対して、合併したときにこれを本当に町長が、住民同意をとれたように、南伊豆町だけで守れるのかどうかという、その点を質問させていただきたいと思います。

あわせて、今、処分しております青野の最終処分場は、一応、17年の3月でしたか、ことしいっぱいということになっておりますけれども、それは間違いなくそういうふうになるのか。また、それは最終的にはどういうふうな処理がされるのかという、そこら辺のことをお答え願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 最終処分場の件でありますけれども、一般廃棄物最終処分場を建設するための調査はすべて終了しており、地権者2名からは建設することについて内諾を得ております。今後、整備計画について環境省の審査を受けることと、実施設計の内容について地元説明会を行い、最終的に同意を得ることが法的には必要と考えております。

そして、青野処分場の件ですけれども、青野区との協定により青野処分場の使用期限が17年3月末までとなっており、本年度中にも処分場が満杯となり、埋め立てができなくなる可能性があることから、その場合を想定して県外業者に処分計画を立てております。

そして、合併、エコセメントが絡んでの対応でございますけれども、一般廃棄物最終処分場の建設については、財政上の理由により本年度見送りしましたが、来年度においても財政が厳しい状況にあることは変わらないと見ております。したがって、最終処分場の建設問題は、もし合併となった場合、新市に引き継ぐこととなると思いますが、建設することになって処理するものは、地元との約束はもとより、施設の規模、生活環境調査からも町内で発生する焼却灰等しか処理しない計画となっております。

最終処分場を建設しなかった場合は、当面、県外業者に処理委託していきながら、県が進めている平成21年稼働開始予定の焼却灰エコセメント化施設への処理に移行していく考えであります。

詳細については、生活環境課長より説明させます。

議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

生活環境課長（石井 司君） 生活環境課長の石井です。よろしく申し上げます。

多少重複することもあります。一般廃棄物の処分場につきまして、地形、地質調査、基本設計、実施設計、生活環境影響調査等が終了しております。地元へ概要説明をしまして、同意を得て、着工する予定でしたが、交付税の削減等による財源不足から先送りとなりました。今後、合併問題が目前にあります。合併しなかった場合、今後、財政状況をにらみながら検討し、建設時期を模索していくこととなります。

また、合併する場合、新市に引き継ぐこととなります。もし建設された場合、下田市から町内へ持ち込むのではないかと危惧する住民の方もおられます。下田市から要望があるわけではなく、施設の規模、また生活環境影響調査の予測条件、地元との約束もあり全く考えていません。

青野の最終処分場ですが、来年3月末が使用期限となっております。埋め立て後は厚さ50センチの覆土をして終了いたします。

今後の問題の焼却灰の処理については、年度内で満杯になることで、県外業者に処理委託を考えております。当面は、下田市、河津町と同様に県外業者に処理委託をします。そのための準備として、焼却灰の積みかえ用ホイールローダーを購入し、ストックヤードとして焼却灰積みかえ作業場の設計を現在行っております。また、灰の処分費はトン当たり3万7,000円程度を考えております。年間処理費用を考えますと、最終処分場をつくった場合と大差ございません。

次に、エコセメント化ですが、循環型社会の実現で、県内で発生した廃棄物を県内で処理する、埋め立てに頼らない新しい廃棄物の処理システム等を目標に、志太郡大井川町に民営で工場を誘致する計画が進捗しております。処理単価等、また今後、当町の最終処分場の建設時期等もまだ不明ですが、循環型社会実現という面から積極的に参加すべきと考えております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） では、下田市からの灰は来ないということで、明確な答えをいただいたというふうにとらえて。

では、一つだけ、青野は17年3月ということで、これをどうしようというんじゃありませんけれども、今、全国的に埋め立て最終処分場の用地確保というのがなかなか困難で、今、処分場の延命化、リニューアルというのがいろいろなされております。いろいろな工法も、

代表的に5つぐらい工法があってやられているようで、青野でやるとするとバイプローターによる高密度工法が考えられるかと思うんですけれども、こういうふうな延命化という検討はなされたことはあったんでしょうか。

議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

生活環境課長（石井 司君） 今言われましたバイプローターということですが、焼却灰を転圧して容量を少なくする。そして、限られた処分場を有効活用するということは、非常に有意義なことだと思います。青野の処分場につきましては、平成4年に工事、平成8年に擁壁の立ち上げをやっておりまして、そして遮水シートを下に張ってございます。そういったようなことから、出る灰がまた湿灰でございます。現場へ行っていただければわかるんですが、かなり締め固められている状況でございまして、また敷きならしで10キロ使用しております。雨が降り、自然転圧が十分されているというふうに認識しております。

そういったようなことで、大変参考になるご意見ですので、また何かこういう機械を使うというのがありましたら検討させていただきたいと思います。

以上で、こちらとしての考え方であります。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 新しくなったばかりで、大変勉強されているので感服いたしました。

それでは、最後の社会環境基盤重点河川整備事業についてお尋ねをいたします。

私は、この山の荒廃というか、木を見ながら、これが炭とかいろいろな利用ができないかということでいろいろ考えておりますけれども、今、全国的に炭を使った河川浄化というのが、高知県とか岐阜県等を中心に全国で約30カ所ぐらいやられていると。そして、その中で川がきれいになったとか、蜚が飛ぶようになったという報告が上がってきておりますが、青野川の旧河川でさっき言いました社会環境基盤重点河川整備事業ということで、この炭を使った河川浄化という試みがなされたと、こういうふうに聞いておりますけれども、それはどのような事業内容で、どのような結果が出たのか、お教え願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 静岡県下田土木事務所におきまして、河川環境整備事業として青野川旧河川の整備を進めております。平成15年度青野川旧川ワークショップにおいて、懸案事項となった河川の汚濁解消策として、浄化を目的に竹炭の設置を試験的に行っております。下

田土木事務所は専門業者に水質測定を依頼し、その結果については、竹炭が浄化材として十分役立つことは証明されました。

しかし、今後の課題として、浄化材としての竹炭交換時期及び生態系の影響について、数年の期間をかけ観測したり、その結果を検証する必要があるとの見解が提出されております。当町としましても、下田土木事務所の動向を見ながら検討しようかと考えております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 多少、今、問題点とか出ておりましたけれども、もっとほかにあそこをやられてこういう問題があるとか、あるいはこういういい点があったとか、そういうことがありましたら、担当課長ですか、お答え願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 建設課長。

建設課長（山本正久君） ただいまの質問ですけれども、土木事務所が実際に施行されました事業でございます、私の聞いた範囲で回答をさせていただきます。

施行延長が約10メートルです。この工事というのは、昨年12月ごろ施行しまして、調査をしたのが、ことしの1月、2月、3月、計3回でございます。ただ、施行した場所がたまたま潮のかけん、干潮によりまして水が逆流になったり、また正流になったりとするような関係で、実際この水質の測定結果というのが、なかなか比較はできなかったというような状況でございます。したがって、今、町長が申し上げましたとおり、浄化作用は十分あるでしょうが、もう少し数年かけてこの結果がほしいというような結果になっております。

それから、あとこの場合には、竹炭ということに限定されておまして、私も各地区の炭の効用というのを、ちょっとインターネット等々で見ますけれども、木炭につきましては、かなりあちらこちらで成果が上がっているという情報を得ておりますけれども、なかなか竹炭というのは、こういう川にやったという実例が少ないという、この業者の方からのご報告を伺っております。

以上でよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 私も、川というのはなかなか難しいのではなからうかというふうに、設置方法とか、設置場所とか考えているんですけれども、今、環境対応型の再生ポリエステル繊維を使用した袋型のそういうものが出てきておまして、例えば静岡県の企画部で浜松

市の川で今、施行されておりますけれども、そういう例があったり、またその場所は、自分のことを言うみたいですが、クリーンセンターの入り口の道路がありますけれども、それから下流側は今、下水道に全戸ほとんど接続しております。そこに流れてくる排水というのはありませんけれども、その上はまだ下水道が整備されておきませんので、今の何河川と言うんですか、小さな水路に流れておりますので、その下水道に接続しているところと接続していないクリーンセンターの道路になっているところら辺に設置すれば、もっと実験というか、試験が効果的にできるのではないかな。

そういうことを積極的に進めて、県を突き上げて、そして炭を使った河川浄化に努力する南伊豆とか、あるいは蛍が戻った川とかということで、町のPR等に兼ねてやったらどうかと思うんですけれども、町長さんいかが思いますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 恥をさらすようではございますけれども、私も町長になったときその蛍の、本当にいい考えかということで、私も水を調べたり、そしてカワニナを調べたりしてやった経験がございます。それを、ではだれがやるかという、なかなか手を挙げる人がいなかったということで、挫折したことが事実でございます。この意見を踏まえた中で、新たにまた挑戦すればと考えております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君の質問を終わります。

ここで10分休憩をいたします。3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開いたします。

渡 邊 嘉 郎 君

議長（齋藤 要君） 10番議員、渡邊嘉郎君の質問を許可いたします。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 通告に従い、一般質問をさせていただきたいと思います。

順不同になりますけれども、合併問題は一番最後に回し、2番目から質問をさせていただきたいと思います。

2番目の賀茂地区交通災害共済組合について、私はお伺いしたいと思います。

現在の運営状況についてですけれども、ただいま私の知っている限りのことでは、1市5町1村の7市町村で、全体の人口が現在8万1,232人と聞いている中、加入者が4万3,210人だそうでございます。加入率が約53.2%。そのうち当南伊豆町は、加入者が7,018名だそうでございます。そして、ちなみに加入率は約70%、68%と聞いている中、現在のこの組合の加入者が、南伊豆に7,000名おるわけですが、町のご努力によって随分この推進運動をやっているわけです、1人500円の掛け捨てでございますけれども。そういう中、現在の状況、そして今後の運営状況を聞きたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔「いや課長でいいですよ」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 現在の状況ということではありますが、今、議員ご質問の中で南伊豆町、これ15年度の実績でございますが、加入人員は7,099名、南伊豆町の人口の割合は、これは最終的なものですが68.7%。それで、先日の区長会でもお話ししたわけなんです、12年連続で賀茂7市町村の中で加入率がトップである。それに反比例というか、言葉はちょっと悪いんですが、いわゆる共済金の受け取りというのが南伊豆は低い方です。

という形の中で、何かそういう仮に事故があった方々の、私どもが窓口なんで、企画調整課が窓口になっておりますが、申請を忘れる方もいらっしゃるんじゃないかというようなことも思っておりますから、とりあえずそういうお話を聞いた中で、私どもの方に寄っていただければ、ケース・バイ・ケースで処理をさせていただくものですから、よろしく願いますというふうな方法でお願いした経緯もあります。

それで、賀茂地区交通災害組合というのは、議員ご存じのように昭和47年からの一部事務

組合として発足しました。過去に、発足当時は加入率は関係市町村で12.3%でありましたけれども、平成15年ですと先ほど議員おっしゃいましたように、53.6%と順調な事業として推移しているのが現状です。

南伊豆町におきましても、昭和49年からのデータしかちょっと私の手元にはないんですが、49年の加入率が15.5%、それから本年度、16年度のものを1月の区長会でお願いして、3月末で締め切って、4月1日現在なんです、そのときですと67.9%。やはり構成市町村で一番高い。そういうことの中で、この47年度から5度における見舞金の引き上げや、2度における共済金の支払いの等級の改正、それから平成元年に会費を以前の400円から500円に引き上げたというような形で推移しております。これにつきましても、昨今の市町村合併とか、行政改革の一環としまして、他の賀茂地区の一部事務組合と同様に見直し、それから解散というような方向の話が昨年から出ております。

そういう中で、今まではこの事務は賀茂郡の町村会でやっていただいておりますが、その町村会の存続等の話もありまして、それからもう一つは、この共済組合の当初の目的も済んだと、それからいわゆる民間の保険事業者も、この交通損害保険のいろいろなケースもあるということで、そういう目的は済んだんじゃないかというもとに、廃止の声が出たという形を私は伺っています。

そういう中で、ではこれをどうしたらいいんだろうという話になるんですが、南伊豆町の場合は先ほど言いましたように、共済加入率は高い、それで共済金の支払いは少ないよという形の中で、15年3月31日現在で共済金の積立金の残額が、これは15年3月31日、まだ15年度の決算が出ていないものですから、16年3月31日は出ていないんですが、預金の金額だけで1億5,273万6,000円、積立金として残っています。

こういうものの処理だとか、これは解散を前提という形の中でお話しさせていただくんですけども、そういうもの、それからこれを今後どうしたらいいだろうと、継続をしたらいいだろうとか、いろいろな声が出まして、先ほど申し上げました、いやもういいよというような形の声もあるものですから、そういうものを今後、担当者会議、課長会議においてある程度の方向を出すということにはなっています。

まだ、決定はされていないんですが、そういう形でいきますと、今までの経過でいきますと、南伊豆町の主張というのは、先ほど申しましたように、加入率から加入金額は当然高くなりますし、共済金を受け取るのが低いものですから、一つの主張としては、南伊豆町にその分だけでもほしいというような主張もできるのかなという意識は持っています。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔 10番 渡邊嘉郎君登壇 〕

10番（渡邊嘉郎君） 今の課長の答弁の中に、解散とか、そういう問題が出ているんだという中、先ほども同僚議員の中でもって職員の不祥事の問題、交通事故ですね、こういう問題等もありました。しかし、今、テレビ、新聞、あるいはマスコミ等々、交通事故の多い中、実際に今の現状が4万3,210人、全体で加入しているんだよと。そうしますと500円ですから、年間2,150万ぐらいのお金が集まるわけですね。その15年度の利用状況からいって、この2,150万で間に合っているのか間に合っていないのかということを一、もう一度教えていただけますか。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 15年度の実績を申し上げますと、加入が全体で、会費が2,186万7,500円、15年度の実績です。それで、見舞金が1,465万円という形になります。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔 10番 渡邊嘉郎君登壇 〕

10番（渡邊嘉郎君） そうしますと、私も勉強不足でまことに申しわけないんですけども、この2,186万円ほど集まるお金ですね、それで今、使われているのが1,465万という数字でしたけれども、そうしますと約600万から700万のお金が、毎年、余ってくるということですよ。しかし、私が最近、耳にしたのでは、実際に集まってくるお金が足りないほど、最近、利用がえらくなってきているんだよと、そういう話も聞いたわけですけども、その辺はもう一度確認をしておきますけれども、16年度どうなんですかね、今。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 今の1,465万といいますのは、いわゆる純粋な支払い共済金ということであります。それで、いわゆる2月半ばの15年度の決算見込みですと、大体、事業収入で、先ほど言いました2,100何ぼ、それから財産収入とか、繰入金とかという、これは前年度の繰越金という形の中で決算の大まかな数字を申し上げますと、大体2,880万ほどの中で、いろいろな議会だとか、事務費とかというのがありまして、そういうものを入れますと2,847万ほどの15年度支出が予定されると。

これにつきましては、先ほど言いましたように、純粋の共済の支払いといいますか、そうなるんですが、その一番大きなものというは、先ほど申し上げましたように、賀茂郡の町村会の方で事務をやっていただいているものですから、それに440万円の繰出金で、事務の

委託金みたいな形で繰り出しています。

それから、あともう一つは、いわゆる協力費という形で、先ほど申し上げました5月の区長会におきまして、区長さん方を通じて加入の促進というのをお願いしておる実情があるものですから、その加入に対して1人当たり50円の、いわゆる加入協力金という形で、還付という形で、その5月の区長会におきまして、現金を区長会の席上お渡しすると、そういうものが7カ市町村で218万ほどという形でありまして、15年度ですと、単純に計算しますと、それで700万という数字があるんですが、積立金の予定ですと15年度は320万ほどの積立金になる、そういうふうな形になるうかと。

以上です。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） それでもう一点、この組合で、この金額が、今、15年3月で1億5,270万ぐらい、これは内部流用できるお金があるんだよというような先ほどお話があったけれども、実際に今、2,800万ほど1年に使われている。そういう中で、前に不祥事があったとかないとかという話もありましたけれども、いずれにしてもそれはそれで私は正せばいいと思うわけです。そうでなくて、今この中でもって1,465万円も1年間に使われている。実際に使われているわけですがけれども、これを何で市町村合併に当てて、これを解散しなきゃいけないのかなと、これだけ利用があって。わずか500円の掛け捨てのお金ですね、70万ほど実際に事故があればもらえるわけですね。そういうものを私はなくする必要はないというふうな考え方を持っているわけですがけれども、今後、町長、今度は町長に、この辺をどういうふうに7市町村の中で、これを、町長の考え方を訴えていくつもりでいるか、ちょっとそれを聞きたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、町村合併の、一部事務組合が合併ということで、かなりぎくしゃくしていることも事実であります。これから事務方でその方向性ということを決めるわけですがけれども、その辺まだいろいろ案があるうかと思えます。配分の方法だとか、またそれでいろいろ問題が出てくるやに私は考えています。その事務方の案ができたときに慎重に進めたいと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔 10番 渡邊嘉郎君登壇 〕

10番（渡邊嘉郎君） 実際に7,000名からの我が町も加入者がいるわけです。そうしますと、年間に350万ぐらいのお金が集まってくるわけです。そういう中、1億5,000万もあって、もし解散をするのなら、これを簡単に4万3,000で割ってみますと約3,500円だと1人当たり。それで、そのお金が今たまっているんだと。それを解散したときに、7,000名で我々の町に入ってくるお金が、ざっと数えたところで2,450万あるわけです。これをどういうふうにして、もし解散をした場合に使うのか、利用するのかということも、1点、聞いておきたいなというふうに思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 現在、まだ解散とかそこまで進んでおりませんので、その審議会、幹事会の方でいろいろの案があろうかと思えます。それを話の土台としてしなければいけないのかなと。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔 10番 渡邊嘉郎君登壇 〕

10番（渡邊嘉郎君） 本当にそのとおりですね、町長、この使い道は、やはり加入者のこれはお金であって町のお金でないわけです。加入していない人に、権利が実際にはないわけです。そこいらも考慮しながら、僕はそれをどうやって皆さんに了解を得て、町で利用させていただくのかということは、これは大変難しいところでございますけれども、いずれにしましても500円の掛け捨てあるものですか、我が町はこういう安いお金で多少の補償ができるんだったら、私は続けるべきじゃないのかなということを要望して、次の質問に入りたいと思います。

次は、小中学生の通学時の安全対策でございますけれども、実際に道路、歩道があるわけですが、それが町の関係、あるいは県の関係、国の方の関係というような形で着々と整備はされて、交通の面ではそういうものが少しずつ解除されてきているのかなというふうに私は思います。

そういう中、全国で青少年の非行、あるいはいじめ、大きな問題では拉致、そういうような問題が騒がれている中、児童の虐待、この間も九州の方で子供同士の殺人があったというようなこともあるわけです。そういう中、我が町も、そういうものを教育長にお聞きしたいんですけれども、認識はもちろん我々もしておると思いますけれども、小学生が405人、そ

して中学生が259人、計664名、今、生徒数がおるような中、少子化の支援対策事業の一つとして、今後、この子どもたちに、例えばかばんに付ける110番ブザーというんですか、防犯ブザーというんですか、警報ブザーというんですか、これが1個、高いものでないものですか、こういうものを教育委員会で得て、そしてそういうものを貸し出していく考え方を、今後、考えておられるのかおられないのか、そのことを1点、聞きたいなと思います。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 渡邊議員のお話のように、近年、子供たちの殺傷事件、あるいは誘惑事件というものが全国的に続発しておりまして、大きな社会問題になっております。我々学校教育委員会の関係者も、非常に心を痛めておる問題でございます。

そういった中で、今、防犯ベルというふうなことでご質問でございますので、この機会に我が町でとっている防犯対策につきましてご理解とご支援いただく意味で、その点について少々、今、行っております対策につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

今、学校とか教育委員会で対策を講じておりますのは、子供たちが在校中どのような対策をとっているのか、あるいはまた登下校のときにどのような対策をとっているのかというこの2点でございますけれども、まず子供たちが在校中の防犯対策としましては、議会のご理解も得て、一昨年度、各学校と幼稚園の入り口に関係者以外の立入禁止というふうな看板を立てまして、外来者の無断入校を禁止をしたというふうな措置を講じております。

さらに、同年、小学校5校の全部の1階の教室に防犯ベルを設置しまして、不審者が侵入したときには、教員はそのベル、黒板の外にボタンがありますので、それを押しますと1階が全部防犯のベルで鳴り響くと。それで、職員室にいる先生方が駆けつけるというふうな、そういう体制になっております。

それから、3点目としまして、下田警察署にもご協力いただきまして、教職員対象に防犯訓練、実際に侵入者があったときどういうふうを防ぐかというふうなことについて、訓練も本年度いたしました。さらに、子供を対象にしまして、やはりこれも警察官にご協力いただきまして、子供の防犯避難訓練というものも昨年度から実施をしております。そのようなことを行いまして、在校中の子供たちの安全について配慮しているところでございます。

また、登下校の防犯対策としましては、今、全町的に子供を守る家の設置をしまして、多くの町民の方にご協力いただきまして、子供を守る家を活用させていただいております。過日も下賀茂地区の子供の家に子供が逃げ込みまして、難を逃れたというふうなことがござい

まして、大変ご協力に感謝しているところでございます。

また、大声を出して助けを求める、大声の出し方訓練というふうなことも各学校で取り組んで実施をしております。

議員ご質問の防犯ベルの件でございますけれども、現在、小学校5校では、保護者会でいただきまして、防犯についてのいろいろな情報を伝達しまして、保護者の方々に防犯ベルを持つ必要のある方はぜひ持ってほしいというふうなことで呼びかけまして、今、竹麻小学校では10名、南崎小学校では38名、南中小学校で37名、南上小学校で10名、三浜小学校で5名、計100名、ちょうど405名中、25%に当たる子供たちが防犯ベルを所持しております。これは南崎地区を除いてはすべて保護者負担と。南崎地区は、学区で、各地区で半額補助をいただいているようでございます。

そういうようなことで、4分の1の生徒が保持しているわけでございますけれども、教育委員会としまして町費で全部の生徒に持たせるかどうか、そんなことも検討はしてみたんですけれども、通学条件が子供によって随分違っているということとか、経費の面でも1個800円ぐらいの値段がするというふうなこともありまして、全部の生徒に一斉に持たせるというふうなことまで、ちょっと踏み切るのには時期尚早ではないかというふうなこととか、まずもっとほかにやることがあるんじゃないかというふうなことで、諸般の対策を実行中でございますので、全員に町費でもってこの防犯ベルを携帯させるということについては、現在まだ踏み切っておりません。また、ご要望等があれば、再度検討はしてみることにやぶさかではございません。

いずれにしても、とうとい子供の命や、けがなどが絶対起こらないように、本町としましては学校教育委員会、並びに特に地域の方々のご協力を得て、防犯活動をきめ細かく実践していくつもりであります。また、議会の方々にも、ぜひご支援、ご協力のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 今、教育長が言われたとおり、本当にわずか1,000円にしても、今、664名ですもので65万ぐらいのお金でそろうわけですね、全員にそろえても。そういうところ、町長もいますので、町の執行部の方と相談をして、前向きの姿勢でかかっていたきたいというお願いです。

これは何で私、こういうふうに言いますかという、子供は自分の子であって、私は自分の子でないと思うわけです。それは何でかといったら、子供の力というのは未知で、大きな力を持っている子供たちだと思います。そういう子供たちを、南伊豆をしょって立つのか、あるいは静岡県をしょって立つのか、あるいは日本をしょって立つ人物になる可能性がいっぱい秘められておると思います。そういう子供を、我々、年の大人、あるいは中堅クラスの大人が、皆さんでもって育てることが大事なことでと思います。悪いことをしていれば怒る。しかし、いいことをしていれば褒めてあげる、そういうことも大事かと思う。そういう一端から、こういうことをお願いして、私の要望として、前向きな姿勢で考えていただきたいというふうに要望しておきます。

それでは、最後になりますけれども、合併問題に入らせていただきたいとします。

下田市と1市1町の合併についてでございますけれども、先ほど同僚議員の方から、あれやこれやと細かい点まで深く掘り下げて質問がありましたけれども、私はまた方向を変えて、別の意味で少し町側の方に聞いてみたいというふうに思います。

私は、合併を推進している1人として考えておるわけですが、合併は下田を含む7市町村の五十年の計でもあるし、また百年の計であると思います。合併をしなくてもしても、大変これは重要な問題だと思います。それは行政も、我々議員も全員、真剣になって、これは考えていかなければならない問題だと思います。

先ほど来もいろいろな質問がございましたけれども、町側が、1市5町1村の7市町村の合併協議会が東伊豆の離脱でもってなくなりました。そして、その次に1市2町の下田市、河津、そして我が南伊豆町の合併法定協を15年9月26日に可決して設置をいたしました。そして、12月19日に解散し、その解散した後、合併に対して、我々議員も私は責任があると思いますけれども、この問題に対して町側の行政の方も議会の方に触れてこなかったということもあるでしょう。そういった対応のないまま、合併に対しての地区懇談会を町側が23地区でもってやってきました。その結果の説明会が4月28日に全員協であり、その後、5月31日に全員協との流れを踏んでいるわけです。

そういう中、町長に聞きたいんですけれども、合併説明会を地区懇として説明してきたわけですが、まず町長は、この合併説明会を、自分は合併したいんだという推進をするつもりで、この地区懇に臨んだのか、臨まなかったのか、これを1点、先に聞きたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私、12月19日の記者会見のときに、少子高齢化、そして1万人以下になると、そういうことも述べております。そして、地区懇談会を行い、そして議員の方々と意思の疎通を図りながら最終的にという、そういうことでずっと通していた。内容が、たまたま下田市との比較ということですから、客観的に見ればそう見えたかもしれませんが、私も、私はその場においては議員の、そういう形で懇談会が進んでおりますもので、できるだけ控えたつもりでございます。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 4月28日に全員協の中で、初めて町長は地区懇をした中でもって、合併をしていきたいんだというような形のものは、我々の前で表明はいたしました。それはわかります。しかし、地区懇の中で、自分の考え方を明確に、これこれ、こういうわけで今日は、合併を私は、推進を考えている中で、今日ご説明に皆さんのところに上がりましたと。そして、どうか皆さんのご理解を得たいというようなことを、自分の考え方を明確にうたうべきじゃなかったのかなというのが1点でございます。

そして、それが1点、もう一点、聞きたいわけです。もう一点は、合併先を、下田しかないものですから、下田に足を向けたのは我々も承知しておるわけですがけれども、下田市のよいところ、あるいは悪いところがどこにあるのかということ、この2点だけ聞きたいと思っております。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 説明の方法に、ちょっともっと指導力ということでもありますけれども、私も先ほどから言っております失敗は許されないよという大前提があるわけです。ということは、河津等が抜けた中で財政について話し合いが、実際には余り突っ込んだ話し合いがなかった。ですから、今回は慎重にその辺も、下田の方向性を見定めなければいけないよと、そういうことを考えたことは事実であります。

では、そこで最初から合併とやった場合に、では下田の方で本当に事務のすり合わせに対していい方向性が出るかどうかという保障は、その当時は感じていなかったわけです。ですから、私とするならば、事務方が3回ですか、私は個人的にいろいろな話、3回ほど事務方はやっておりますけれども、最終的に決まったのが、方向性の確認というか基礎的な確認と

ということで出ましたもので、そこで私はこの4月28日に方向性、要するに私が言っている、私が言っているというよりも町民の願いであります合併するならば対等合併という、そういう方向性が見えてきたのかなということで、4月28日は発表させていただきました。

そして、下田市のよいところというんですけれども、南伊豆町が本当によくなるならば、ある面では下田市と一体とならなければいけないという、これは交通事情もあろうかと思えます。ともかく、南伊豆町が単独でよくなるというのは、地理的には考えられないと私は考えています。ですから、ある面では下田の方の施策も、今の施策も取り入れながら下田と南伊豆町、特に地形的から言うならば、南伊豆町は下田を抜きして地理的には考えられないものです。ですから、そういうところで、下田のよいところをこれからも取り入れながら、一つの流れとして南伊豆町の観光に対する考え方もこういうふうになるのかなと。

これはあくまでも個人的な考えとして言うならば、例えば南伊豆町は過疎というのが進んでおります。そして、下田、26%ということでもまだまだ、若いとは言えませんが、少なくともそういう方々もいるわけです。そして、私のボランティアに対する考えというのはあるわけですが、都会はボランティアが盛んだよということは、定年退職をしてなかなかすることがない。だから、ボランティアという一つの考えもあろうかと思えます。

そういうことで、そういう下田の人の力をかりながら、新しいNPOだとか、そしてボランティアだとか、そういうことをやるならば、新しい南伊豆町、そして新しい市として、そして今、高齢化率26%ですから、まだまだ働ける人は十分いるわけです。そういう人の力をかりるならば、新しい流れ、そして地域自主組織ということを実践させるならばできるのかなという。あくまでもこれからの、本当に、もし合併する方向性が決まったならば、法定協の本当に力比べと言ってはなんですけれども、お互いに町民のことを主眼に置きながら、いかに相手と相撲を取るかと、そのぐらいの覚悟でしていかなければ、この法定協というのは町民のための合併ということを目指して頑張っていただけ。

私は、法定協が立ち上がると、副会長という立場でまとめるという形になるもので、その代表者として選ばれた、もし選べるとするならば、本当に南伊豆町のことということを念頭に置きながら、対等合併ということ念頭に置きながら考えて、そしてその中に建設検討委員会等を踏まえた中でまちづくりについて考えていく。いずれにしても、南伊豆町は下田市を、要するに通行しなければならぬ、そういう地形は十分考えなければいけないのかなと、そう考えます。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔 10番 渡邊嘉郎君登壇 〕

10番（渡邊嘉郎君） 何と言っていていかよく理解ができない面もありますけれども、しかし下田市のよいところは、いずれにしましても下田市の南伊豆より悪い面ももっとも大きな目で見、そして耳で聞き、手でさわり、そしてその中でもって、この辺は検討していただきたいなということが1点。

そして、その地区懇で、なぜ自分が合併推進を皆さんに訴えなかったのかなというようなお話もありましたけれども、いずれにしましても地区懇の出席率が、世帯割でいきますと600人といえますと4,000世帯にしても15%しかないわけです。そういう中、果たして住民がどういうふうにいるんだろうかなというような点もございましょう。

しかし、先ほど同僚議員からの形で、住民投票は絶対にしないんだということでなくて、果たして1世帯、1世帯、家族でこの合併を真剣に皆さんが検討しているのかなというところにもっとも目を向けていただきたいと、私は。

そういう中、私は住民投票とは言いませんけれども、どうしても住民アンケートをしていただきたい。というのは、私あるスタンドにガソリンを入れに行きました。そうしましたら、40までいかないそこで働いている奥さんが、渡邊さんと言うから、何ですかと聞いたら、合併は新聞のとおりやるんですかということを知りました。いや、こういうわけで、まだわかりませんよというお話をしたんですけれども、そしたらその主婦の方が、こういうふうに言いました。私たちは、子供を育て盛りの主婦なものですから、夜、地区懇に行けなかったんだと。ですから、我々年代の層を集めて、婦人層でも結構ですから、そういう場所を、提供してくれる場所を訴えていただけませんか、そうしないと私たちの考えが、合併に盛り込まれていかないんじゃないのかという形で、本当に心外をしているところがあるというような、私は訴えを聞きました。

それから、私たちはPTAですから、何人かで、PTAの会合があると、そういう女性層で話が出るそうです、合併が。随分興味があって、その話が出るそうですから、ぜひその辺を考えながらこの住民アンケートも、私は時間をかけてでもいいから、この住民アンケートだけはとっていただきたいなというふうに要望したいと思っておりますけれども、どうでしょうね、町長。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 住民アンケートの件ですけれども、平成14年度に、この中で資料がご

ざいます。そして、その中に設問としてかなり、あなたは市町村合併に対する県、国の助成金を知っておるかとか、全国的に実施されていますが合併に関心がありますかということで、かなりの6割近い人方がそのときは意思の表示をしているわけです。そして、今、では私たちがこの時期になって設問した場合にどういう設問をすればいいか。ただ単に、合併がイエスかノーかと。それじゃ、ちょっと設問の仕方も本当に難しくなるし、私たちとするならば、この第1回目のあなたは合併は必要だと思いますかというのが約58%も既にその当時ご理解していると。それを基本に進んでいると、ご理解願えれば私は幸いです。そういうことで、アンケートについては今のところは考えていないということです。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 町長の言っていること、わかるんですけども、しかしそのときと今と合併の状況が全然違っていると思います。そういう中で、この辺は、1市7町でやってきたアンケートでなくて、南伊豆らしさが出ているアンケートですね、そういうものを行政側と議会と中身は考えるにしても、私はやっていただきたいなというふうに思うわけです。

この辺を私は要望しながら、この合併問題まだまだ言い足りない面もありますけれども、私の質問をこのぐらいで終わらせていただきたいなというふうに思います。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君の質問を終わります。

散会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時50分

平成16年6月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成16年6月9日(水)午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
3番	鈴木勝幸君	4番	谷川次重君
5番	鈴木史鶴哉君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	飯泉誠君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	鈴木博志君
生活環境課長	石井司君	下水道課長	佐藤博君

教育委員会 事務局長	鈴木 勇 君	水道課長	渡辺 正 君
会計課長	土屋 敬 君	行財政主幹	松本 恒明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺 修 治	主 幹	栗田 忠 蔵
--------	--------	-----	--------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しております。

これより平成16年6月定例会本会議第2日の会議を開会いたします。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

5番議員 鈴木 史鶴哉 君

6番議員 梅本 和 熙 君

一般質問

議長（齋藤 要君） これより一般質問を行います。きのう傍聴をされました方に電話をいただきまして、質問、答弁等、声が少し小さくて聞き取れなかったということでございますので、心してよろしく願いをいたします。

鈴木 史鶴哉 君

議長（齋藤 要君） それでは、5番議員、鈴木史鶴哉君の質問を許可いたします。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

なお、最初の合併問題についてであります。昨日、同僚議員より質問が行われ、内容で

ダブる点もあろうかと思いますが、あえて質問しますので答弁方よろしくをお願いします。

まず、1市1町の合併についてであります。

地区懇談会終了後の合併に向けての町の取り組みについて、お伺いをいたします。

顧みますと、市町村合併につきましては、平成14年5月29日、賀茂地区、いわゆる1市5町1村の合併検討委員会が発足し、大同合併の検討協議がスタートしたのでありますけれども、その後、東伊豆町が離脱、さらには西豆3町村が離脱し、翌年の15年3月28日に検討委員会が解散、そして同年4月1日に下田市、河津町、南伊豆町、1市2町による合併推進協議会が設置され、同年10月3日、法定協議会が発足、合併へ向けた協議が進められたわけですが、結局、実を結ぶことができず、本年1月31日の合併協議会の解散という結果となったわけであります。

そして、我が町においては、この合併問題は3月から4月にかけての地区懇談会の開催という新たな展開となったということではないかと思えます。この間、約2年、今までの経過を振り返ってみますと、今さら私が申し上げるまでもなく、この合併問題がいかに重要で、そして難問題であるかということ、そして、今後、我が町が合併に取り組むのに、この2年間の流れを決してむだにしないほしい、こういう思いがするわけであります。

歴史的に見ましても、全国規模で行われた市町村合併は、明治21年に行われた明治の大合併、そして昭和30年を中心に行われた昭和の大合併と、まさに50年に、半世紀に一度あるかないか、この合併問題であります。この町を挙げて取り組むべき最重要課題ではないでしょうか。このような背景のもと開催された地区懇談会ではありますが、懇談会では町の現状、合併の動向等の説明がなされたものの、合併についての方向性は示されず、4月28日、議会全員協議会での町長の意向表明、そして、翌日の新聞報道となったわけではありますが、4月22日の地区懇談会を終え、そして町長の意向表明、合併問題にどう取り組んできたのか、町長にお伺いをいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併についてのどう取り組んだかということですが、私は、振り返りますと平成12年の町長選挙のときに、原点に戻ろうということで、そのときの私の演説の概要を見ますと、その当時にもう既に日本国は600兆の借金だよと。ですから、方向チェンジをしなければ、この南伊豆町、また日本国はやっていけないという、その当時、私はもう述べておりました。

そして、その行政の中に、町長1期目というのは前任者の後始末、それから2期目、3期目としてまちづくりと私は考えていたわけですが、その間に町村合併というのが急激に話が上ってきた。そして、私はその考えの中で、要するに日本国の借金というのが、本当に雪だるま式にふえていくその現状を見たときに、本当に町がこれからどうしたらいいかというのを、私は考えたつもりでございます。そして、1市2町の立ち上げの中でも、常に私が言ってきたことは、行財政改革、そして住民サービス、そしてまちづくりと、順番をあえて言わせていただきました。ということは、1市2町であっても、本当にこれからお互いに助け合いながら、お互いに借金とかそういうことじゃなくて助ける、お互いという形の中で、これから合併ということを実際に考えていかないと、本当に南伊豆町、下田市、そして河津町が埋没するということを私は主張してきたつもりです。

しかし、12月19日に解散ということになったわけですが、私はその基本的な考えというのは持っておまして、先ほど、ではなぜ意思表示をしなかったか、そういうことを言わせていただきますと、下田、河津、南伊豆町の基本的な解散ということは、要するに財政についての取り組み方の温度差がかなりあったんじゃないのかなと、そう考えたときに、私はあえてそれを解決するためには期間が必要ではないのか、その方向性をしっかりお互いに確認することが、もし合併するとなるとその方向性の確認が一番大事ではないのかな、そう考えたわけでありませう。

そして、12月19日の解散の記者会見でありますけれども、南伊豆町は少子・高齢化、そして人口減が顕著であると。ですから、27次地方制度調査会、1万人以下の要するに交付税の段階補正等が発表になるということを聞いておりましたので、そういうことを見据えた中、そして地区懇談会を行い、そして議員の方々と意思の疎通を図りながら、この方向性を決定させていただきたいということをさきに述べております。

ですから、私の方とするならば、その懇談会の中で、基本的に残されたのは下田市と南伊豆だけですから、単独を選ぶのか合併を選ぶのかと、そういうことになるかと思っておりますけれども、私は基本的に今までの流れの中から、合併という言葉を使わなくても、町長の政治姿勢として一つの方向性は堅持しなければいけないのかな、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） ただいまの答弁で、町長は方向性を示したものの、下田との合併については、明言は避けたということですね。しかし、昨日の同僚議員の質問にもございませう。

たけれども、この地区懇談会の持ち方そのものに対する町民の意見も多くありまして、何ではっきりした下田との合併の方向性を示さないんだと、明言しないんだという声もあります。

そうした中で、やはり合併の必要性、これをもっとはっきり住民に理解してもらうこと、これをやはりやり、そして十分な議論がなされたのかどうか。私は、地区懇談会が23会場で開催されました。そして600名余の出席があったということですが、果たしてこれでよかったのかどうか。その点どうですか、町長。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 下田市との方向性ということで、私、伊豆新聞等で、昨日も述べましたけれども、誤解あったかもしれませんが、市町村合併に対する方針ということで皆様方にお配りしましたけれども、これを記者に渡し、そして合併の会場、地区懇談会の会場、それから要するに下田市との事務協議の結果ということで、議会の皆様方と同じように記者の方にも渡し、そしてそれを下田市長に届けながら、方向性としては私はこういう合併という方向性を出しましたということで、ただそれだけでございます。

そして、今、指摘されました参加人員ということでございますけれども、町とするならば、2年もやっているというのは言葉は失礼なんですけれども、少なくとも今回の合併についても、広報に流し、そして回覧板を流し、そしてやるときには広報、要するに地区の広報を使いながら参加を促したわけです。できるだけ皆様方に参加してもらえればと努力したつもりですので、ぜひその辺はご了解願いたいなと考えています。

そして、それで理解されたかどうかということでございますけれども、内容として出した資料にもよりますけれども、残されたのは下田市と南伊豆と。それと、私も内容によっても語弊があるかと思いますが、財政再建というのが私の大きな考えでございます。下田市との財政を比較した場合、そして単独でやれるかやれないか、その辺を助役を中心に説明させたわけですが、参加者の方々は、財政を見たときに、本当に消極的ではあろうけれども、かなりの方がご理解、中には積極的賛成、そして消極的賛成、そして反対というのはあろうかと思っておりますけれども、財政ということを見たときに消極的賛成が多かったのかなという、そう理解しております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） 2年をかけてという、ただいまの答弁の中にありましたけれども、

私は今回の下田とのいわゆる合併については、新たな枠組みであり、過去、合併問題はそれぞれ議論はされておりますけれども、新しい合併の取り組みだと思えます。そしてまた、国あるいは県と取り組むいろいろな、27次の地方制度調査会の答申にしてもそうですけれども、状況が変わってきている中で、町民に対して、やはりもっと納得のいく細かい説明が必要ではなかったかと思えます。（拍手）方向性をやはり町長は明らかにして、そして下田と合併するんだと、そういう意気込みで、なぜその後に説明会等を開催しなかったんですか。やはりそれについても、私はまだまだ納得いかないという思いをしています。

それと、議会に対してですけれども、議会議員の意思の疎通を図るということをして昨日の答弁でも、そして懇談会の中でも言われていますけれども、私は意思の疎通を図ったとは思っておりません。

〔「そのとおり」と言う人あり〕（拍手）

5番（鈴木史鶴哉君） 過去、全員協議会が2回です。ほかに何ら我々は、この合併問題について相談を受け、あるいは説明を受けた覚えはございません。これらを考えてみても、やはりまだまだこの合併問題は議論すべき、そして町長は町民に対して説明すべき責任があると思えます。

なおまた、先ほど申し上げましたけれども、この27次の地方制度調査会では、いわゆるあの合併特例債は新法ではなくすと。しかし、交付税の、いわゆる算定外ですね、これは残す。いわゆる新法では、こういった新しい取り組みがもう既にはっきりしてきているわけです。ということは、合併への国の取り組みが変わってきております。こういう状況と、そして県下の状況、あるいは近隣の市町村の状況等を勘案した中で、やはりじっくりと我々議会も交え、町民も交えて、この合併問題を検討すべきではないですか。

いわゆるあめとむちという言葉、よく言われますけれども、少しは甘さのないあめがまだ用意されているということではないですか。だから、ここで取り急いで、合併ということをもっと真剣に考えるべきではないでしょうか。このように、やはり合併に対する周囲の状況が変わってきている中で、町長は今どのように考えてられるのか、もう一度、答弁をお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 財政面を申し上げますと、長期的ということでございますけれども、私たち南伊豆町の財政、基金でございますけれども、あと15億円前後ということをお

ります。その中で、本当に合併をもし延ばすとすれば、予算上、かなり基金の繰り入れとか、そういうことで持ちこたえなければならないのかなと。そして、その中で一番、私は問題が将来的に発生する可能性があるとするならば、庁舎建設ということです。

正直言って、この庁舎というのは耐震度がゼロでございます。そして、その基金のうち、庁舎は6億6,000万あるわけですが、それを使った場合に、ではその間に庁舎建設ができるのかできないのか、今の国の要するに補助金制度からするとかなり厳しいのかな。そう考えたときに、私はぜひこの機会に、そして町民の方々が、少なくとも合併をするならば対等合併ということを行っているわけでございます。そして、下田市と、当然、将来、延びるかもしれませんが、下田市と南伊豆は避けて通れないということ考えたときに、私は対等合併を主張するならば、今回が一つの機会ではないのかということは、下田市の方においても職員の給料問題についてもこれは考えますと。そして、職員の採用についても、南伊豆町がよく主張をしていたんですけれども、そういうことについても考えると。

そして、過去の投資という表現を使っておりましたけれども、小学校、中学校、そして幼稚園、保育園、それらの投資に対して、これを機会としてやっていかなければ、本当にスリム化はできないのではないのかなと。ですから、私とするならば、そういうもし新たな投資をして、例えば庁舎建設になりますけれども、そういうことは当然、将来考えなければいけないわけですが、そういう資金面にしても、今回の期間を利用しながら、特例債等を利用しながらひとつやっていかないと、この南伊豆町は本当に、延びるのはいいんですけれども、かなり庁舎部分について危険があるのかなと。一つの例ですけれども、そう考えております。ですから、これを対等合併という一つの考えを前提にするならば、機会としてとらえたいなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） 時間の関係もございまして、私は、最後にこの1番目につきましては、第7次、いわゆる先ほど申し上げましたけれども、地方制度調査会の答申、その他を、また国の動向等、そして県下の近隣の市町村の状況等を見きわめながら、今後、合併問題に取り組んでほしいということを要望して、次に移ります。

この合併問題についての2番目ですけれども、主要事業と実施計画の見通しについてであります。

町では、まちづくりの指針となるべき第4次総合計画、あるいは過疎計画等を策定し、こ

れら計画を具現化するための実施計画が立てられ、年次計画による毎年事業実施が行われているわけでありませけれども、国における合併の推進、あるいは三位一体の改革など、財政を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。

町においては、歳入面では町税を柱とする自主財源の大幅な減見込み、5年先の先般の財政見通しでは、約50%減になるんだというふうなことですけれども、そしてまた、いわゆる地方交付税等依存財源の、これもまた減。一方、歳出では経常経費の削減は、これは当然のことながら、今までより以上に強いられてくるというふうに思うわけでありませ。そして、投資的経費等についても、思い切った見直し、改革等を行わなければならないというふうに思われませ。

このような財政見通しの中で、各計画の見直しに迫られるのではないかとこのように思われませが、先般、財政見通し、私がこの一般質問を通告した後で、全員協議会で財政見通しが町当局から配られませが、将来のまちづくりに向けた各種計画はどうなるのか、重点的にご説明をお願いいたしませ。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 第4次南伊豆町総合計画、実施計画等の普通建設事業を中心とした主要事業の見直しについて、お答えいたしませ。

大規模事業である三浜小学校校舎屋内運動場整備は、平成15年度に完成いたしませ。平成16年度のグラウンド整備工事を残すのみとなっております。総合計画上の総合事業費は、当初13億7,000万で見込んでおられませが、約9億2,000万円で事業完了する見込みであります。平成16年度には保健福祉センターを予定しませが、国の三位一体改革の影響を受け、県の指導により2カ年事業として取り組むことで要望しておりますが、補助金の内示を待ち、減額補正並びに平成17年度までの債務負担行為を改めて提案させていただきます。

当初予算3億5,000万円に対し、3億円を超える減額になり、その減額分は翌年度執行となります。また、最終処分場建設につきましては、財政状況を勘案し、17年度に先送りいたしませが、青野最終処分場が16年度末に閉鎖することになっており、その対応を準備しているところであります。通常、町道整備等のほかに、主たる漁港整備、妻良漁業集落環境整備事業が本格的に工事着工、5年程度の継続事業となります。平成17年度には、青野大師生活貯水ダム負担金も最終年度となりますが、平成17年度以降は合併動向により建設規模が不明ですが、耐震性のないと診断されている庁舎建設も計画しております。

また、継続事業である下水道事業、上水道第5次拡張事業等の計画についても、あわせ毎年財政状況の見直しを行い、その総合的な判断により実施年度の繰り下げ等、慎重に、また柔軟に対応してまいります。事業の選択、重点化による歳出削減も考えていく必要があると考えております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） ただいま、各主要事業についてのご説明があったわけですが、やはり厳しい財政事情であっても、各計画に沿った将来に向けたまちづくりを進めるのが、私は執行者の責務であるというふうに思います。そして、先ほど述べられましたけれども、各計画が、もちろん厳しい財政事情の中ですので予定どおり進まない、これは我々も承知しております。庁舎建設にばかり、あるいは上水道、下水道等、また保健福祉センターの建設も3億からの減額になるというお話ですと、なかなか容易ではないなというふうに思いますけれども、やはり先ほど申し上げましたように、これらの事業は今までのまちづくりを考え、そして、これからの町の姿を考えたときに、やはり苦しいながらも進めなければならない事業ばかりであります。

町長は、今回のこの合併に左右されないで、この計画を進める意思があるのかなのか、ご答弁願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 当面は保健福祉センターでございますけれども、国、県の補助金のかなりのカットということで、今、計画がおくれております。ということは、高齢化社会ということで、老人の方々の集まる場所として保健福祉センターが近年中に、予定とするならば今年度の末から12月前後になろうかと思っておりますけれども、国、県の補助金の見通しがつき次第、着工できればと考えています。そのほかの部分については、また将来の収入予定を組み、そして慎重に審議していかなければと考えております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） ただいまの答弁でわかりましたけれども、ぜひ先ほど申し上げましたように、まちづくりに向けて、この合併問題がどうなろうと、あらゆる財政のやりくりをしながら、そして万全を期していただきたいというふうに思います。

この各事業については、それぞれ先ほど申し上げましたように、総合計画なり過疎計画に盛られた事業であります。これはやはりそれぞれがみんな議決を経て立てられた計画でありますので、その点は町長、十分認識されて、事業実施に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、2番目の遊休農地対策についてお伺いをいたします。

高齢化、そして過疎化に伴う担い手不足等による第1次産業であります農業の衰退と、いわゆる最近特に農地の資産的保有傾向が強く、不在者の所有地もふえてきております。そして、このような状況の中で、いわゆる遊休農地が町内各地に多く見られるようになってきております。雑草が生い茂り、山間地では樹木が生え、山林化しているところもあり、そしてまた、ひどいところは、いわゆる荒廃地化しているというような状況であります。このまま放置されますと、景観上よりも周辺の農地、あるいは住宅地等への影響も及ぼすこととなり、また防災上からもその対策を講じていかなければならないというふうに思います。まず、現状把握をいかがされているのかお伺いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 現状ということですが、本町は中山間地域のため多くの農地は傾斜地にあり、生産者の高齢化とともに厳しい労働条件と生産性を避け、また、近年著しい有害獣被害により年々、遊休農地は増加していると考えております。

遊休農地の現状についてでありますけれども、平成12年と平成7年の農業センサスの経営耕地面積によりますと、5年間で耕作地が126ヘクタールの減少があり、平成7年と平成2年の比較、50ヘクタールに比べ2.5倍の増となっており、来年度実施される農業センサスでも厳しい数値が予想されます。

なお、2000年の農業センサスによる遊休農地は、田41.2ヘクタール、畑33.2ヘクタール、果樹園8.9ヘクタール、合計88.3ヘクタールで、遊休農地率は30.3%となっております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） ただいま面積の説明があったわけですが、これらに対して対策としてどういうことを講じられておられるのか、まずお伺いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 一つの例になりますけれども、平成4年度から日野地区で毎年実施しております「元気な百姓まつり」が、一つの例とすれば適例かなと考えています。手石、和田原につきましては、草刈りを始めたころは背丈をはるかに超えるセイタカアワダチソウが3ヘクタールも生い茂っていましたが、最近では野菜やナバナなどが栽培され、農地らしさが徐々に復活しております。また、平成15年度農業経営強化基盤促進法に基づく農地の貸し借り、いわゆる利用権設定につきましては、再利用も含まれ正確な数字ではありませんが、田3.5ヘクタール、畑0.62ヘクタールの遊休農地の解消が行われたと報告を受けております。

さらに、今年度におきましても、農業振興会が中心となり、「元気な百姓まつり」を日野地区で展開する予定でありますが、先ほど申しましたように、手石、和田原が対象から外れるなど、農地に復活してまいりました別地域を新たに加えた形で遊休農地の解消に努めてまいりたいと考えております。このほか地産地消の復旧や各地区農業委員、認定農業者、農業振興会の皆さんによる農地の利用集積等により、遊休農地の解消に努めていきたいと考えております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） この農地については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのがございますね。これは平成12年に、この構想は全面改訂されておりますけれども、その中にこの町の農地が、いわゆる平たん地が少なく、そして団地性に乏しいという中で、稲とか、あるいは野菜を主体に零細で、少量多品目の農業生産を展開しているということから、遊休農地が増加傾向にあるということがうたわれております。

そして、これの対策として、今後は耕地、いわゆる耕す種類を中心に、経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸等による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りながら、遊休農地の発生防止と解消対策を推進して、観光地の特性を生かした観光農園等の振興及び地域複合としての農業発展を目指すというふうなことが、目標として挙げられております。

そして、これを受けて農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業として、いわゆる各旧村地区ごとにそれぞれ計画が盛られております。例えば、南上地区においては、いわゆる圃場整備事業の実施が進められる見込みの地区として、圃場区画の大型化による高能率的な生産基盤条件の形成を生かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。そして、いわゆる海岸地域に当たる南崎、三坂、三浜地区においては、特に農用地利用改善事業を重

点的に推進して、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足のもとで多発している耕作放棄地の解消に努めると。そして、南中地区においては小規模水田農家が多いところから、受委託のあっせんを推進する、こういったことが挙げられております。

そして、これを受けて各個別事業が述べられております。これについては、いろいろ土地の所有者の問題、あるいは各法に縛られている土地もありますし、難しさもあろうかと思えますけれども、やはりこういった構想がある以上は、これに基づいた対策も考えなければならない。特に、最近では先ほど申し上げましたように、遊休農地が年を追うごとにふえてきております。高齢化が進み、そして担い手不足、言ってみれば自分ではどうしても管理ができないという農家がふえてきております。ぜひこの点を考えて、実態をよく把握されて、そしてこの対策を考えていっていただきたい。

これは、前々から我々も、この議会でもやっておりますし、同僚議員も質問しておりますけれども、いわゆる有害獣ですね、これらの問題とも関連があると思えますので、これらを総合的に判断されて、よく検討されて対策をしていただきたい。これについて、町長に伺います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本当にありがたい提言でございますけれども、今、農地を取り巻く法律というのは、かなり変わっておろうと考えております。ということは、農地の取得と利用というのは、個人が原則として農地法の制限でなっておりますけれども、法人が参入していいというそういう流れもあるわけです。ですから、そういう流れ、そしてNPOだとか、そういうコミュニティの組織を使いながら、新たに農地というのは取り組めば、方向性が見出せるのではないのか。ですから、ちょうど農地を取り巻く法律も転換期に来ておりますから、農協、そしてNPO、そして行政、そして地主、皆様方の協力を得られるならば、新しい方向性が、今、法律の曲がり角ですから、その方向性だけはしっかりと見きわめていきたいと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） ぜひ、行政だけでなく、ただいま町長も言われていましたけれども、各種団体と連携しながら、この対策を講じてほしいなというふうに要望しておき

ます。

以上で私の質問を終わります。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君の質問を終わります。

保 坂 好 明 君

議長（齋藤 要君） 1番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

その前に、私が昨年9月、この壇上に立たせていただいて以来、昨日もそうですが、本日もたくさんの傍聴者が見えております。このようなことは初めてでありまして、まさしく今回の6月定例議会において、町の将来が決定してしまうというようなことで注目を集めている、そのあかしであると思います。また、私は今回で4回目の一般質問をさせていただくわけではありますが、約1年、ふんどしを締め直す気持ちで質問に入らせていただきます。

私が言うに及びませんが、国の社会経済の仕組みを見直そうという構造改革、いわゆる骨太の方針を平成13年6月26日に閣議決定し、多様化する住民の皆様からの要求にこたえることが可能な人的体制の整備と、大規模になることよっての効率化される財政運営の視点から、自立し得る自治体を目指し、政府の進める市町村合併については、私は反対することはないという意味を、ここで冒頭、述べさせていただきます。

私が、議員になる以前、賀茂7市町村の合併論があり、全体の利益を考慮し、それぞれの地域特性が発揮できるならば賛成だと私は考えておりました。しかし、そのことは土俵にも乗らず、その後、1市2町の枠組みでの合併が進み、町議会議員選挙に臨み、この議場で法定合併協議会の設置については、合併のスケールメリットから考えた場合に、これより小さい合併は考えられないという判断から、賛成の意を表したことは、まだ記憶に新しいところでございます。

町長も、その際に、自分の政治家としての退路を断ってでも実現する覚悟で臨まれた結果が、財産債務の取り扱い等によって、たった4回の法定合併協議会開催であえなく解散となり、私はそのとき思ったのは、非常に残念であるなど。先ほど申し述べましたが、これより小さい合併のスケールメリットは考えられないということの判断から、そういう思いがして

おりました。その際に、また共立湊病院の移設問題等が浮上し、過疎医療の根幹を揺るがすような問題であり、行財政改革を目的とする合併のほすが、新たに推計で50億から100億もの費えを投下しようとしている。これについては、私は甚だあいた口がふさがらず、この合併に対する矛盾を感じておりました。

ここで町長に確認しますが、先ほど述べた1市2町での法定合併協議会立ち上げの際、自分の政治家としての退路を断ってでも合併を実現する覚悟だと述べていましたが、その結果は解散でした。その覚悟とは、聞かせていただけますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 再三その件については質問されておりますけれども、退路を断つということは、合併という方向を一つの、私は最初から合併、財政再建というのは、先ほど述べましたように日本国の流れの中、そして必要であると。ですから、1市2町は対等合併という名目をとるならば、最後のチャンスかなというのも思っていた事実はございます。ですから、それについて本当に一生懸命取り組もうという自分を鼓舞するための表現として判断していただければ、私は助かるなど考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、地区懇談会の応答資料によれば、吉祥地区でも、あなたは政治生命をかけた最後の仕事にさせてほしいと言っております。これはどういうおつもりで述べたんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併というのは、それだけ難しいという一つの言葉のあらわれと、そう解釈しております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） なかなか、私が言うのも変ですけども、政治生命をかけたとか、政治家としての退路というようなことは、まことの政治家ならば余り私は口にしないというようなことだと思います。

〔「そうだ」と言う人あり〕（拍手）

1番（保坂好明君） 町長は、その後の言動を見ても、なかなか私は納得できない。そして、3月定例議会において同僚議員からも質問がありましたが、前回の法定合併協議会設置については、町民からいただいた大切な税金を投入し、大願成就を果たせなかったことについて、町民にしっかりと謝罪をすべきだと考えております。その常識的な認識からお答えをいただけますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 結果的に1市2町が、確かに合併が解散したわけですがけれども、私個人とするならば、本当にまとめたいという形の中で一生懸命努力したと、そういうことは認識しております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 答弁になってないです。ですから、皆さんから預かった血税をそこに投入したわけです。それで結果はなさなかったわけですから、それに対する責任を私は言っているんです。お答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに費用を使ったことは事実ですがけれども、私も本当に努力し、そして、その結果、財政の話し合いについて折り合わなかったと、そういう結果が出ているわけです。ですから、私は税金を使ったということに対しては、申しわけないとは思っておりますけれども、その努力に対しての、それについても認めていただきたいなと、そう思います。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、では、今のことで、その責任を感じているということで理解していいんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本当に、本来ならば1市2町が、その当時とするならば理想、理想というより最後の対等合併という形の中でよかったのかなと、それをできなかったということ

の責任は感じております。謝れと言われれば、結果が出たものについても、私も不承不承ではございますけれども、本当にその努力だけの成果は、努力したという結果については認めてほしいというのが偽らざる心境でございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私、そういう説明では、なかなか町民の皆様は納得しないと思います。後ろにもたくさんおられますけれども。（拍手）これをここで、私は論議してもしようがないので、時間がもったいないですから先に進めますけれども。先ほど、前項のことで質問させていただいたことですが、つけ加えて言うならば、一般論的に政治家としての退路とか、政治生命をかけた、そういうことで事がなし得なかった場合、私とその立場ならば潔くやめるというふうに思っております。

そして、今回の1市1町の合併であります。合併の整合性、必要性を町民の方々に説明するため、3月1日より町内23地区で地区懇談会を開催いたしました。それについて質問をさせていただきますけれども、その中で合併に対しては、その結果を踏まえた上で、大所高所から判断したいという説明でしたね、町長。その地区懇談会の内容は、全地区の出席者629名で、そのうちの役場の職員並びに地区役員を除くと、純粋に地区懇談会に出て、合併の話を聞きたいというような方は、恐らく500人に満たないのではないかなというふうに私は考えております。その出席者数を人口から換算してみると約6%、有権者数からしても8%にすぎない。

以前、下田市とは合併しないと言っていた町長が、この数字をもとに大所高所から判断し、下田市との合併を明言したのか、どのような角度で判断したのか、私ではなく町民に納得できるような説明をこの場でお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、合併についての整合性ということは、常にこの合併について述べたことは、今の日本国の情勢からすると財政再建も必要じゃないのかなと。そして、住民サービスの低下が南伊豆町が一番心配されるわけですから、そういうことも念頭に入れて、その中で整合性という言葉を使わせていただきました。

では、財政再建について本当に整合性があるかと。これから、もし法定協が立ち上がった後の、これからの法定協の話し合いになろうかと思っておりますけれども、前回の解散のことを踏

まえますと、財政再建について、要するに行財政改革について余り話し合われなかったと。私は、下田市との話し合いの中で、4月15日に結論を見たわけですがけれども、下田市の方が、要するに先ほども言いましたけれども、給料問題だとか、そういう職員を雇う問題だとか、そして幼稚園、学校問題、一番難問であろうかと思えますけれども、そういう面についても土俵に乗ったと。そして、南伊豆町の主張する住民サービスの低下を防ぐという形の中の地域自治組織も、お互いに研究し合うということで同じ土俵へ乗ったのかなと。ですから、私については、その件については整合性があるのではないのかなと。私がこの合併について常々言ったことに対して、ある面では要件を満たしてくれたのかなという、そういう判断をしております。

それから、合併ということですがけれども、では大所高所と言うと、私は大所と言いますとこの合併はどうとらえているかということになるかと思えますけれども、昨日、言いましたけれども、この合併というのは、少子・高齢化社会への本格的移行というのが前提条件にあると。ということは、構造的税収不足、要するに働く人が少なくなるよ。そして、構造的行政需要の増大、要するに高齢者がふえて福祉関係のお金が増大すると。それに備えて、上記の相反する課題解決の準備と、私は高所という形の中で考えております。

それから、昨日も言わせていただきましたけれども、今の国の流れを見たときに、現在の予算を見ますと、16年度予算の中で82兆1,109億円、そして歳入内訳を見ますと公債費収入、要するに国債発行等による収入が36兆5,900億円、そしてこれは全体の44.6%、特に歳出の内訳を見ますと、国債、借金返済分で17兆5,685億円、利払いで8兆……

1番（保坂好明君） 議長、国の流れはいいです。私は一般的に……

町長（岩田 篤君） 要するに、私は国の流れが……

1番（保坂好明君） 町長、私が言っているのは、懇談会を開いて、629名足らずの数字なんですよ、それについてどう判断したのかを聞きたいんです。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど鈴木議員にも答弁しておりますけれども、懇談会を開くについて、広報で流し、そして回覧板で流し、そしてやるときには皆さんの地区の広報を使いながら参加を促したと。そういう形で当町として最大限の努力をしたと、そういうふうに考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 広報を使ったり、いろいろ情報を流したということはわかります。けれども、結果は集まらなかった。だから、私は、やったからそれでいいんだということではないですよ、町長。そうですよね。そこだけはっきりしてくださいよ。

では、次の質問にいきます。

先日、私はある町内の民宿経営をされている方から、ことしの初め、経営環境の厳しい中、50数万のお金をかけてパンフレットを制作した。ところが、再度、合併論がうわさされ、今では合併がなされたような報道までされている。合併になれば、またお金をかけてそのパンフレットをつくり直さなければならない。そのとき言われたのが、行政は勝手に事を進めて、町民のこうした声は聞かなくていいのかというおしかりを私はいただきました。

恒例になりました、これは4月29日の新聞記事でございます。ここに書いてあるとおりでございます。皆さんよくご存じだと思うんですが、ここの文章、大きくここに書いてあります。特にこの赤いところ、私、質問させていただきますけれども、地区懇談会で町民の要望を踏まえるということがここにあると思います。一方では、町長は民意を反映する発言をここでされております。もう一方では、これは同じ記事ですからね。もう一方では、住民投票やアンケートなど、結果的にいずれも実施する意思はない、このような民意を尊重しないかのような発言をしている。私は、この記事について非常に矛盾を感じております。その辺について、どうぞ説明しますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ちょっと見せてください。

住民投票やアンケートについては、ここで、議会でも述べておりますから、それについては割愛させていただきますけれども、地区懇談会で町民からの意見や要望を踏まえということで、それについては矛盾があるのではないのかなという多分ご指摘だと思いますけれども、私は先ほど、この合併というのは大きな流れの中に乗っているよということは常々考えていましたし、機会あるごとにこの合併の、町の財政だとか、そういうことについては話ししており、そして町民からの意見はということは、確かに合併懇談会の中で、懇談会の説明資料によりますけれども、今、説明資料等の出し方によって違いがいろいろあるかと思えますけれども、その当時は単独か1市1町かということでございます。

その中で、私の方とするならば、私は常に財政再建ということを名目にしてきましたもの

で、それを比較するような形でなりました。ですから、町民の方々には、それが少し理解できなかったのかなということは考えてはおりますけれども、一番将来的に見たときには大事な部分として説明したつもりでございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 先日も、同僚議員から質問されておりました。今朝のやはり新聞でありますけれども、住民投票に対しては、町長は議会制民主主義をとっているから、合併だけが直接民主主義をするのかというような答えを出しております。しかし、私はこの住民投票をするべきだ、これだけの皆さんの注目を集め、真摯にこの町の将来を決めるわけですから、それは住民投票 議会制民主主義だと、直接民主主義だ、関係ない。町民あってのこの町であるということからすれば、私はそれを実施するべきだというふうに感じます。

続けて、町長、あなたは合併に対し、議員の方々と意思の疎通を図りながら慎重に進めたいとも言っている。先ほど、同僚議員が質問をしました。しかし、その実態は、4月28日の全員協議会で下田市との合併を明言し、また、5月31日の全員協議会では、合併について当局説明を聞いただけであります。たった2回の全員協議会で、あなたが言った議員の方々と意思の疎通を図る、また、慎重に進めたいというのは、どのように議員の方々と意思の疎通を図り、また、慎重に進めたいとはどのような進め方なのか、詳しく教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 4月28日に、全協において方向性を発表したのは事実でございますけれども、4月22日に、要するに地区説明会、天神原が終わったという事情もございます。そして、議長さん等を通じて、早く全協ということは申し込んでおったわけですが、日程的に4月28日になった、そういうことでございます。

それから、5月31日までに、もっと会議を開かなければいけなかったと、それは指摘されるとおりでございますけれども、私たち、今、合併だとか、その辺でがたがたしております。そして、下田市との打合せだとか、そういう日程的に、なかなか議会の方々との日程調整もつかなかったということも事実でございます。ですから、議会の方にも日程の要望はしております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今の説明も、私の意図するところはありません。こんな進め方で、本当にこの町をどうするのか、僕は時間的にも、その角度から言っても無理があろうかなというふうに言っておきます。

町長、このような進め方ですよ、あなたの責任としていいと思われるのか、これももう一点聞きたいと思います。どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） いいと言われるか、本当にきつい質問でございますけれども、私は今、南伊豆町の置かれている現状ということを常日ごろ考えております。これは判断の是非があるかと思えます。しかし、平成17年3月までに県知事に合併の申請を出さないと、少なくとも特例債の発行だとか、そういう期間でかなりの誓約が受けられるわけです。そして、先ほどから言っていますけれども、もし合併するならば町民の方々は対等合併ということ望んでおりますので、下田市が条件的にかなり南伊豆町の要望、そして意見等を聞いたという判断をしたときに、この平成17年3月を逃すと、本当に将来的に対等合併、そういうのがあり得るのかなと、そういう懸念をしておりますので、その辺はご理解願いたいなと考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、理解できません、私は。

それで、では質問の角度を変えて私は質問します。

あなたの考えている市町村合併の進め方というのは、どのような概念なのか教えてください。1市2町ではないですよ。もう全然関係なく、合併ということに対しての理念です。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併に対しての基本的なお考えですけれども、私は国の流れを言うとまた怒られますけれども、要するに財政再建と、そして今回の合併の目的は公務員の削減。例えば会社に例えるならば、本当に一番手っ取り早いのは、要するに人件費の……

1番（保坂好明君） 町長、私それ聞いてないです。進め方です。

町長（岩田 篤君） では、わかりました。今回、皆様方の賛同を得られるならば、法定合併協議会を設立させていただいて、それから来年の3月までに……。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長ね、住民本位なのか、町長単独でいくのか、お役人主導なのか、そういうことなんですよ、私が聞いているのは。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 役人主導か住民主導か、そういうことでございますけれども、この合併というのは最後には町民の方の、要するに利益になると私は考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、それでは私の質問に答えてないですよ。議長、これは進められないですよ。時間もったいないですから、休憩をちょっとお願いします。今の質問では、私は納得いきません。

〔「ちゃんと答えるようにしないと」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き再開いたします。

保坂好明君、13分間休憩いたしましたので、11時20分まで発言を許可いたします。

町長、それでは合併は住民本位でいくのか、行政本位でいくのか、それから答弁をお願いします。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併は当然住民本位と考えています。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） そのとおりだと思います。私もその意見には賛成いたしますが、私の

見解であります。合併は住民の意思で決めることが大切であり、百年の大計をもって南伊豆町がどうなっていくのか、行政や議会だけで論議するのではなく、住民と一緒に考えていくことが大切であると私は思います。この趣旨から考えた場合に、1市2町の合併が破綻してから、今まであなたのとってきた姿勢と開催した地区懇談会の結果で民意を反映しているとしたら、合併の本旨とは全く次元の異なることだと私は理解します。

これは、総務省が平成13年3月19日に各都道府県知事に出された市町村合併の推進についての要綱でございます。この中をちょっと朗読させていただきますと、「市町村合併は、市町村の自主的、主体的な判断により行われることが基本であることから、まずそれぞれの市町村が、住民に対し合併に関する積極的な情報提供を行うとともに、合併の意義や重要性等についての理解を深め、合併を視野に入れた将来の地域づくりについて積極的な検討を行うことが必要である」と記されております。もう一度、町長、言いますよ。「住民に対して合併に関する積極的な情報提供を行うとともに、合併を視野に入れた将来の地域づくりについて積極的な検討を行うこと」としております。

これを物差しとしたらば、当局の合併に対する今までの進め方を見た場合、去年の1市2町の解散から現在までに至って、時間にしては約半年もあったわけです。その間、住民に対し、合併に関する積極的な情報提供を行ったとは私は理解できませんし、また、合併を視野に入れた将来の地域づくりについても、町民や議会とともに積極的な検討を行ったとは言えません。これは先ほど、私も再三ご質問させていただいていたとおりでございます。どちらかということ、独断専行の合併を推し進めようとしている姿勢しか私には見えないのですが、町長いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 地域づくりについてでございますけれども、合併ということになった場合に、下田市とまだ話が進んでおらないわけです。ですから、私は法定合併協議会ができた中で、地域づくりについては本当に考えなければと、それは常々考えております。

ただ、手法について、もっと説明会等々が必要ではないかということでございますけれども、解散の経過についても広報で流し、それから3月1日から地域懇談会という形の中で進めておりますので、その辺はご了解願いたいと。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私は、やはりそういうとらえ方ではないんですね。合併したとしても、この南伊豆町はなくなるわけではないです。ですから、そういった観点の中から、例えば学校をどこにどうするか、統合してどうしようとか、そういうリテールの話ではなく、南伊豆町として、南伊豆らしさをどうするかということを私はあなたに求めたい、こういうふうに思います。

では、町長にもう一度確認します。あなたは、合併に対して一貫した主張は、行財政改革と住民サービスの低下だと再三言っております。これは間違いないですね。では、町長の言われる行財政改革についてお尋ねをいたしますが、下田市との合併ではどのような行財政改革をされるのか、再三これは同僚議員からも質問があったと思うんですが、もう一度聞かせてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 行財政改革、企業ととらえるなら、先ほども言いましたけれども、本当に確かに経常経費というのがございます。その中で一番、企業としてとらえるならば、人件費というのがかなりのウエートを占めるのではないかと。例えば、扶助費にしても、これから福祉関係でなかなか削減はできません。そして、下田市、南伊豆町の現状を言うならば、物件費の方もかなりそれなりに、それなりにということは失礼ですけれども、物件費等についてもこの2年、3年、本当に努力しております。そういうことを考えたときに、この人件費ということをとらえるならば、いかにこれから企業としてやるからには、合併について、自治体ですけれども、企業としてとらえるならば、人件費をいかに削減できるのかと、それが一つの合併の大きな目的になるのかなと、そういうことをとらえております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、再三聞いていますから、その中のお答えで人件費削減、合併に対する緩やかなリストラということをお答えをあなたは言っておりますね。これは、平成11年から平成16年までの議員数と臨時職員数の推移をあらわしたものです。これが正職員ですね。こっちが臨時職員の数です。これは先來、総務課の方からいただいたわけですが、私はこの3月の定例議会で、平成12年度の施政方針の中で町長が述べていた行政改革の推進の数値目標について尋ねたところ、総務課長より平成11年には174名いた職員数が、平成16年には新規採用を含め164名である。また、経常経費については、要約しますと見直しを図り、削

減に努めたとのことでありました。総務課長、そういう答えいただきましたね。間違いないですね。

そして、職員の削減についても、今後、団塊の世代の退職者の時期もあり、その中で見直しを図りたいとも言っております。しかし、このフリップでわかりますとおり、職員数は10年間、平成11年から5年間で10名減っている。しかし、臨時職員が23から41、約倍ふえているんです。これについて、町長、この実態把握しているんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その実態でございますけれども、私たちは……、私が言っている南伊豆町は、要するに財政、過去の投資が大ききよというその結果の一つのあらわれかなと、そう解釈。ということは、多分その中に占める職員の方々は、幼稚園だとか、そして保育園、そういう関係の人と私は理解しております。

保育所が17名、3名増になっております。それから、銀の湯が2名増と、それから教育委員会給食の関係で2名と、それから清掃関係が退職により1名ということでふえております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それは臨時職員のことですね。私の調べたところは、臨時職員でなく、現在、職員数からして、保育士、このうちの保育所調理員が4名で、幼稚園教諭が5名、学校用務員が7名、学校給食調理員が12名の合計51名で、役場職員数を引きますと、151名を引くと123名ですか、そういうことですね。そういう実態があるわけです。

では、町長、僕が思うのは、この結果からですよ、あなたが過去に言っていた、数値目標を立ててその削減に努めると言っていながらですよ、実際こうやってあらわしてみると、表向きは確かにそれなりの数値として私は達成していると思うんですが、裏では倍近くになっているわけですから、ここにも私は矛盾を感じるんです。どうなんですか、表向きその数値を達成しようとして、裏でこういうふうな臨時職員で賄っているということはないですね。どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その臨時職員の関係ですけども、3歳児保育だとか、幼稚園も始めました。それと、保育園も1歳とか、それから保育園の関係はかなり要求が広がり、臨時職

員として対応せざるを得ない。本給を雇うわけにはいかないもので、そういう対応の仕方をしております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 今の質問はわかりました。

それで、次にこれでございます。これは今後10年間、退職される方の年齢から見た数でございます。5年間で、これから出してみますと5年後、足せばわかるわけですがけれども、私の方で計算したのは27名、それから10年間では70名の方がおられる。この状況から、なるべく専門職を重点に退職者数の2分の1を採用したとして、10年後は35名の削減ができると思います。この地区懇談会では、合併で保育所、幼稚園、それから学校関係の職員も減らす方向で、時間をかけて100名前後を削るとしている町長の答弁から考えますと、また合併による先ほどの緩やかなリストラとするならば、これを見ても町単独でできるのではないかなというふうに理解しますが、どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私が、過去の清算ということで、施設がたくさんあるということは述べております。ということは、幼稚園、保育園で5つ、そして小学校が4校ですか、そして中学校が2校と、そしてそこに働く給食員の方々、そういうのがあるわけです。その方々を私は急激に、その施設を統廃合しなければその目標値は達成できないのかなと、そう考えておりますので、本庁の方においては数字はできるかと思えますけれども、この過去の投資という形の中で、それを統廃合するのは、単独でやるのはかなりきついんじゃないのかなと、そういう考えを持っております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） まだまだ検討の余地があると思います。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 臨時の件から申し上げます。

1番（保坂好明君） ちょっと時間がないので短く。

総務課長（小島徳三君） 銀の湯会館というのは、始めるときから臨時であるのか、これ12名現在おります。それから、給食とか、あるいは清掃関係は退職されました。そういった退

職につきましては、職員配置上、その補完を臨時で行っております。給料的に申し上げますと、臨時ですと220万程度の金額で人件費は組みます。それから、退職者だと800万からその程度いくんじゃないか、定年退職、あるいは勸奨退職にしましても800万を超えていると思っております。その辺の差額で、人件費。それから、今言われました100名という形につきましては、要するに合併の場合の2市町村の重複する部分の100名ということで、類似団体に対する比べた場合103名ということでございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、1つだけこの件に関して質問させていただきますけれども、現在、この町、この行政の状態で、あなたが判断した場合、適正な職員数というのは幾つですか、数を教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本町の職員は113名ぐらいだと私は考えています。県の方の試算によると113名と、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 本町ってここだけですか。

町長（岩田 篤君） はい。

1番（保坂好明君） では、次の質問をさせていただきます。

そして、5月31日の全員協議会で配られた例のこの資料です。財政見通しですが、この中身は現在の町の器のまま、事業等もそのまま継続した形の見通しだということですね。総務課長、そうですね。そういう答弁でしたね。

それでは、この資料というのは総務課長、いつ作成されたんですか。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 平成16年1月から、予算をちょうど立てる時期に提出したんですが、2月20日にかけて作成をいたしました。考え方といたしまして、逆分析というんですか、計画されている今のままの事業を実施した場合においては、こういった結果になります。ですから、実際に予算をとって執行するときには、そのギャップを埋める検討をしていかなければならないというのをもとにつくっております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 総務課長、2月20日にできたということですか。これは2月20日にできていたら、こういう資料というのは何でもっと早くに議会の方に渡さなかったのかなという疑問が生じるんですが、その辺はどうなんですか。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） まことに申しわけありません。これにつきましては、未定稿と書いてあるように、ローリングの関係で17年まで過疎計画とか立ててありません。それで、その後の18、19、20、これにつきましては各課からの計画であります。ただ、各課からの計画につきましても、例えば保育所の改修等、あるいは統合、改築等の計画につきましても、各課から上がっていなければ入ってないよと。そういった点も、まだ方針が未定のために入っていないケースもあります。

それから、例えば人件費、人数にいたしましても、職員数にいたしましても、退職の関係、これは想定しかないと思うんですが、平成16年、17年の関係につきましても、当初のこの計画を立てた見込みよりは、またちょっと変わってきております。そういった未定稿といった部分もありますものですから、数字がひとり歩きされるのが、逆分析の資料だよということを知っていただいた中であればいいんですが、ちょっと数字がひとり歩きする可能性もありましたものですから、そういうことです。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） でも、そういうことであっても、議員の中にはそういったコメントをつけて、やはり資料として情報提供をしていくべきだと私は考えます。

次の質問です。

町長は、合併の理由として、再三、私も前議会で述べましたが、少子・高齢化、過疎化の進展に伴う人口の減少、次に基幹産業である観光の低迷による自主財源への影響懸念、3つ目に、国、県補助金や交付税の減少と挙げております。では、それぞれについて私は詳細にお尋ねいたしますが、町長の言う少子・高齢化というのは、具体的に今この南伊豆町においてどのようなことになっているのか説明、これは認識で構わないです。お答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 平成12年度なんですけれども、年少人口が11.3%、これは過疎地域の少子・高齢化ということでは言わせていただきますと、人口が平成12年度は1万304人と、そして年少人口なんですけれども、1歳から14歳ということで、その人口の11.3%ということで、1,000に満たない段階だなど、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、これは人口ピラミッドですね。この町の人口ピラミッドです。それで、我が町においては、60歳以上の割合が全体のここで47.6%とありまして、現在の南伊豆町においては、私が思うには少子・高齢化というのはとうに過ぎている。これはもう高齢化現象に入っていると言って過言ではない。ですから、私は町長が言っている少子・高齢化、懸念することはない。もうとっくに通り過ぎていきますよということを私は言いたいんですが、この現象を打開するための一つの方策として、町の活性化から考えた場合に、働き盛りの方がいかにこの町へ定住するか、こういうことが問題になると思います。

そして、そこで質問をしたいのは、定住化促進、定住化について過去にどのような取り組みをされてきたんですか、時間がないですから簡単でいいですからお答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私が、町長に在任中は、定住化方針ということは打ち出しておりません。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） いや、町長ね、総合計画にその言葉が載っていますよ。いやいや、載っていますよ。ちゃんと見てください。そんな答え、答弁はだめです。

では、もう時間がないからいきます。町長、松崎町の取り組み、これは非常に参考にしてください。定住化促進については、松崎町は、今回の通告はしてないので詳しくは述べませんけれども、次回、詳細にまた私の方はお尋ねいたします。

次に、基幹産業である観光の低迷等による自主財源への影響懸念ですが、町長、その対策ですね、これについてはどういうことをされてきましたか、お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 観光産業に対するてこ入れということでしょうけれども、私は自分たちの町は自分たちでつくるという形で、お金のかからない方法としてハスの畑だとか、山ツツジだとか、そういう住民の力を引き出すのも一つの観光の施策と、そう考えてやっております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私じゃないです、町長。今のような答弁では、この後ろにいる議員の先生方、また傍聴席にいる方々、カメラを通じて見ている町民の方々は納得しないですよ。そういうこと、今はハスもいいですよ。しかし、根本にある産業等をしっかりさせないで、合併論を先に論ずるのは、これはおかしいですよ、そう思いませんか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 南伊豆町の産業構造を述べさせていただきますと、約7割近い方が第3次産業という形の中で観光に従事していると考えております。その中で、みなみの桜と菜の花のとおり、なかなか即効性がないという、それだけのご理解願いたいなど。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、町長、またちょっと角度を変えて質問します。

今年度当初予算、3月定例議会で私は伺いましたが、財源不足解消に一律に10から15%の予算をカットするというご説明をいただきました。当局において、一番これは簡単な方法であるなというふうに思いますが、しかし先ほど理由に述べた財源に及ぼす影響懸念ということであれば、過去の産業構造の見直しを含め、それぞれの結果を精査し、伸びている部分には予算を増額してますますの成長を促し、伸びの足りない分野には分析を行い、予算をカットするなどのメリ張りが必要であり、町長が合併について述べる理由と実際に言っている予算配分、これらから見て言動の整合性が全く感じられない、それどうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 観光という面から主張していると思いますけれども、行政は継続の仕事が多々あるわけです。ですから、その中で予算配分、そして今回の予算についても、今までは2回で大体予算を組めたわけですがけれども、3回、かなり町長の裁量ということで切ら

せていただいたり、お金の減収ということがかなり響いてきております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、そしたら、カットする場合等を含めてきちっと精査しましたが、それぞれの分野について。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 三役、そして総務係長、そして要望する側と、そういう過程の中で再三にわたって話し合いました。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それについて、私は前回、委員会で質問させていただきましたが、総務課長の方は時間がなくてできなかったということでしたよね、私はそういうふうに伺いました。それは別に、あなたにどうだこうだではないですけども、私はそれ委員会で質問をした覚えがありますから、委員会の議事録を見ていただければわかると思います。

それで、我が町の観光で、その結果が如実にあらわれているジャングルパークの閉園問題ですが、これについて岩崎産業との円満な解決を見ることなく、現在は見るも無残な状況下であり、観光で訪れる方々に、この町のていたらくした姿を露呈しているというふうにも感じます。これも岩崎産業に対する町長の選択した施策の失敗だと、私はここで示唆しておきます。

3つ目の国、県補助金や交付税の減少ですが、それを理由にすることは簡単に私が理解するならば、お金がないから合併しようということと理解できます。それならば、平成12年度以降、交付税が減る方向だとわかっていながら、なぜ財政緊縮の道を選ばなかったのか、町長の考えを聞かせてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 財政計画にのっとって行政の方はやっております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それは理由にならないです。そういうのがわかっていて、何で見直し

を図らなかったか。ローリングだってあるわけでしょう。それは理由にならないですよ、町長、どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 平成14年度から16年度の結果を発表させていただきますと、今年度は6,000万近い財政節減、そして15年度は2,000万、そして14年度は2,900万の節減について努力しております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 大分時間も押していますから進めます。

町長が言うような財政意識では、私は非常に疑問を感じます。一つの家庭を例にとるならば、収入が下がれば毎日飲んでいる晩酌の数を減らしているとか、好きなことの回数を減らし家計を切り盛りするのが当然だと思う。そして、今のそういったことを踏まえて、当局の姿を見るならば、非常に残念な姿しかないというふうに私は理解します。

ここで、もう一つ質問をさせていただきます。

これは、地区懇で使用した資料がありますね。その内容の中の住民1人当たりの地方債残高をあらわした表でございますね。これがそうです。このフリップの債務金額を面積であらわしたのですが、このオレンジ色というか、黄色というか、この部分、これの中身なんです。ここについて質問をひとつさせていただきますと、この中身、普通交付税とか、それから過疎債の利用等の充当率があると思うんですね。これは総体的に幾らあるんですか、この中身です、借金の中身です。交付税、過疎債等を利用していると思いますが、その充当率を教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 過疎債の充当率は47%でございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 47%ということは、この1人頭81万4,121円、これの47%がそうかどうかですか。そうですね。そうしたら、これは約47、約半分として、では現在、住民1人当たりの借財は40万ということですか。では、何でこのような書き方をするのか、この

辺についてご説明ください。そのことを伝えなかったですね。多分、住民の皆さんは知らないと思いますよ。これは単純に出されて、何だ南伊豆の1人当たりの借金は81万4,121円あるじゃないかと。しかし、そういう過疎債利用の計画で、国から戻っているお金が半分あるんだというような説明をしましたか、どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 言いわけになりますけれども、財政の説明について助役がやったわけですけれども、助役の言動をとりますと、その説明はしたと、こういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） いや、してないですよ、それは。助役、私、この間の議運の中でそれを伺ったんですから。これちょっと時間がないので進めます。これはカメラを通して、皆さんが聞いていられるかを判断すればいい。1人当たり、まだ南伊豆は40数万しかないということですね。それで、基金の15万7,886円を引くと、大した借金がないということですよ、それをはっきり地区懇談会で僕は説明することだと思えます。まず、そのことだけ述べまして次に続けます。

天神原の地区懇談会で、合併してもよくなりそうもないがという質問に対して、町長は「今よりよくなることはまずない」と述べられました。これは内容、記されています。「合併しても地獄、しなくても地獄です」とつけ加えもありました。これを聞いた住民の方々は、この町に住みたくないと私に申し出ておりました。この言葉は町長として私は失格であり、私も強い怒りを覚えました。私は昨年9月、この壇上に立たせていただいたときの質問に対して、あなたははっきりと町長の仕事は町民に対して、そしてそれを行うのが町長の仕事だとはっきり言ったじゃないですか。その両者をとって考えて、同じ人間が言った言葉だと私はとても思えません。それについてどう釈明されますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併の例えとご理解願います。ということは、今の単独を選んだ場合でもかなり税収不足、そして福祉関係の増ということを考えられた場合に、本当に今が最高なのかなという、そういう認識は持っております。ですから、そういう関係で私は言ったとご理解願いたい。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは町長の責任として果たせない、私はそう思います。

こういうことから見ても、あなたの合併に対する姿勢、この町の将来像は全く描いていない、そういうふうに私は判断します。単なる合併ありきの合併であって、しても地獄、しなくても地獄ということであれば夢も希望もないことであり、しない地獄を選択したらいかかかと私は言うておきます。（拍手）

ここに、後でもしよろしければお見せしますが、これは岩手県の金崎町という町の資料があります。この町と南伊豆町の内容は確かに違いますが、私が金崎町のことをここに提示した理由としては、金崎町の町長は、将来の町の姿を描きつつ、町民に対しての資料提供を徹底的に行った。資料の内容は、政府の方針から町の現状、合併のメリット、デメリットを簡単明瞭にしてあり、とてもすばらしいのは平成31年までのシミュレーションを、単独を選択した場合と、そのほか11種類の枠組みで合併を考え、そのよしあしを徹底分析している。そして、合併を選択した場合は、特例債措置による10年間の財政的な猶予を先に受けることができるが、その後の財政運営は自治体の負担分の借金で窮する状態が予測される。単独の場合は、合併した場合に比べ苦しい財政運営が予測されるが、合併特例債が終わる時点で比較してみれば、条件によっては優位に立つことも可能と。そうした判断から、町長は当面の間、単独で歩み、この町の主体性が確保できるような広域合併、または道州制も視野に入れた合併であれば、合併の価値と意義があると結んでおります。

そして、平成17年3月にこだわらず、住民の意見を把握しながら、町議会と協議して方向性を定めたいと述べております。私は、金崎町の合併に対する姿勢や進め方と、その決断を称賛するとともに、合併は決して上からの押しつけではなく、あくまでも住民の意思で決めるべきであり、町民の意思が賛否二分された状況で、合併を急ぐのは無理があるという判断をしますが、町長いかがですか。最後です。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 保坂議員の意見として、拝聴しておきます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、私ね、3月議会で、岩田町政始まって以来の危機だと警鐘を鳴

らしたはずです。今日の質問を通じて、私があなたに求めることは、百年の大計に基づく南伊豆町の20年、30年先の姿を示した上で、町民に偽りのないすべての情報を提供し、町民や議会との話し合いにもっと時間をかけ、そして住民の合意ができてからでも合併は遅くないし、合併に期限の制限はない。来る将来の大同合併、広域合併に備える姿勢と努力と、南伊豆町らしさをつくり上げることが先決であり、大切だということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。（拍手）

議長（齋藤 要君） 保坂好明君の質問を終わります。

藤 田 喜代治 君

議長（齋藤 要君） 7番議員、藤田喜代治君の質問を許可いたします。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

市町村合併でございますけれども、最初に2つのことを主張してみたいと思います。

まず1つは、再生の町、福岡県赤池町の話であります。

町は、苦しい財政事情を町民に説明し、そして理解を求めたのであります。町の幹部は戸別訪問をし、住民も我慢してほしいと頭を下げて回ったのであります。説明すれば、大体は納得してもらえたということであります。この納得してもらえたということは、町と町民の間にしっかりとした信頼関係が構築されたというあかしであります。この話が、まず1つであります。

それから、もう一つは、合併のありようについてでありますけれども、我が町は昭和30年に合併という歴史があります。このときは、南賀6カ村が一緒になったものであります。当時としては、大同団結による大きな合併であったと思われまゝ。大同団結であったからこそ、今日まで50年の歩みのできたのであります。大同団結できた大きな理由の1つが、1対1の合併でなく、6カ村の合併であったということに注目をすべきであると同時に、先人たちの先見性や努力や尽力に敬意を表するものであります。

以上の2つのことを、まずもって主張しておきます。

今の話について、町長、何かあればご答弁願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今話を聞いて、町長が戸別訪問したということで、本当に頭が下がると。その根本は、信頼関係を構築するということでやったということで、私とすれば本当にすばらしい町長でないのかなと、そう考えております。

それから、昭和30年の1対1の合併でなく6カ村ということ、私は本当に最初から大きな合併ということを望んでいたわけです。そういうことで、結果的に1対1になるとかなり、本当に条件が厳しくなるということは考えていましたもので、本当に1対1の合併の難しさというのは肌を感じております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、中身に入りますけれども、この配布された懇談会の質疑応答一覧、これについての中の文字整理、文書してありますけれども、念のために、趣旨が変わるような字句の変更等は入っていないと思いますけれども、よろしいですか。

これは担当課長の方がいいでしょう。地区懇談会質疑応答の資料です。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） ちょっと確認させていただきますが、5月30日の全協でお配りしたA3の資料という形でよろしいでしょうか。

7番（藤田喜代治君） はい、そうです。

企画調整課長（谷 正君） そのとおりです。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） では、趣旨を変えるような字句は、間違いはないということですので進めたいと思います。

まず、地区懇談会が有意義であったのか、私は大変に疑問を感じております。今日までの、先ほどまでの同僚議員の皆さんの話でも、同じような趣旨の質問がございますけれども、当局が市町村合併懇談会と名を打って開いたわけでありましたが、下田市と合併するとの表明もせず、ましてや出席者から、合併をする気なのかそれともする気がないのかはっきりしてほしいという、そういうふうに問われてもはっきり言わない。まず、この資料の中のその1、下田市のこれははっきりさせてくれという中でも、下田市も南伊豆町と合併したいという考えであるという答弁をしておりますけれども、これは両者が合併したいという考えを示した

答弁だと思いますが、いかがですか、町長。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） それを読ませていただきますと、下田市も南伊豆町と合併したいとの考えであると。そして、合併推進の姿勢であるとは見えかねないが、町の行く末が有利な方向に進むよう、下田市とは粘り強い交渉を行っていきたいということで、その時点では述べておりますけれども、私が出田、河津、南伊豆町で言った解散の理由というのがありますので、要するに吸収合併にならないだとか、そして財政再建についての方向性が見えないんだとか、そういうことを考えて言ったつもりでございます。そう私は解釈しています。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、どうぞ持っていってください。その5のところ、この場では合併の是非を発表するものではない、そういう答弁もしております。ということは、ここでは合併の表明を拒否しているということでもあります。その5のところ、真ん中下ぐらいいだと思っておりますけれども。

それからもう一つ、その10に表明しないのは政治的駆け引きのうちだと、こういう発言もしております。そうしますと、口では合併するのかもしれないが表明しない。しかし、答弁や文書、この文書もそうですけれども、答弁を聞いていますと、合併するかだよというふうにとらえるのがごく自然だと思います。それがよくわからないので、出席した方々ははっきりしてくださいと、こういう質問をしたんだと思います。そういう認識はありませんか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町民の方からすると、確かに受け取られたかもしれませんが、私の方とするならば、町民が対等合併ということを望んでおりますし、行財政改革がありますので、その辺はご理解願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 的確な答弁をちょうだいしたわけですが、これは長いおつき合いで、私はどの程度かわかっておりますから、進めることは進めます。

実際、合併する気である、こういうことを1月22日の臨時議会、1市2町の解散を法定協

をしたときに、このときにはどうもどっちだかわからない。私どもは議員として、私自身はこれはもう1市1町の合併はないんだというふうに強く受けとめておりました。これは私だけではないと思います。先ほどの前任者の質問の中にもあったと思いますけれども、やはりこの辺のところ非常に不可解です。懇談会というのをわざわざ開いて、合併ということをはっきり表明もしないで皆さんどうですかと、意見を言ってくださいというやり方は、これは先ほど赤池町の幹部の話をしておきましたけれども、町民とかけ離れた物の考え方のやり方ではないですか。これは行政の俗に言う官僚の考え方のやり方ですよ、と思わざるを得ないじゃないですか。そして、町民本位の政治だということ自体が、大変むなし言葉に聞こえてくるんですけれども、どうですか、この辺は。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 藤田議員が指摘のとおり、確かに官僚本位と言われればそれまでですけれども、一つの方法として私たちが選んだということをご理解願いたいと。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 一つの方法として選んだと言いますけれども、もっといい方法を考えてやるのが、立派な方々もたくさんいるんじゃないですか。私は、1回出ましたよ、地元の懇談会に、地区懇に。こんなところで話すのは何ですけれども、議員は余りしゃべらないようにしようと、暗黙のうちにそんな話をしてしまして黙っていた。だけど、帰るときになったら、何のために今日は集まったんだといって怒って帰る出席者が多かった。これふだん議員が悪いから、当局しっかりやらせてないからという話にもなってくる、情けないから。そういうことが現実にありますので、この懇談会が有意義だったかということについては、非常に私が当初言ったように疑問がある。情けないと思っている。

それで、これでもう合併だということで昨日から答弁されておりますけれども、あいた口がふさがらないという言葉が当てはまるんじゃないですか。（拍手）

私は、仮に今、町が財源確保の心配をしなくていい状態、そんなときに将来に向けてのビジョンをつくるんだと、こういうことで懇談会を開く、そんなときには表明なんか要りませんよ。いいですよ、あなたの一つの考え方で。けれども、こんな、昨日の町長のごあいさつの中でも、50年に一遍、大変な議会です、今回の定例会。そうおっしゃったじゃないですか。どういう意識なのか、本当に理解に苦しみますよ。明日、議案を提出するんでしょうけれど

も、提出しないのかもしれないけれども、一応、日程には載っておりますから、ちょっと考えた方がいいんじゃないかと私は思います。

さて、ちょっと細かいことになりますが、しかし大事なところですよ。懇談会で町の行く末が有利な方向に進むよう粘り強い交渉を行っていきたいと、言葉からすれば立派な言葉でございます。なるほどと瞬間思いますが、それでは有利な方向とは具体的に何ですか、また何がどうなったら有利な方向になるんですか、この辺の説明をまずしていただきたいと思えます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 有利な方法といいますが、下田市の財政再建ということが今まで土俵に乗らなかったと、それを乗せるということも私は一つの有利な方法と、そのときは考えております。そして、内容について結果として、要するに財政再建も、給料の問題だとか、そして職員の定数の問題だとか、そして学校の統廃合と、そういう問題も実際に出たわけですよ。それは最初、河津を入れた場合は全然出なかったわけですよ。ですから、そういうことを常に行財政改革とするならば、ここは避けて通れないということも私も考えていましたので、その辺を土俵に上げなければいけないのかなと、そういう感じで私は考えておりました。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） わかっているようで、よくわからないんですけども。

それでは、もう一つ伺います。下田市とは対等な立場で交渉を進めたいと言っています。対等の立場というのは、どういうところが対等な立場なんでしょうか。町長の考える対等の立場を、ちょっとご説明をお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 対等の立場という、この機会を逃した場合ということも私は想定しておりました。ということは、町民の方々も、合併するならば対等の合併ということは望んでいたわけですけども、要するに一番ネックになるであろうという給料の問題だとか、そして施設の問題等々を、この機会を逃すと話し合う機会がないんじゃないのかなと、そういう考えを持っていましたので、今回お互いに、南伊豆の方が相手から引き出したという形が

あるもので、そういう解釈をしております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 下田の方から、相手から引き出したと、対等なものを引き出したと言いましたけれども、何ですか、これ。何を言っているかわからない。

〔「そのとおりだ、はっきり言え」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 方向性を出したというだけでありまして、これからもし法定協が立ち上がったならば、お互いに約束事の一環として、法定協の協議会の議員の方々に、当然、議員と、そして委員の方々に話し合わなければならないという、そういうことになろうかと考えております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 私は、一般的に考えまして、対等の立場ということは、これ1対1ですから、要求するものがお互い五分と五分だよと。それから、町長、あなたの言う政治的駆け引きという言葉を知れば、一つは相手方の分を認めるけれども、私の方の分も一つ認めるよと、これが普通の対等の交渉だと私は思いますし、対象の立場だと、こういうことだと思いますが。答弁いただいた話では、これはこれからの事務のすり合わせだ、いろいろな協議会の中での話だと、何も対等だか何だか位置づけがとてもできない、それを私は大変心配をしている。

1市2町のときの法定協議会でも、非常にその点も私は心配をしていた。あげくの果ては解散になりましたけれども。そういうことで、皆さんお気づきのように、ちょっと気がついているのかな、言葉をもてあそんでいるのではないか。答弁のための答弁の言葉を使っている。このように、特にこの地区懇の内容、100回も読みました、私は。頭がおかしくなった、本当に。何が主張されて、何が正しく、言葉も。

そういうことで、情けないんですけども、次にまいりたいと思います。

この中で、知事に行政サービスをどう考えているんだと。行政サービスを下げた。知事の話が出ていますので、これは大変だと思ったので今言っているんですが、ちゃんと言います。静岡県知事は、行政サービスの水準をどこに置いて合併はしないと云えるのかと言っ

ていると、これは下田市との交渉がうまくいけば、ある意味、住民の意思を無視してでも合併するのかという質問に対しての町長のお話です。これは町長が、私これ読んで、これは中木地区であった内容ですけれども、県知事が、県知事のお名前が出てくるような話というのは、本来、地区懇が必要あるのかなと。町長、知事と親しいよということを書いたかったのかなと試してみたり、あるいは別の見方をしますと、町の地区懇を、あるいは合併を知事のお力をかりて物申そうかと、こういうこともこの文章から私は感じとれるんです。

これは私が、それはうがった見方をし過ぎだという話になるかもしれません。しかし、これは後で政治姿勢のところでもやりたいと思っていましたけれども、5月の波勝崎の祭りのときに知事が来られました。知事もごあいさついただいて、地元の町長ということで、岩田町長あいさつされました。そのあいさつの中で、いやしくも合併問題がある。それはいい。町は合併問題を抱えている。大問題だ。そのあいさつは結構なんですけど、知事を目の前にして、うちの町会議員を説得してくださいよというあいさつをされた。ぶったまげた。恥ずかしかったですよ。

そういう裏づけがあるから、これも読んで、どうしたらいいのかな。自分の力で、町の力で町の町民を説得しなければいけないのではないんですか、議会も。どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 石川知事の件ですけれども、静岡県議会の中でその答弁書を援用させてもらったということです。県議会の中で、合併に対する県知事の考えということで県の方も進めるよと。そして、その中で、要するに合併を選ばないんだったら、なぜ選ばれないのかははっきりさせるような方向性をとるといえるのは、私は新聞で見ましたもので、それを援用させていただいたわけでございます。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） とらえ方や評価は、私はもうそれでとめておきますけれども、大変にそういうことは慎重を期すことだろうと思います。

それから、町のこれまでの議会に対する取り組みについて、この合併についての、先ほど、あるいはその前の同僚議員も話しましたが、4月28日に私も全員協議会で説明を受け、また5月31日にもやりましたけれども、それで時間がないからどうしても5月31日に全協を開かなければならない、こういう申し出で議長から諮問があったわけでありましてけれども、時

間がないないと言いますけれども、その間に、4月28日前に、先ほどもありましたけれども、2月20日には一応、数字がひとり歩きしては困るという、それは当たり前ですけれども、でも入れ込めない内容もありますということで、それを承知してでも資料を提供していただかなければ。それでなければ、議員と議会の方にも慎重に協力を願ってやっていくというあなたの話はうそじゃないですか。

1月の新年の「広報南伊豆」にも、議会ともちゃんとやっていきたい、よく説明していく、住民にもよく説明していくということをお話になっています。4月28日までほったらかしといて、あと5月31日にやって、時間がないから。こういう考え方や態度も、それで協力しなさいよと、よくわからないで協力するようなものですから、そういうわけにはいかないと私はこう思いますけれども、それのお考えはどうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 再三申し上げますけれども、地区懇談会が4月22日に天神地区が終わったということで、そしてすぐ日程調整をしたんですけれども、28日になったと、そういうことでございます。

そして、事務のすり合わせというんでしょうか、これからの将来のすり合わせになるうかと思えますけれども、4月15日に下田市との方の、あくまでも概要ですけれども、決まったということで、その辺のことも私たちは方向性だけはしっかり。方向性というより、これからの協議会の中に入るわけですけれども、方向性を確認しなければ、この合併は本当にうかつに進めることはできないということで、4月22日に地区懇談会が終わった後に、私は方向性を出さなければいけないというのは考えていて、そして日程調整した結果、4月28日になったと。そして、その案については先ほど総務課長が説明したとおりでございます。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 今回の答弁は、先ほども前任者にあった答弁でございますけれども、大事なところは、地区懇談会が終わらなければ、町議会と話をしないという形に結果的にはなっていますよ。これは先ほど覚えてただけで言ったんですけれども、書いてある「広報南伊豆」では、「1市2町の枠組みが解かれた以上、今後、議会及び住民の皆様には十分説明を行い、慎重に対応するところであります」なんてなっているんですよ。

地区懇をやっている間に、議会と相談する時間、絶対ないという判断をしていたのか、や

る気がなかったのか、そんなことは私はないと思います。時間が十分と言えるかどうかしらんけれども、十分にその期間があるんだから、地区懇をやっている間だってできるわけですよ、議長に申し込んで全協を開いてくれと。2月20日までには、一つの資料はできていたでしょう。これは議会に対する言葉と、実際する行動が違うということ、そういうことにしたわけじゃないですか。

まだおもしろいのがあるんです。合併、1市2町で解散になった12月のときの新聞報道では、あなたのコメントは「合併特例債が適用される期限の平成17年3月までの合併実現は困難との見解を示す。そして、一方、期限を念頭に入れた合併の取り組みを続けていく方針を明らかにした」と、何のことだかわからない。これは、私は合併実現は不可能だなというふうに重きを置いた発言だと思ったんですが、しかし、1月22日の臨時会が終わってからは、そうではない、期限を念頭に入れた合併の取り組みの方へ。何でこういう、私らはどっちが本音なのか、本音がどっちにあるのかというのを考えなければならないし、私議員として考えても迷うのに町民は余計迷うだろうと。

地区懇をきっちりやっていれば、意義のある地区懇をやっていれば、それは皆さんがよくわかる。それもやるかやらないか表明できない、政治的駆け引きだ。いろいろな、そんなことで言葉の答弁のための遊びをやっているように聞こえてならない。

こういうことですので、私は冒頭言った昭和30年の先人たちが苦労した6カ村の合併に思いをはせますと、おのずと結論が出てくる、こういうことであります。

最後に、現実的には政治姿勢についても言及をいたしました、少しだけ触れたいと思います。

私は、12月の定例会で町長の政治姿勢を確認をいたしました。この場で確認をいたしました。「議会とは車の両輪でやっていく」と、こういう力強い答弁をいただきました。先ほど出ましたけれども、さらに「広報南伊豆」の新年号では、さっき言ったとおり、今後、議会及び住民の云々で、大変に車の両輪でやっていくような記事になっております。しかし、先ほど言いましたように、私は議会と当局は車の両輪の姿に、12月の定例会の約束の日以来なっていない。昨日からの一般質問の皆さんの中で、車の両輪になっていないということは明らかになっております。どっちかという、片輪で当局はやっているのではないんですか、こういうことであります。

私は今回、政治姿勢ということでございますけれども、町長、あなたにはあなたとお約束を議会のこの場でしても、とてもじゃないけれども守ってもらえない。これは私だけじゃな

いと思います。ですから、改めて政治姿勢をこれ以上問うことはしません。よくお考えをいただきたいと思います。（拍手）

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君の質問を終わります。

ここで1時まで休憩をいたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開をいたします。

清 水 清 一 君

議長（齋藤 要君） 2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

通告の順番で行く予定だったんですけども、一番最初に国、県、対外機関との関係強化ということで、前議会でも質問させていただきましたが、町長は議会でもことしに入って県庁へ陳情には1回しか行っておられないという話を言っておられました。それで、3月議会以降、県庁へ出向いて各事業の陳情にどのくらい当たられたのか。3月議会では、努めて行くようにするというふうに言っておられました。ですから、3月議会が終わってからこの議会までの間に、どのくらい県庁へ出向いて陳情を行ったのかお教え願います。

よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えいたします。

直接の陳情は、平成16年4月13日、1回ですけども、それは県に対する直接年度が変わりということで、相手の職員も変わりました。それで行ってきました。それ以外に、行政セン

ターの所長、県の関係ですけれども3回、それから国の関係で2回しております。直接県の方へ伺わなくても、トータルで7回ということになります。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 前議会でも一生懸命回ると言っていましたんですけれども、関係部署といっても、これは下田の総合庁舎だと思います、あとの3回は。ですから、本庁へ出向いて一生懸命、町の状況をやっていただきたい。町のためにも、ぜひ町長がやっていただいて、各事業を進めていただくよう、この陳情も持って行っていただかないと。結局、ことしに入って1月からですと、2回しか県庁に行っていないということになりますね。それも、議会が終わった後に聞いたところによりますと年始のあいさつであったと。それで、今回もあいさつだったと。

では、あいさつ以外で県庁に出向いて、平成15年度中は何回あったんですか、それをお教え願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 交渉の相手方ということで28回っております。そして、今、1回と言いましたけれども、静岡の方へと出張があるたびに情報をとるということでしょうか、あいさつ回りには伺っております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 私も、この間、総務課長が来たときに、県庁へ出向いた回数は聞くよと言っておきましたけれども、今、答弁の中では回数は述べていただけませんでした。ということは、行ってなかったのかというふうに私はとらえてしまいましたが、この話を、また前議会と同じようにやっても時間がむだですので、一生懸命、陳情に行ってくださいという形で、これから一生懸命行きますという形で私はとりますけれども、そういう形でとってよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） これから機会あるごとに、県の方へは積極的に行かなければと考えています。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 積極的に、町長よろしく願いいたします。

本当はこの4つ目のやつはもっとあるんですけども、この議会は合併が中心ですので、合併の話をして、また時間があるようでしたら、ほかの質問もたくさんやっていきたいと思えます。

まず、一番最初に挙げました合併についてでございます。

私は、合併には賛成でございますが、今回の合併の話が出て、今議会やっているわけでございますけれども、この議会で町長が施政方針、今回の行政報告ですね、私、もらいましたけれども、その行政報告の中に、なぜ合併についての文章が1つも入ってなかったのかと。行政報告、要するに6月議会の施政方針演説です。そこには、必ず文章に書かなければいけない。ただ、冒頭で合併についての話は少し言いました。ですけども、施政方針演説、行政報告ですね、その中の文章に1つも書いてない。それは、どういうことがあって書かれなかったんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併についてでございますけれども、行政の仕事ということで今までは通常述べております。今回は一応まだ経過ということで、報告をするとなると何回やったとか、そういうことになろうかと思えますけれども、それは今回の6月定例会ということでありますので差し控えたと、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 常識でいって、ほかの議員も言っておられましたけれども、50年に1回あるかないかの話で、こういう大きな問題のときに、行政報告あるいは施政方針演説みたいな形で文書に書いて出すべきだろうと考えます。それを書かないで、この議会をやること自体がおかしい話で、まず案件があるという書類だけ回っています。ですけども、行政報告の中でこんな重大なことは書かなければいけなかった話です。これはこれからの岩田町長の町政をやっていくについても、この重大問題については必ず書くという形で臨んでほしいと思えますけれども、これからもそういう重大な話、要するにこの一般質問の全員が、ほとんどの方が合併について質問をしています。それについての行政報告、あるいは今後の

経過の報告、あるいはこう考えたとか、そういうものを絶対書かなければいけない。その下に、この議会があって。だから、皆さん、一生懸命質問しているわけでございます。そういうことを考えてこれからやっていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、合併懇談会の中で町長は、単独はこの人間性で生きるのか、また、合併はこの人間性を述べるのかと発言しておりました。石廊崎でございます。これは前議会でも話をしました。それについての答弁は結局もらわなかったんですけども、これでは町民をないがしろにして信用していない。まして天神原地区では、先ほどもほかの議員が言っておられましたけれども、合併しても地獄、合併しなくても地獄。私、聞いておりました。では、南伊豆に住むのは地獄なのか。では、町民いなくなってもいいんだと。みんな天国に住みたいですよ。だから、南伊豆に住むなと町長は言っているように感じられます。それについて、町長はどう考えられますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併の言葉にしては、本当にちょっと今言われれば、きつ過ぎるのかなとは思いますが、それを住むなとか住むとかそういう感覚ではなくて、要するに単独を選んだ場合に、財政の問題からして本当に今よりよくなるのかという例えとして言ったわけでございます。

合併して、そして町というのは収入があって支出があるというその関係の中で、収入が先細りになるよと。そして、住民のニーズは多様化している。それにこたえるという責務はあるわけですが、それが本当にできるのかできないのか、そういうことを考えたときに、順序から言いますと人件費だとか、そして補助金等はターゲットになろうかと思えます。そのときに、住民の方々の本当にサービスも、収入がなくなってきた場合には、そこまでいきますよと。そういう状況が近い将来は想定されるわけですから、そういうことの表現が、今言われればちょっときつ過ぎたという嫌いはしておりますけれども、その辺は合併の、ある面では現実になるのを本当に防がなければいけないという形の中で表現したつもりでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今の話ですと、要するに言葉的にはきつく言ったかもしれないという形かもしれませんが、地獄は、結局これは住民に対して言うてはいけない言葉であっ

て。それで、天神原地区の方々、ましてやあのときは4月22日でございます。4月22日は町長の定例記者会見がありまして、次の日には新聞発表になっております。そういうところがありまして、下田との合併を打ち出して、あのときの定例記者会見がありましたけれども、それであそこの席上で地獄になりますと言われて、天神原に住むなというふうにとらえてしまいます。

これは天神原地区、あるいは町民の方々にも謝罪しなければいけない。また、石廊崎地区で言っておられますように、ないがしろにしたような言葉を、これはちょっとまずいような気がするんです。これまでのもろもろのやつを本当は謝ってほしいんですけども、岩田町長、謝らないと思うものですから、次の質問にいてもよろしいでしょうか、岩田町長。

はい、わかりました。次へいきます。

また、別の会場で、合併に向けてのすり合わせを行っていると言っておりますが、その議会になぜ4月28日まで報告が一つもなかったのか、それについての町長のご答弁をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 繰り返して申し上げますけれども、1市2町1村の要するに合併の解散の理由として、財政面で打ち合わせがなかったと。そういうことを考えた中で、もう本当に合併するとなると、選ぶとなると下田市が最後になるよと。そして、同じ話し合いの中で財政がいいから悪いかと、そこで解散というのは私たちは当然防がなければいけません。ですから、この合併に対する取り組み方を同一の歩調にしなければいけない。下田市のずっと動きを見ますと、合併に対する温度差がちょっと感じられましたので、温度を同一にしなければいけない、そして目的を同じにしなければいけないという形の中で、打ち合わせというんでしょうか、あくまでも事務方の下打ち合わせでございますけれども、お願いしたと、そういう経過でございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今は、ただ理由を述べられただけで、なぜ議員に報告しなかったのかと、それを聞いているわけでございます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議員への報告ということですがけれども、12月19日の記者会見のときに、これからのあり方として私は述べております。ということは、地区懇談会が終わったときに、議員の意思の疎通を図りながら、最終的に、そして政治的に大所高所から判断するという、そういう発言をしておりますので、こちらを守るのが一つの考え方かなという形の中で、皆様方に途中経過として言わなかったと、そうお願いしたい。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 途中経過としてしゃべれなかったと、報告しなかったと、今、町長言われましたけれども、12月議会のときに、議員と意思の疎通を図りながら慎重に進めたいと言っているわけでございます。では、意思の疎通と今回の全然話がなかった話は、では12月議会の話は撤回したということでございますでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 話が、下田市との方向性の確認というのが4月15日です。そして、地区懇談会が終わったのが22日ということです。そして、最終、今まで懇談会をやっていたわけですから、同じ方向性は守らなければいけないという形の中で、議員の方々に全協を開いていただいて、そして方向性を発表したわけですがけれども、その日程が28日になったと、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 結局、ただ28日になってしまったよと。では、結局報告しなかった、あるいは12月議会の話は違いましたというふうにとってもいいんですね。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 考え方の相違になろうかと思えますけれども、先ほど言ったように、今回は合併の失敗は許されないという、そして財政が、本当にこれから一番大事になるのではないかなということで、その合併の下田市とのすり合わせというよりも、本当に方向性を決めるのが4月15日までかかったという。ですから、その方向性がはっきりしないうちに、私が確認できないうちに議会の方々に、もしそこで15日の結果が、財政再建だとかそういうことが出なかった場合、私も本当に合併の方向にいったかどうか、それは正直言って今のと

ころを言うならば、今回の合併というのは行財政改革、そして住民サービスの低下を防ごうという大きな目的があったわけですから、その方向性を決めるまでは、私はできるだけ事務方で慎重に進めてほしいということですから、それをまだ結果が出ないうちに議員の方々に発表して、もし違った場合ということがあり得るもので、その辺はご容赦願いたいと考えています。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） では、結局、12月議会で意思の疎通を図りながら進めたいということは、これは町長、自分が結果を出してから議員に報告しますよと今の答弁ではなってしまいます。どっちに進むかわからないという状況で相談するのが、意思の疎通を図りながらでしょう。決まってから意思の疎通を図ろうとしても、決まったものに対して何を言うんだと。清水議員、おまえがごたごたごねているだけではないのかというふうに思われてしまいます。だから、意思の疎通をどうやって町長はとるつもりだったんですか、これまで。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私も、合併というのは、本当に50年に1回という形の中で、方向性は見誤ってはいけなと、そういう基本的な考えを持っています。ですから、できるだけ資料を集めて、そして町民の将来を考えたときに、本当に慎重にしなければ、そう考えておりますので、その4月15日に下田市と事務方の方で、確認なんですけれども、方向性が出たと、そのときに私は発表をしようとして、その結果が4月28日になったと、そう解釈しております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今の質問ね、意思の疎通は結局、図らずに決めてしまったよと、私が質問しているのはそうとってしまっていていいと思います と考えます。

それでは、その中で、もしそうだとした場合、意思の疎通がとれていないとしても、合併懇談会の席で、合併するしないは議員にかかっていると発言しております。これでは意思の疎通を図っているとしても、これは町長の責任逃れ、もし何かのときがあった場合、議員に、もし合併しなかったときにはあなたたち議員の責任だよ、町長、おれは関係ない、議員たちが悪いんだと、そういうふうにとられてしまいます。それはちょっとおかしいし、これは町長、考えてもらわないと、意思の疎通を図らないと、議員の責任にされても困りますから、その

ために意思の疎通を、これからも一生懸命とるはずなんですけれども、その決意をお聞かせください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私も、一般論として、町長というのは提案権と執行権と、そして議決権は議会の方々が常日ごろ握っているわけです。そういうことで言いましたけれども、とにかく大事な町村合併ということですから、これからもというより、とにかく今までのことはおわびしなければいけませんけれども、もし町政をやるとなるならば、車の両輪ということをもう一度確認しながらやらざるを得ない。やらざるを得ないでは怒られます、やりますということでご了解願いたい。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 私、ちょっと今、頭の回転が悪いものですから、これに対してのコメントはちょっとわからないので、差し控えて次にいかせていただきます。

合併は、懇談会の席上、下田と対等の立場で話をするため今まで話を出さなかったと言われておられます。議会とかこの席上で言っておられます。対等の立場ではなくて、下田より高い位置で話を進めるような考えはないのか。対等といったって市と町でございます。逆に言うとお対等というのは、自分たちが下にいるという感じでございます。下田のことを考えて、自分たちが上なんだよと。逆に下田、石井さん、何か聞いてくださいよと、そういう考えを持ってやらないと、この合併をもしやったときにおかしい状況になって、南伊豆、全然よくならない気がしますけれども、この高い位置で進めるようなことは考えておられませんか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） これから、清水議員は高い位置ということでございますけれども、もし合併の方向に進めるならば、法定合併協議会というそれを立ち上げると思います。そして、その中に議員の方々、そして一般の見識者、そして町長は副会長、市長が会長になろうかと思いたすが、私は副会長ということで、清水議員の指摘のとおり、とにかく合併するならば南伊豆の将来というのは責任あるんだよということは常々言わなければいけないし、これからも主張していく、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 要するに高い位置と言いましても、下田の財政状況とか、南伊豆の財政状況を見て、あるいはほかの状況をもろもろ判断して、高い位置に立てると思うんですよ。自分から高い位置に立つ立場を、放棄しているような気がするんです。

財政状況の指数、この間もらいました。私、3月議会で南伊豆の財政状況、あるいはこれからどうなるのかシミュレーションしてくださいと言いました。でも、3月時点でできた、あの書類は。だけでも、あの資料が出てきたのはついこの間です。1週間ほど前です。10日ほど前。私は、3月議会に出してほしいと言いました。何で今ごろ出てくるんですか。

その数字を見てやってみますと、南伊豆単独でもできる可能性がある、あるいは一番下につけてみましたら財政再建団体、計算しますと南伊豆は大丈夫です。でも、わからないけれども、どこかが危ないです。そういうところを考えると、そういう数字でやってみた場合、強く出れると思いますけれども、その強く出るようなことは、もう一回考えてみてやる気はありますか。よろしくお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本当に力強い言葉ですけれども、その前段階として私たちは、この議会において法定協の立ち上げという大きな、今まさに直面しているわけです。ですから、法定協が立ち上がるならば、本当に一番妥当な話とするならば一生懸命やると、それは私は心を決めております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この合併、協議会の設置についての話をやる前にやっていかないと。できてからやったって負けてしまうんだから。南伊豆、人口が少ない、勝つよりしようがないわけですよ。先ほど町長も、政治的駆け引きと言っておられました。政治的駆け引きは、こういう数字をつくってみて、やって、政治的駆け引きで、これは強いぞ、うまくいけ、これはいい、そういう形を住民に対して言っていただければいいわけでございます。そういう中で、下田の方では、共立湊病院を下田へ持ってきますよという話になっております。

議会でも、市長は答弁しております。ですから、そういうことを言ったときに下田は強気を出ている。では、こっちも強気だということを行わなければいけない。そういうふうに行っていないと、最終的に負けてしまう。でも、これでは合併、逆に南伊豆は振り回されて

しまう可能性がありますから、そういうふうには考えないとまずいので、ぜひとも強い立場で出るような形で言っていただくよう、よろしくお願いします。

では、もしこの合併協を設置した場合、前回、河津とやったときにはメンバーは決まっておりました、合併協を出す段階で。今回はまだ決まっていないようですが、もし決まっているようでしたら、合併協の推薦委員とか、そういうやつがありましたら公表願います。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） まだ、今の段階で私どもの方は決めておりません。一応、議長、副議長、これは当然、そしてあと議会選出3名です。そして、学識経験者、一応5名、そういう形のものということは出ております。ですから、これは今後、また議会の方は議会の皆さんでお願いするような形にはなると思います。それで、学識経験者も、十分たる学識経験者ということで、前回のときと若干ちょっと変わった方に。変わったと言ったらおかしいですけども、そういう形の選出を今考えております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 河津と下田とやったときに、せめてそこまでのプロセスは、これまでやってこなければいけなかったのではないかと。あのときは合意書がありましたけれども、それに近い形のある程度のものはつくっておかなければいけないと思います。

私は、それをつくってあるものと思いますけれども、これまで任意の合併協で決まってきた内容がありましたら、発表できる大まかな、簡単でいいですからよろしく固まったものをお教え願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 正式に固まったわけではないですけども、28日の日に資料の2の中に方向性として、要するに財政の給料の問題、そして定数の問題、それから学校関係の問題、そして地域自治組織についてはということで、4月28日のときに資料のナンバー2としてお渡しし、そういうことを4月15日までにかけて、あくまでも本当の方向性という形になるんですけども決まったもので、それに基づいて私は合併という方向を皆様方に提案したということでございます。ですから、28日にお手元に私たちは報告したと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） いいです、どちらでも。内容的には一緒でしょう。

〔「資料1でした」と言う人あり〕

2番（清水清一君） それで、政治的な駆け引きと先ほど町長、言っておられましたね、今回。では、政治的駆け引きで、これまでにどんな成果があったのか。下田と交渉して、任意の合併協の中で。ある程度の政治的駆け引きで何かあったと思いますけれども、その政治的駆け引きで優位なものが何かありましたら、よろしくお願いいいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 政治的駆け引きというのは、要するに今の下田市と南伊豆町の合併に対する方向性がしっかりしていなかったと。もし、これが河津と同じように、財政面でまた、給料面でそれがトラブルといけないということで、私は職員、要するに助役以下、本当に基礎的なことを話し合ってくれということをお願いしたわけです。ですから、それが、話し合いを提案したのが政治的な成果と私は考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 政治的駆け引きで基礎的なもの、職員の給与とか、議員の数とか、そういうものは合併協が始まってからもできる話だと思います。その前に話をしなければいけないのは、下田市議会でこういう話が出ている。要するに、一番大きなメインテーマは共立湊病院です。町長は、建設検討委員会の中でコンサルタントを入れてやると。それで昨日の答弁では、移設を前提としたコンサルタントの計画をオーケー出したわけですね。A案、B案とも私、聞いておりましたが、両方とも移設がオーケーでしたね。それはまずい。共立湊なくなってしまう。残すのが政治的な駆け引きでやる話だと思いますが、答弁をよろしくお願いいいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 共立湊病院のことなんですけれども、建設検討委員会第2回目で、議事録を見ていただければわかりますけれども、環境アクセスのいいところとか、一方的に言われました。ですから、私は当然この2回目の建設検討委員会というのはコンサルタントにお願いすると、そういうことを本来ならば私は考えていたわけです。

ですから、議事録を見てもらえばわかりますように、コンサルタントを入れなければおかしいのではないかと、そういうことで話を、落とすところと言っては申しわけないですけども、いきなり移転ありきという話はおかしいよと、そしてコンサルを入れるべきだというのがあの中での雰囲気、せめての努力と私は考えておりますから。

そして、この8月の定例会に、要するに首長会議の中でその予算を提案し、そしてコンサルをこういう方々にお願いし、そしてそれで方向性を、そこに置くのか、湊に置くのか、皆様方、6人がある意味では主張されたと思いますけれども、移転するのかということはずコンサルを入れて、それからじっくり話し合いたいという方向性を、私はその場で主張しております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） コンサルタントをお願いすると言っておられますけれども、下田は合併で共立湊病院の話が出ておりますけれども、このA案、B案と共立湊病院でコンサルタントをお願いする、両方とも移転の可能性のある案でございます。

岩田町長は、その湊病院の管理者でございます。その予算もつけないよと、これは南伊豆に湊病院はなければいけないんだ、だからこういう案の中のどっちの案だか、A案かB案か私は知りませんが、共立湊をここでよくするんだという形の方に、強い意思で言っていたらいいと思いますけれども、このままコンサルタントをお願いして、3月にコンサルタントの結果が出るという話を聞いております、もし、8月からいった場合に。

そうすると、今回、可決になった。3月に可決になった後に共立湊病院を移設しますと、コンサルタントが言っただけの場合、議員はだれも責任持てませんよ。ここで町長は、共立湊病院は移しませんと。そのために、組合議会の建設検討委員会でも残す方向で動きます、あるいはほかの共立湊病院の委員の方々にも残すんだと、残します、ここで建てかえていいものにしますと言わなければいけないと思いますが、そういうつもりでいると思いますけれども、岩田町長、答弁をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、本当に共立湊病院については苦しい立場、要するに管理者という7首長の代表という立場と、そして南伊豆町長という本当に苦しい立場がございます。そういう中で、議事録を見てもらえばわかりますけれども、議会は通らないよという私は発言

をしております。ということは、南伊豆町の当然議会を指しております。ですから、私は南伊豆の位置というより南伊豆の責任者とするならば、当然議会へ提案しなければいけないよ、そのときに議会の方では、もう完全に反対の意向をしているわけです。その件も、その議場で発表しておりますけれども、ほかの首長さんは、要するに首長会は、最高の意思決定機関ということを発言する人もおるわけです。

ですから、私はその中で、建設検討委員会の中で言った最初の言葉は、この病院の移転というのは、多数決による問題ではないということは、最初からお願いしてあるわけですが、なかなか今こうやって町村合併ということで、お金を出したくないというのが、みんな首長間の底流にあって、本当に私も、例えば一個人とするならば、200メートル先に病院があれば本当に助かるわけです。ですから、それは重々承知してはいますが、その辺の立場を2つに使い分けなければいけないということがあり、そして議事録を見ていただければ、私は本当にそういう議会のことも述べております。

そして、南伊豆町はそれでは通らない。そして、コンサルが出てきたときに、私は常に考えているのは、本当になぜ、では今の借金が、9億何千万あるわけです。そして、国が本当に公設民営で、この時期に病院を建ててくれるか、単独でとても南伊豆町の今の予算からするならば、そういうお金は、下田もそうです、そして河津もそうだと思います。ですから、そういうことは本来ならばあり得ない話という形はとっておりますけれども、本当のねらいは何なのかなということも常々考えております。ですから、これは本当に皆様方と、代表者としての責任ある仕事と、それは認識しておりますので、逐次報告させていただいて、そして皆様方、議会がともかく一致団結して反対と、それが私にとって一番の力になると。

なぜならば、予算は皆様方が、議決権ということで、否決された場合はもう出すわけにいかないわけです。ですから、その辺の考えで、管理者として議会を運営しなければいけない岩田と、そして一町長として、皆様の議決をいただいた町長と、その辺の使い分けというのに苦慮しているわけですから、ひとつその辺をご判断願いたいなど、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 要するに、このコンサルの案が出たとしても、議会は通らないよと言っておられますけれども、もし合併が決まって、3月の議会の決議で決まった場合、それでコンサルが出てきて、それで1年たてば合併でございます。合併で議会はないんですから、南伊豆の議会はないんですから。新市の議会です。その席上で、では、コンサルが言ったん

だから移設しましょうと。南伊豆町のことを考えずに、もし南伊豆ではないところがいいなんてコンサルが出た場合、移設になってしまいますよ。南伊豆議会がないんですから、議決があったとしても。

南伊豆町議会の議決が、新市で有効ということはまず少ないでしょうから、新市で議決、議会で決まってしまう。それを考えたときに、議会が通らないからいいんだと、それは答弁になっていないと思いますが、もう一回答弁お願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 病院の建築問題というのは、下田市と南伊豆がもし合併するとなると本当に大変な問題ですから、その辺を法定合併協議会の中で本当に意思の確認をしておいて、そしてそれを条件にということで、これは皆様方の代表者の権限でございます。私は、副会長ということで、まとめをしなければいけない立場になろうかと思っておりますけれども、ぜひ代表者に選ばれた方々が、それを条件に、そして下田議会において合併の条件になっているという、そういうことを確約していただくことが、現在の私にとって一番の力強い味方かなと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それで、今、町長言ったような話でいきますと、条件をつけてやろうといったってこれは弱い立場ですよ。残すというのは弱い。あるものを残す、弱い。ないものを持つてくるのが強い立場ですよ、先ほど言ったように。あるものを残す、それは弱い立場。

逆に下田に対して、本庁を南伊豆に持ってきて、新市の本庁はここでございますと。後ろの方にも、何かどこかの市議会議員さんたちがおられますけれども、その市議会議員さんたちもここへ座って、ここが本庁ですよということくらいのつもりでかかってやらないと、条件で共立湊病院を持っていかれるような話になっては困るし、また、合併協議会の中の条件としてやったとしても、3年後ぐらいに、コンサルが出たんだからやはり移設しましょうと議会で議決すれば終わりですよ。

ですから、それは共立湊病院はここへ建てかえる、それしかないというふうに町長の決意を言っていていただくようよろしくお願いいたします。

答弁をお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほどから言っていますように、管理者としての立場と、これは皆様方の意向を聞くという立場がございます。ですから、南伊豆町の現在の町長とするならば、それは100%防ぎたいと、それについては努力を惜しまないという、そこでご勘弁願えればと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 共立湊病院、残してくれる方向でいくと言っておりますけれども、ぜひそのように言っていただくことをお願いいたします。

私も今言いましたけれども、強い立場でやらなければいけないし、本庁舎をこっちへ持ってくるようなことを言わなければいけない。下田の方々は、本庁舎が下田にできるものだと思っていますから、政治的駆け引きを高い位置でやるんだったら、こっちへ持ってくるようなことを言わないと、南伊豆、過疎化がただでさえ進んでいるのに、南伊豆、まず本庁舎ができれば少しはいいことがあるかもしれない。ですから、そのくらいのことを言っていただくよう、よろしくお願いいたします。

では、合併について、また前回も聞きましたけれども、合併した場合、南伊豆の町民のメリットを、町長、合併した場合どの点がよくなるのかをご答弁お願いいたします。簡単でいいですから、よろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 下田市との合併ということで、今、客観的に見た場合ですけれども、地方分権の概要として、これはあくまでも理論上でございますけれども、規模拡大により専門的知識等、人的、量的確保ができ、基礎的自治体としての能力向上、そして情報、法令等の専門的分野、新たな業務、行政評価、男女共同参画対応が可能であると。そして、生活圏広域化の対応、町民の日常生活圏、経済圏は既に一体感があるにもかかわらず、現状では1市1町ということでございます。

そういうことを考えたときに、生活圏が1つになるよと、そして行政経費の再構築について対応できるのではないのか。要するに、穏やかなリストラという形の中で、一企業にとらえるならば、人件費の節減というのは本当に至上命題でございます。そういうことを考えたと

きに、人件費の削減等、そして総合的な産業施策の展開、そして地域自治組織の設置によって、逆に言えば南伊豆町も対応すると思いますけれども、地域の特性、そしてサービスの低下を防げると、そう私は考えております。

そして、デメリットとするならば、今の現状、下田市を見た場合に、投資的施設が多いため、その維持管理費が多いと。それが公債費の増ということであるわけですがけれども、それはバブルのときに下田市がこれだけ将来伸びるであろうという計算のもとにやったわけですから、それはそれとして評価しなければいけないのではないのかな、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今、町長は私がもらった資料と同じことを。ただ、国の方が出している合併に対するメリットしか言っていただけませんでした。住民はどんなメリットがと聞いているんですよ。国の役所が決めた、県の方がつくってくれた文書を読んでも仕方ないんです。南伊豆は住民が、下田と合併した場合どこがよくなるんですかと聞いているんです。1つも2つもあると思います。

地区懇の中では、サービスが低下するなんて言っておられますけれども、ここは本会議ですから、そんなことはなかなか言えないでしょうけれども、メリットはこれまですり合わせをやってきている。その中で、メリットになるようなことが1つも2つもあるわけでございます。なければ、これを開いた意味がないと思うんですけれども、南伊豆の住民に対するメリットを確実に、1つか2つでもいいですから言っていただけるよう、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併のメリットというのは、今の現段階で言うならば、相手もかなり財政的に苦しいと。そして、南伊豆町も将来はかなり厳しいと。そういう中で、端的という言葉ですがけれども、私は合併というのは、スパンが5年から10年の判断で結果を出さなければいけないのかなという、そういう基本的な考えを持っております。ですから、今、単独でもしやって、そしてそれが収入がなくなるよと、交付税も少なくなるよ、そして人員整理の方が、一番手っ取り早いと言っては怒られますけれども、施設整備というのは時間がかかります。そして人員整理、それは公務員法によって守られております。そういう環境の中で、

本当に行財政改革というのができるかというとなかなかできない。ということは、行財政改革がおくれれば、要するに補助金等の削減につながっていき住民のサービスが低下すると、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） メリットと、今、私も聞いたんですけれども、メリットは今、町長、答弁されなかったような気がするんです。ないと言ったんですね。下田の場合、石井市長は庁舎を建てかえるとか、共立湊病院を持ってくるとか言っておられます。財政は景気よくなります、建設業の方々待ってください、そうすれば建てかえもあります。合併すれば建てかえになりますと言っておられます。では、南伊豆は合併したときのメリットは何があるんですか、もう一回、聞きます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 清水議員が、本当に下田の方向性ということを書いてくれたわけですが、その方向性と南伊豆町が合併したら南伊豆町に対して何もメリットがない。ですから、先ほど言いましたように、本当に財政再建。では、例えば石井市長が言ったかどうか、ちょっと私もそれは定かではありませんけれども、清水議員が言ったということを考えるならば、本当に公共施設が、公共の仕事がふえるとか、病院を現状において建てかえることができるだとか、庁舎をいきなり建てかえることができるとか、そういうことをもし言ったとするならば、私たち南伊豆町の町長とするならばちょっとおかしいよと。

ですから、しっかり方向性を決めなければ、本当に慎重にいかなければということで、事務方の方で打ち合わせをさせたわけですから、それに対する前回の1市2町のときも、余り他の町村のことを言うのであればですけども、櫻井さんと問題になったのは、庁舎を移転するといって、病院がということもちょっと最初は出たような気がします。

そうすると、本当の財政、今回の合併は何かということ考えたときに、行財政改革という私の最初から言っている考えとかなり相違しているのではないかと。そういうことが、先ほど言った言葉の中に、温度差があるということで私は表現したわけですが、清水議員が具体的に言われましたので言いますけれども、そういう温度差をなくし、そして同じ方向性にこの合併というのは持っていかなければいけないという、その目的があったからこそ、そういう発言を、真意を確かめたわけではございませんけれども、そういう流れがちょっと

あったのかなと解釈したもので、最低でも事務のすり合わせは必要だよということで、私はやっておりますから。

私が、そういうことを言って、そして本当にそれが財政的にできるかできないか、そう考えたときに、今言っている健康福祉センターに補助金が最初5,000万円くる予定がカットされております。そして、9,000万を予定しておりますところは、本年度1,000万というのが現状でございます。ですから、私たちもそのまぢづくり、今後のそういうサービス事業については、慎重に発言しなければというのは肝に銘じていますもので、私もちょっとその辺は穏やかにやっていたつもりでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 下田のこともあるから慎重に話したと言っているんですけども、下田の市長は、私も新聞しか読んでいないんですけども、議会の中で発言しているというふうに新聞には書いてあったような気がします。そういう点では、南は慎重に言っているけれども、下田は思い切りいいことを言っている。では、南もいいことを言ってくださいよ。そしたら、思い切って賛成できますよ。言ってください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ちょっと言葉が足りなかったですけども、石井市長が言っているのは、特例債を使ってということで庁舎建設を考えているという、そういう発言でございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） では、特例債を使って南伊豆は何を考えているのかと。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） では、南伊豆もしょうかということで、ありがたい質問でございますけれども、私は特例債という、借金であるというのは認識しているわけです。そして、この庁舎建設が可能であるならば庁舎建設、そして今、一番、南伊豆町にとって、中央公民館なんか随分年月がたって、そして放送設備も悪いし、これをきっかけにということで、最低とっては何ですけども、これはあくまでも借金ですから、その範囲内で中央公民館等のことに皆様方が提案していただいて、そして下田市が認め、そしてそれは県の方で認可を受け

なければならぬということになりますけれども、そういう方向性は考えてはおります。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今、庁舎とか中央公民館と言っておられましたけれども、ジャングルパークはどうでもいいのかと。あるいは道路、社会資本、合併する前に直さなければいけない。県道もございます。県道も直したり、その庁舎建てかえでも、私は住民の生活に直結する方のものを言っておられた方がいいと思うんです。それを、合併するときの条件として出さなければいけないし、出してほしいと先ほどから、強い立場でいきなさいと。

下田の市長さんは、あんなことを言っておられるけれども、南の方もこんなことを考えておりますと言っておきたいと思うんです。その言葉が出てくるのに、やっと30分かかっています。何か質問したけれども、何かよくわからないと。そういう形で、特例債を利用するんだったら、利用してでもよくしますと。それも、合併協議会の中でやると。石井市長が何と言えども、やりますというふうに言っておられますか、答弁をよろしく願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併という方向が出るならば、県の方もかなりそういう県単独の予算も、道路関係については可能性があるという報告も受けております。ですから、私はともかく市之瀬だとか道路が、県に土木については要求しておりますけれども、二条の国道の問題だとか、そして市之瀬がなかなか川と隣接しているために広がらない。では、1.5車線という形の中でそういうことを、これを機会に堂々と請求していくと。それは、私が副会長ということですので、ぜひ協議会の皆様と一緒に力を合わせながら、方向性については努力すると、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 可能性があるという形で言っておられましたけれども、これは普段からやっていただきたい。合併があるから、これから……。では、要望へ行きますと。先ほど一番最初に言いました、陳情はどのくらい行ったんですかと。ことしに入って、1月に名刺を配る、4月に名刺を配る、それから行ってないでしょう。3月議会では、私は週2回行きなさいと言った、あるいは月2回行きなさいと言いました。では、努めて行きますと言って

いただきました。けども、1回しか行っていませんね。

それでは、これから特例債を使ってとか、あるいは行って要望しますと言っていますけれども、それは実現するんですか。よろしく、答弁をお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、役場の方の情勢を判断しますと、県の管轄で、問題というより県と同時に仕事をしているのは石廊崎の遊歩道でございます。それも大体、県の方からも現地視察も来て、そして前向きに進んでいると認識しております。

それから、県の仕事と関係するのは健康福祉センターですけれども、これは県等の話し合いの中で、少し待てということで、今、直接、県と話ししなければならないというのは、ちょっと見当たらないんですけれども、これから法定協議会という形の中で成立させていただけるならば、本当に道路問題だとか、あくまでも協議会の中で、そして県へ要望しながら、ぜひこの道路問題については懸案事項だから採用してくれとか、これから本当に誠意を持って努力すると、それはお約束いたします。

今のところは、石廊崎とか、2件ばかりしか、ちょっと県との問題が見当たりませんもので、その辺はご容赦願いたいなと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今のどちらでも、特例債を使ってとか、今現在の行政を使ってもどちらでもいいです。案件でもいいです。陳情をやらなければいけない。特例債でなくても、陳情をしなければいけない。今ほかのことで、いろいろ陳情に当たっているとっておられましたけれども、でもその中で2つしか思い当たらない、見当たらないと言われました。今度、福祉センターをつくるという話もあります。あるいは道路問題もあります。石廊崎の話は今行って陳情しています。県も来ていますと言われましたけれども、庁内には各課があって教育委員会があると。学校問題もあります、あるいは福祉だって保育園の問題等があります。建てかえの話があります。そういう陳情に行かなければいけない話ですと、今、町長は答弁の中では2つしか陳情に行く要件はないと言っておられますけれども、各課どの課でも陳情に行くものはあると思うんです。それを行かなければいけない。

ほかの課長さんたちも、課長いっぱい並んでおられます。町のためによくしたいと思って課長は、町長、行っていただければ陳情も助かりますという形です。ですから、これからも

いっぱいこういうふうには決意して行きますと言っていただけますね。もう一度お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 機会あるごとに、本当に議員の皆様方ともどもに、これから陳情に行きたいと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 陳情を一生懸命やっていただくという形でございますけれども、ではこれまで陳情しなかったのは何でやらなかったのかと、そこをちょこっとだけ聞いて、質問を終わりにしたいんですけれども、そこだけすみません、答弁をお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私も陳情をしなかったわけではありませんけれども、行く機会があると少なくとも30カ所ぐらい頭を下げ、そして各課の要望事項、そして進捗ぐあいを見ながら、そして相手の、特にお願いするのはだれかとか、そういうことを資料を集めながら、せっかく行く機会ですから、1回とは言っても少なくとも30カ所を回りながら、そして重点的な地区はこれとこれの仕事をやっていますよという、そういう情報をいただき、感謝の意を表し、そしてまた将来お願いしながら私はやっております。

ですから、これからも1回行くとなるとかなりの費用ということも考えられるわけですが、小まめに、そしてこれから合併ということがあるので、皆様方の要望をもう一度把握し、そしてやりたいと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） では、最後にします。

今、各課を回ってくると言いましたけれども、でもさっき町長は見当たらないと言っておられましたけれども、全部あるんですから各課。全部回っていただくようお願いして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（齋藤 要君） 清水清一君の質問を終わります。

散会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事が終わりましたので、議会を閉じます。

本日は、これをもって散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時01分

平成16年6月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成16年6月10日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 南伊豆町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 3 南伊豆町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 4 南伊豆町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 5 報第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について)
- 日程第 6 報第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)
- 日程第 7 報第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度南伊豆町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 8 報第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第1号))
- 日程第 9 報第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度南伊豆町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第10 議第51号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第52号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第53号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第54号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第55号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等の特例に関する条例制定について
- 日程第15 議第56号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置について

日程第 16 議第 57 号 平成 16 年度南伊豆町一般会計補正予算 (第 3 号)

日程第 17 議第 58 号 平成 16 年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 18 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 18 まで議事日程に同じ

動議の提出

出席議員 (12 名)

1 番	保 坂 好 明 君	2 番	清 水 清 一 君
3 番	鈴 木 勝 幸 君	4 番	谷 川 次 重 君
5 番	鈴 木 史 鶴 哉 君	6 番	梅 本 和 熙 君
7 番	藤 田 喜 代 治 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	10 番	渡 邊 嘉 郎 君
11 番	石 井 福 光 君	12 番	横 嶋 隆 二 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 田 篤 君	助 役	稲 葉 勝 男 君
収 入 役	碓 井 大 昭 君	教 育 長	釜 田 弘 文 君
総 務 課 長	小 島 徳 三 君	企 画 調 整 課 長	谷 正 君
住 民 課 長	飯 泉 誠 君	税 務 課 長	外 岡 茂 徳 君
健 康 福 祉 課 長	高 野 馨 君	建 設 課 長	山 本 正 久 君
農 林 水 産 課 長	勝 田 悟 君	商 工 観 光 課 長	鈴 木 博 志 君
生 活 環 境 課 長	石 井 司 君	下 水 道 課 長	佐 藤 博 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 勇 君	水 道 課 長	渡 辺 正 君
会 計 課 長	土 屋 敬 君	行 財 政 主 幹	松 本 恒 明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 修 治 主 幹 栗 田 忠 蔵

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しております。

これより平成16年6月定例会本会議第3日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をします。

5番議員 鈴木 史鶴哉 君

6番議員 梅本 和 熙 君

南伊豆町農業委員会委員の推薦について

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

日程第2から第4の南伊豆町農業委員会委員の推薦について一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明は、さきの全員協議会において議会推薦についての協議がなされておりますので、省略をいたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第2、谷明氏を農業委員会委員に推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、日程第2議案は同意することに決定をいたしました。

採決いたします。

日程第3、渡辺宏之氏を農業委員会委員に推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、日程第3議案は同意することに決定をいたしました。

採決いたします。

日程第4、竹本賢吉氏を農業委員会委員に推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、日程第4議案は同意することに決定をいたしました。

報第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 報第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 報第1号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、提案申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律案が平成16年3月30日に参議院本会議で可決成立し、3月31日に法律第17号として公布されました。4月1日から施行されることに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため、3月31日に専決処分させていただきましたので、承認をお願いするものです。

条例改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明させます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） それでは、説明させていただきます。

ただいま上程されました報第1号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分について説明申し上げます。

去る3月30日、国会において地方税法の一部を改正する法律が可決成立し、3月31日に公布されました。この改正に沿って当町でも、同日、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、専決処分の手続をとらせていただきました。

今回の税制改正の趣旨は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革に取り組むために、個人住民税については、均等割の税率の見直し、老年者控除の廃止、土地譲渡益課税の見直し等の措置が講じられたこと。固定資産税については、家屋の附帯設備に係る課税関係の見直し等の措置が講じられたこと等が主なものです。

ついては、お手元に配付しました説明資料により、町税賦課徴収条例の内容を説明させていただきます。

朗読しながら説明させていただきます。

報第1号説明資料、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例（専決処分）の概要といたしまして、まず最初に1として個人住民税関係でございます。

先ほど、説明させていただきましたけれども、（1）として個人住民税均等割の見直し。個人住民税の基礎的部分である均等割について、次のとおり見直しを実施する。

といたしまして、住民税の均等割について、人口段階別の税率区分を廃止し、税率を年額4,000円に統一する。町民税分で3,000円でございます。県民税分で1,000円。これにつきましては、平成16年度から適用でございます。

といたしまして、税負担の公平の観点から、生計同一の妻に対する非課税措置を平成17年度から段階的に廃止し、所得金額が一定金額、例といたしまして、パート収入100万円を超える者に均等割を課税。これにつきましては、平成17年度分は2分の1で課税し、平成18年度から全額課税する。平成17年度が町民税分で1,500円、平成18年度は3,000円になると、こういうこととなります。町民税分ですから、実際には平成17年度、町県民税で2,000円かかります。そのうちの1,500円が町民税分、県民税が500円。18年度からは、3,000円、1,000円に、4,000円になる。こういうことでございます。

(2)といたしまして、老年者控除の廃止。世代間及び世代内の税負担の公平の観点から、所得税と同様に公的年金等控除の見直しとあわせて、老年者控除を廃止、平成18年度以後の個人住民税について適用する。

(3)といたしまして、土地譲渡益課税・株式譲渡益課税の見直し。

といたしまして、土地、建物等の長期譲渡所得に係る税率の引き下げ。長期譲渡所得の税率を3.4%、現行は4%です に引き下げ、100万円の特別控除を廃止する。現在、町で4%、県で2%、6%、所得税は20%かかっているんですけども、これを3.4%と県で1.6%、両方で5%。つまり、1%下がると、こういうことでございます。

といたしまして、土地、建物等の長期譲渡所得の金額、または短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰り越しは認めないこととする。

といたしまして、非上場株式の譲渡所得に係る税率の引き下げ。これはやはり同じように現行4%、所得税20%が、改正後3.4%と所得税が15%になると、こういうことでございます。平成17年度以後の個人住民税について、これについては適用させていただく、こういうことでございます。

(4)といたしまして、均等割及び所得割の非課税限度額の見直し。均等割の非課税限度額、これにつきましては、所得金額 28万円×本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数+加算額、17万6,000円、現行が19万2,000円、これが引き下げられたと、こういうことでございます。2人世帯の場合73万6,000円です。

裏にいていただきまして、所得割の非課税限度額、やはり同じような形で、所得金額

35万円×本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数＋加算額35万円、現行36万円、これが1万円引き下げられたと、こういうことでございます。2人世帯の場合、105万円となります。

(5)といたしまして、居住用財産の買いかえ等により譲渡損失が生じた場合、他の所得との通算及び繰り越し控除を3年度分(合計所得金額が3,000万円以下の年度に限る。)認め、適用期限を3年延長する。

2といたしまして、固定資産税関係です。

固定資産税の条例減額制度の創設。商業地等に係る固定資産税について、条例により税額を減額できる仕組みを創設する。商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が70%(法定されている上限)の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで減額することができる仕組みを創設する。この減額措置によって、実質的に60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準まで上限を引き下げた場合と同様の効果が生じる。

この関係につきましては、現在、県内69町村ございますけども、このうち、条例により減額制度の措置をした市町村はないと聞いております。というのは、この60%からほとんどの県内の市町村が、70%ちょっと出るぐらいの範囲内でおさまっているということで、我が町の商業地等の負担水準は、ちなみに58.5%になっています。したがって、一応こういう形で国の方から出てきましたけれども、我が町でも条例は創設いたしません。

(2)といたしまして、その他。

といたしまして、家屋の所有者以外の者が、その事業の用に供するため取り付けした附帯設備については、当該取り付けた者を所有者とみなし、当該附帯設備を償却資産とみなすことができるものとする規定の整備を行う。これにつきましては、平成16年4月1日以降に取り付けられた附帯設備に係る平成17年度の固定資産税より実施予定。

この関係につきましては、ちょっとわかりにくいんですけども、例えばコンビニエンスストア等がございますけども、その店舗で附帯設備、これは家屋と一体式のエアコンですね、そういう場合、今までは所有者以外の者が取り付けたものであっても、所有者に固定資産税を課税していたことがありました。しかしながら、今回のこの改正は、所有者以外の、要するに取り付けた者が償却資産として課税されると、こういうことでございます。

それから、といたしまして、固定資産税の制限税率を廃止する。これは、地方税法第350条において、固定資産税につきましては標準税率100分の1.4、制限税率100分の2.1とい

うことで、最大2.1まで課税することができる。ただ、これにつきましては、制限税率を今回廃止するというので、地方分権等のいろいろな絡みから、こういう制度ができたということで、ご理解願いたいということだと思います。

それでは、条例第6号を開いてください。前から4枚目の裏面の方にございます附則の説明をさせていただきます。本文の方の条例です。その4枚目をめくっていただきまして、裏面に附則というのがございます。この附則の関係を少し説明させていただきます。

施行期日といたしまして、第1条、この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各項に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1といたしまして、第34条の2の改正規定及び附則第2条第3項の規定は、平成17年1月1日。

第31条第2項の表の第1号の改正規定、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号）、これは手書きで入っていると思いますけれども、ご承知のように国会は年金国会で空転しています。したがって、この関係については法律が後から通ったというようなことで、手書きで入っていると思います。第4条の規定の施行の日と。

3といたしまして、第48条第2項の改正規定。信託業法（平成16年法律）、空欄になっていると思いますが、それについては先ほど説明しましたように、国会において現在、継続審議中でございます。したがって空欄ということでご理解願いたいと思います。の施行の日。

4といたしまして、第54条第6項の改正規定。市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第58号）の施行の日。やはり58も手書きで入っていると思いますけれども、そういうことでご理解願いたいと思います。

なお、町民税に関する経過措置、固定資産税に関する経過措置、特別土地保有税に関する経過措置については、先ほどの説明にて概要説明をしましたので省略させていただきます。

以上が、今回の改正の主なものですが、お手元にある条例改正に伴う新旧対照表が配付してあります。これを説明すればいいんでしょうけれども、時間の関係上でお伝えすることができません。後ほどごらんいただければありがたいと思います。

簡単ですが、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例説明とさせていただきます。
議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 今回の南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例に関して、る説明がありましたが、これが地方税法改正に伴うものだという説明、これは地方分権の推進を支える税制ということで国会に提出されて、それがいわゆる三位一体改革の大看板で進められている中身の一端であります。これが地方自治体と住民に対して、今の政治の中での財政の欠陥を住民の負担でもってこれを切り抜けようとする、ここに大きな眼目があります。

説明された中で、この柱の2つは、老年者控除の廃止によるもの、個人住民税の引き上げというのがありました。これは老年者控除の廃止による増税問題では、65歳以上の所得1,000万円以下の方々に適用されて、その控除額そのものは48万円です。控除分だけ所得が上積みされて、新規課税対象が生まれる。さらに、これは、この後にも出てくる国民健康保険にもかかってくるわけですが、所得税の課税最低限が年金収入で、現在の課税最低限、これが285.5万円から205.3万円まで引き下がってくる。個人住民税が、今までよりも県民税と合わせて値上げになるという説明がありました。

一方で、税制体系の全体の中で、大企業に対する優遇税制はこれまでのどおり維持、さらに整備されたということが国会の中で明らかになっているのであります。国民が政治の失政とも言えるこの深刻な不況の中で辛苦の思いをしているときに、こうしたことが行われることは断じて許せません。真に国家財政の国民本位の税制に改めて、国民負担を避けて、これを進む、その立場に立つことを求めて、私の反対の意見とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第1号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、報第1号は承認することに決定をいたしました。

報第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 報第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 報第2号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律案が平成16年3月30日に参議院本会議で可決成立し、3月31日に法律第17号として公布されました。4月1日から施行させることに伴い、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、3月31日に専決処分させていただきましたので、ご承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明させます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） それでは、報第2号の関係につきまして説明させていただきます。

お手元の国民健康保険税条例新旧対照表をごらんください。

この新旧対照表につきましてですけれども、右側が旧条例、左側が新条例となります。アンダーラインが引いてあるところを改正するものです。

今回の改正は、先ほど来、出ています地方税法の改正に伴う長期譲渡所得、短期譲渡所得の課税の特例に係る国民健康保険税条例の附則の第3項並びに第4項の条文、条項の改正を行いたいものであります。第3項につきましては全文改正です。第4項については、「長期

譲渡所得の特別控除額」を「第31条第1項」に、「短期譲渡所得の金額から控除する金額」を「第32条第1項」に改正するものです。

主な改正点は、先ほど来、説明していますとおり、長期譲渡所得の特別控除100万円の廃止と、譲渡所得の他の所得との損益通算の廃止でございます。

条例第7号を開いていただけますか。そちらの本文の方に戻っていただきますけれども。

附則の関係を説明させていただきます。1枚目の下の方にございます附則といたしまして、施行期日、この条例は、平成16年4月1日から施行する。適用区分といたしまして、2として、改正後の南伊豆町国民健康保険税条例附則第3項及び第4項の規定は、平成17年度以後の国民健康保険税について適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、簡単ではございますが、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例説明とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君

12番（横嶋隆二君） 先ほどとの関連で、国民健康保険税は、所得割、応能割が入っていることで、この地方税法のもとにしてやると負担がふえる。その一環であるということで、やはり反対の意思を表明しておきます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第2号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、報第2号は承認することに決定をいたしました。

報第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 報第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 提案理由について申し上げます。

平成16年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきましては、報第4号で詳しく説明いたしますが、平成16年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分に対応して行うものです。

内容は、平成15年度老人保健特別会計の決算見込みで歳入不足が判明したため、その対応として専決処分を行い、歳入欠陥を平成16年度老人保健特別会計予算の繰上充用により処分する必要が生じたことに伴い、平成15年度の医療費負担の精算にかかわる所要の補正も同時に行ったことから、一般会計も同時に専決処分した次第です。

専決処分の内容につきましては、平成15年度老人保健医療費の精算により、町負担金を返還する必要が生じたので、老人保健特別会計から595万3,000円を繰入金で受け入れ、歳出については予備費を増額し、歳入歳出それぞれ595万3,000円を追加して、歳入歳出総額を49億3,095万3,000円とするものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第3号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、報第3号は承認することに決定をいたしました。

報第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 報第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 報第4号の提案理由を申し上げます。

ご承知のとおり、老人保健特別会計は、社会保険診療報酬支払基金、国、県、町がそれぞれの法定負担率により医療費の負担をし運営しております。

しかしながら、老人保健医療費の推計については、それぞれ団体独自の算定で行っているため、法定負担率どおりに負担金等が交付されていないのが現状です。平成15年度については、医療費が社会保険診療報酬支払基金、国、県の推計額より増加したため、それぞれの負

担金等が過少交付となり、その結果、922万8,000円の歳入不足となりました。その対応として、平成16年度老人保健特別会計補正予算（第1号）を専決処分した新たに繰上充当金を設定し、平成15年度繰り上げ欠陥分を補い支出するものです。また、平成15年度の医療費負担の精算にかかわる所要の補正も同時に行い、歳入歳出それぞれ1,557万6,000円を追加し、歳入歳出総額を12億7,640万1,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、住民課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

住民課長。

住民課長（飯泉 誠君） 報第4号 平成16年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして説明させていただきます。

10ページをお開きください。歳出から説明いたします。

2款諸支出金、1項1目償還金、補正額39万5,000円、これは負担金の償還金でございます。審査支払手数料の償還金でございます。

2項1目一般会計繰出金、補正額595万3,000円、これは精算により繰り出すものでございます。

4款繰上充用金、1項1目繰上充用金、補正額922万8,000円、これは15年度の老人保健会計の歳入欠陥に伴いまして充用するものがございます。

7ページの歳入をお開きください。

歳入、1款支払基金交付金、1項1目医療費交付金、補正額238万円、過年度分の医療費交付金でございます。

次のページの2款国庫支出金、1項1目国庫負担金、補正額1,055万7,000円、これも過年度医療費国庫負担金でございます。

3款県支出金、1項1目県負担金、補正額263万9,000円、これも過年度医療費の県負担分でございます。

6ページにお戻りくださいませ。

歳出の方で説明いたします。補正前の額12億6,082万5,000円、補正額1,557万6,000円、計12億7,640万1,000円、財源区分の内訳といたしまして、一般財源の1,557万6,000円でございます。

よろしくお願ひいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第4号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、報第4号は承認することに決定をいたしました。

報第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 報第5号 専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 報第5号の提案理由を申し上げます。

本案は、補正予算額85万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,180

万3,000円とするものです。補正の内容につきましては、歳出第2款第1項、総務管理費の下田市との合併推進に関する協議会に係る経費、2カ月相当分の負担金85万円と、対応する歳入、第20款繰越金のみでございます。

4月28日に皆様に下田市との合併推進を表明し、協力をお願いいたしましたが、その後、5月12日に下田市・南伊豆町合併推進協議会を設置、発足させました。その経費について補正の必要が生じたので、5月12日に専決処分させていただいたものです。

どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

8番（漆田 修君） これは確かに4月28日の議員の全員協議会の場で、執行者の側から説明がございました。そのときの専決処分をさせていただきたいということでありますけれども、それが今、日野にありますクリーンセンターのところに、任意の合併協議会の事務所を設置すると、それを承ったんですが、例えばこの予算計上の仕方が、この85万の金額は、当然、下田市の職員も来ているでしょうから、下田市の事務所費に負担する相当分は歳入で借り入れしなければいけない。一般的に考えまして、グロスの的に考えるとそうなんです。例えば負担金の中で調整をしてネットに表示したのか、その辺をちょっとお聞きしたいんです。これ採決じゃないのできついですけれども、とりあえずそれをお答えください。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） お答えします。

今の会議室の使用料と……

8番（漆田 修君） ああ、そういう意味。

企画調整課長（谷 正君） そういうものにつきましては、職員が4人ずつ、今、出向のような形で行っているんですが、その者につきましては、この85万の合計で50%ずつなものですから、170万という形で、お互いに負担金という形で支出ということになりますが、その中の支出の方の予算の事業費という形の中で、会議室の借上料とかそういうものの中で、事業費ではなくて……。あそこの借上料については、この時点では見ていません。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） これは専決でやってしまったから、しょうがないという面も実はあるんですが、これは明らかにネット表示だということなんです。私が判断しますとね、そう

でしょう。グロスでやると、当然、歳入の方で下田市の負担は、要するに損料ですよ。事務所費の損料は受け入れて、そしてグロス表示して繰越金から今回85万を充当しておりますけれども、これは表示上の技術的な問題のことを言いますけれども、ですから非常に明瞭性が低いと、わかりにくいということなんです。ですから、例えば仮にですよ、逆に今度は下田が市役所の中に任意の合併協議会の事務所を設置して南伊豆から行った場合、当然負担金とは別に下田市は独自に負担金の中に、要するに事務所の損料分を、下田市としては歳入で受け入れないかもしれませんね。そうですね。負担金の中で、ネット表示だけでは中身はわかりませんけれども、ですから、私はグロスかネットかという質問をしたんですけれども、ネットという解釈でよろしいんですね、ネット表示ということでもいいんですね。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） そういうことでやっております。

8番（漆田 修君） わかりました。結構です。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 一般的に専決処分は、災害時など、緊急な問題に関して挙げることは認められるわけですが、本議案は、この後にある合併法定協議会の上程にかかるもので、南伊豆町の存亡にかかる問題。これが、一般質問でも議論されましたけれども、住民懇談会の最中、さなかに合併の下打ち合わせがされて、しかも7月28日に、最初の全員協議会で内容を報告して、合意も得ないままに合併の方向を発表した直後に、これを専決と言いながら、これは独断専行の強行の内容であります。断じて認められない中身であるということ指摘せざるを得ません。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第5号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、報第5号は承認することに決定をいたしました。

議第51号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第51号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第51号の提案理由を申し上げます。

印鑑登録に伴う本人確認を厳格化するため、平成16年3月2日、総務省において印鑑登録証明事務処理要綱、昭和49年2月1日、自治振第10号、自治省行政局振興課長から、各都道府県総務部長にあてた通知の一部が改正され、同年3月4日から施行されたことに伴い、南伊豆町印鑑条例の一部を改正する提案でございます。

内容につきましては、住民課長より説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

住民課長。

住民課長（飯泉 誠君） 議第51号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

説明いたします。

本案は、提案理由で申し上げましたとおり、本人確認をより厳格化するためのものが改正の理由であります。印鑑条例中第4条第2項の条文中に「及び町長が適当と認める書類」を追加するものでございます。これを追加しますと、議案のとおり、「前項の確認は、郵送その他町長が認める方法により、登録申請者に登録申請の事実について照会書を送付し、その回答書」、この後に入ります。「及び町長が適当と認める書類を規則で定める期限までに登録申請者又はその代理人に持参させることにより行うものとする。」。

前項の確認というのは、印鑑登録をするという本人の意思の確認でございます。

町長が適当と認める書類というのは、官公署が発行した保険証、あるいは写真つきの証明書、例えばパスポートであるとか、免許証といったものであります。介護保険証、生活保護証明書、写真つきの会社の身分証明書、写真つきの学生証等でございます。この内容につきましては、規則で定めさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第51号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決されました。

議第52号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第52号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第52号の提案理由を申し上げます。

本年2月に、三浜小学校の校舎と屋内運動場が完成しましたが、屋内運動場の利用につきましては、他の学校の施設と同様に、社会体育施設として広く一般に開放することになっていることから、本条例別表第2、三浜小学校屋内運動場を追加するものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第52号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、

原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決されました。

議第53号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第53号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第53号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町国民健康保険事業の健全な運営を図るための税率改正及び地方税法等施行令の一部改正、平成15年3月31日に伴う南伊豆町国民健康保険税介護分の課税限度額の引き上げが主な内容であります。介護分につきましては、現行限度額7万円から8万円に、国民健康保険税率につきましては、被保険者所得割額を現行100分の6.6から、100分の7.6に、被保険者資産割額を現行100分の37から100分の40に改正いたしたく、ご提案申し上げる次第です。

なお、詳細につきましては、住民課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

住民課長。

住民課長（飯泉 誠君） 議第53号の内容を説明いたします。配付してございます南伊豆町国民健康保険税条例の新旧対照表により、説明させていただきます。

まず、第2条1項中の現行「7万円」を「8万円」に改めさせていただきます。これは介護納付金課税額の限度額でありまして、地方税法の改正により、平成15年7月1日から実施となりましたが、当町におきましては、昨年度はこれを見合わせ今回の提案とさせていただきます。

賀茂地区におきましては、もう既に東伊豆、下田市が16年度から実施しております。

3条1項中、現行「100分の6.6」を「100分の7.6」に、これは所得割の税率の改正であります。

4条中、現行「100分の37.0」を「100分の40.0」に、これは資産割額の税率の改正であります。

13条中、現行「7万円」から「8万円」に、これは介護納付金税額から減額をした資産額の限度額であります。6割軽減、4割軽減の関係の限度額であります。

この率を提案した背景でございますけれども、医療費の伸び、それと前期高齢者の増にあります。医療費の伸びにつきましては、一般の医療費の伸びが静岡県では第2位となっております。15年度、13年度の伸び率でいきますと125%、15年度、14年度の伸び率でいきますと127%、退職者の関係でいきますと、13年度、15年度の対比が120%、15年度、14年度は140%と非常に高い伸びを示しております。そういう関係で、いろいろ精査してみました。

前期高齢者につきましては、制度が始まりました14年度には55人でありましたけれども、15年度には193人と、16年度末までには年度中に165人ふえまして、358人が国保老人となります。こうしたことを勘案し、国庫支出金、療養給付交付金、前年度繰越金、あるいは基金の取り崩し等を加味した中で、どうしても保険税に頼らざるを得ないという状況になりました。そこで、この税の改正を提案申し上げる次第でございます。

また、賀茂地区では東伊豆、河津、下田地区が16年度の税率アップに手を挙げて進んでいる状況であります。西3町にしましては、合併の関係で、今、調整中ということで情報を得ております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 本条例改正によって、税収増の額はどのくらいを見込んでいるのか。平成14年度の国民健康保険の基金は2億1,528万9,000円ありました。15年度は、当初予算が

3,500万を基金から繰り入れ、3,500万ありまして、15年度の3月最終補正では、一応1億500万ですか、ここまでなっています。まだ、基金には1億近い残が、平成16年度の予算編成では、5,500万をこれに繰り入れるということでありまして、まず、この条例改正によるその増の部分、それとまだぎりぎり基金の対応ができるのではないかとこのように思いますが、その点どのように見るか。

議長（齋藤 要君） 住民課長。

住民課長（飯泉 誠君） 基金の繰り入れでございますけれども、当初予算、今、申し上げましたように、5,500万円を予定しておりました。ところが、こういう事態になりまして、基金全部、1億一千十数万あるわけですけれども、1億1,000万円を倍ふやしまして、5,500万ふやしまして、1億1,000万円を加味した中で、税率をシミュレーションして税率が上がってきたということになります。

〔「その増収分」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） 今回の増収部分については、2,390万を予定しております。増収を見込んでおります。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） この国民健康保険は、そもそも昨年の法改正の以前の段階で高過ぎて払えないという状態が続いている。これには、国が国保に対する繰り入れを、大幅にその率を下げたことであって、それを本来、回復していかなければいけないにもかかわらず、先ほどの説明もありましたように、高齢者の国保を、これを上限を上げてくると。それによって、退職者もふえてくる。自治体、やはり住民に負担を押しつけるという方向が出てきて、この間、基金の繰り入れ、ぎりぎり値上げを抑えてきたということは評価をしながらも、今

回の増収分が2,390万、本来これは本会議一発での審議じゃなくて、やはり十分に議会で議論をしながら、その欠損分すべてを税の値上げによるのではなくて、もうちょっとその幅を検討する余地があったのではないかと。同時に、いわゆるこの問題は、全国の自治体にかかわる問題であって、政府に対して三位一体の改革の矛盾も含めて、こうした事態を訴えてこれを軽減させる、そういう方策も考えられるべきであったと思います。

よって、この状態の中で一般財源からの繰り入れも検討して最小限に値上げを抑える、そういうことを求めている立場から反対の意思を表明いたします。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第53号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第53号議案は原案のとおり可決されました。

議第54号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第54号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第54号の提案理由を申し上げます。

本条例改正案は、消防団員の処遇改善の一環といたしまして、消防団員等公務災害補償等

責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成16年3月26日に公布、同年4月1日に施行されました。この政令改正を受けまして、本町の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給基準額を本年4月1日にさかのぼりまして、平均0.46%引き上げさせていただきたくご提案申し上げます。

条例改正の内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） 内容を説明させていただきます。

ただいま、町長の説明の中で平均0.46%引き上げというお話がありましたが、その0.46%につきましては、表示されている各金額の、これをすべて2,000円引き上げる。例えば、団長ですと、5年以上10年未満ですと18万9,000円となっておりますが、現条例では18万7,000円というふうな2,000円引き上げています。すべて同じでございます。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第54号 南伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開をいたします。

議第55号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第55号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第55号の提案理由について申し上げます。

さきの町議会の3月定例会において陳謝し、監督者責任として私と助役の給料の減額条例を提案いたしましたが、時期尚早、また提案の仕方に異議ありとのことで否決となりましたので、改めて提案させていただくものであります。

この3月11日早朝に起きた、役場職員による酒気帯び運転による人身事故、逮捕、さらに2人の同乗者も本町職員であったことにつきましては、まことに遺憾であり、町民及び関係者の皆様に、町の信用失墜、不名誉を深くおわびするとともに、これら3人の職員につきましては、裁判所の判断確定を待ち、町一般職員の懲戒審査委員会に諮問、答申に基づいて処分いたしました。

さきに判断確定した酒気帯び事故運転者については、4月15日付、懲戒免職といたしました。さらに、同乗者2人については、酒気帯び運転幫助等により、5月17日付で6月から6カ月間、給料の月額10分の1減給の懲戒処分を行いました。なお、管理監督者責任として、関係する課長4人についても訓告処分といたしました。

以上のとおり職員に対する懲戒処分も終わり、私と助役の監督者責任の重さを深く認識し、会議等の機会をとらえ陳謝してきたところですが、ここに改めて提案する次第であります。処分内容につきましては、事の重大さを認識し、私が給料月額の100分の10を3カ月減額、また助役については給料月額の100分の5を3カ月減額したいものでございます。

今後、このようなことを起こさないよう、職員に安全運転を徹底する職場としての運動を、総務課を中心に各課1名程度の交通安全リーダーを指名し、息の長い運動として取り組んでまいりたいと存じます。

どうかご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

2番（清水清一君） 3月議会で、飲酒運転事件の認識が甘いということで否決になったものでございますけれども、なぜ、この案件は、町長、あるいは助役の処分案件でございますけれども、3月議会と同じ内容のものなのか。要するに、3月議会では認識が甘いという議員もおられました。それを考えたときに、この同じような処分内容でいいのかと。あるいは意に沿うものもありますけれども、その同じになった理由をお教え願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 自分のことを弁護して申しわけないですけれども、一般的な事例等を見ますと、1名のときに1カ月というのが何か、通例ということではないですけれども、いろいろ調べました。このたび3名ということで、できることなら3カ月で、これは一番重たいのではないかな、そう認識しておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） ほかに。

石井福光君。

11番（石井福光君） ただいまの関連でございますが、この件に対して、今、町長からる説明があったわけでございますが、職員の飲酒運転事故に対する、本来条例なんです、

最終的な警察の3人目に対する処分が決定した上に、自分たちの常勤の給料に関する減額について提案があったわけですが、私はこの3名についての最終的な警察の処分について伺いたいと思いますが、よろしくお願いいいたします。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 車を酒気帯びで運転した当事者でございますが、罰金50万円の略式命令です。それから、同乗しておりました、車を貸した職員につきましては、15万円の罰金の略式命令が確定しております。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） 例えば、免許証の免停とかあれないんですか。今、罰金の方法等については受けたんですが、それ以外にも、私が聞きたいのはそこなんですよ。罰金については、ある程度概略を聞いておりますけれども、免停とかそのことについてどうなっているのか。取り消しなのか、何で免停なのか、その辺をちょっと聞きたいんです。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 車を運転した職員については免許の取り消しです。それから、車を貸した職員については90日間の免許停止です。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） では、要するに当事者と車を貸した人が罰せられて、もう1人の人は全然あれがなかった、そういうことがなかったということですね。減点もなかったということだね。本人が飲酒しているということは、事実を認めているわけですね。それにおいて、これは警察の問題ですから、これは後で警察の方へ抗議する点があると思いますが、酒を飲んで捕まらなかったからそれでいいんだ。本人は飲んでるんだと申告している。取調室に行っているわけですよ。それでは、酒を飲んでもいいじゃないか、捕まらなければいいじゃないかという理屈になるので、私はそれは納得しません。これはあなたたちの問題じゃなくて、これは警察サイドの問題ですから、これは後の問題にしておきますが。

了承しました。わかりました。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） 今、課長、懲戒規定とか言われましたけれども、懲戒規定、町長が先ほど言いましたけれども、私は懲戒規定が改正になったという話を聞いていないんですが、それについてはどういう改正になったのでしょうか。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、交通事故の懲戒処分等の基準が、要綱の中に基準があります。基準の中に、交通事故で人身事故を伴う、それから物損または自損を伴うもの、事故を伴わないものがありまして、その中で死亡の場合は、免職または諭旨退職になっておりましたが、この諭旨退職というのは、いわば懲戒処分ではないものですから、その辺を改正しまして免職、それから重傷、これは30日以上の治療が、停職を免職または停職、それから軽傷、30日未満ですが、停職または減給のものを免職、停職または減給に、それから物損の関係は、減給または戒告を、免職、停職または減給。事故を伴わないものについては、戒告または訓告を免職、停職、減給または戒告というような形で、事例、ケースが違いますものですから、すべて免職の対象になるようにいたしました。また、細かい点は少しありますが、これが主なものです。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 私は、本案に反対の討論を行います。

本案は質疑でもなされたように、3月議会で否決された内容と同じものであります。今回の職員の飲酒交通事故によるものは、極めて内容は重大だというふうに思います。しかしながら、これを町全体の問題として見るならば、平成14年に、いわゆる飲酒運転に対する法改正、道交法が改正されて、それ以後、今日までこれに関する懲戒規定を改定していなかった。今、説明がありましたけども、これほど重大な問題に関しては、町長が本会議でその内容を書面にて出す、行政報告をするのが当然であります。私は、今もってそれを書面にしていない。今、こうした、いわゆる今日の公務員のあり方に対して、町長はみずからも職員のことを言っているが、それを統括する町長自身にその認識がないと言わざるを得ない。

今回の条例改正の内容は、町長が3月12日に警察に行って、飲酒運転事故に対する認識が甘いとされた上で、他動的に出された、深められた内容であります。しかしながら、今回、

飲酒で人身事故があったということで表面に出ましたが、この問題で3月議会で深められたことは、人身事故に至らなくても、飲酒で検挙された職員が複数以上あるという実態が明らかになってきている。しかも、3月議会も含めて、その他の町職員の不祥事、あるいは住民に対する行為が新聞にも報道される。こうした事態、これは単に、それぞれ行き過ぎ、過ちを犯した職員の対応だけの問題ではなく、職員の、公務員の姿勢が求められていると言っている町長自身に問題があると言わざるを得ないのであります。

それは、3月議会、この事故に関しても、警察に行く前の委員会のやりとりでは、賀詞交歓会に行った議員に対して、何で行ったのか、そういう逆質問をするほどの認識の甘さ。さらには、この間、確かに合併の問題でいろいろな動向がある。職員自身は、まじめにやっている職員も大多数いるわけでありまして。ところが、先々の不安を前にして、私は町長をやめても司法書士の仕事がある、平気で一般職員にそういうことを言動する。こうしたこと自身が町全体のたがを緩め、そして人身事故を起こさしめる。まさに、町長に最大の責任があると言わざるを得ません。

こうしたことで、職員が起こした不祥事、これの懲戒規定と同じ程度の自分の減給処分、さらには3月議会で出されたものと全く同じ内容を出される、認識の軽薄さを披瀝するものに等しい。よって、私は本議案に対しては反対の意思を表明して、深くこの問題のみならず町長の認識として改めるよう求めるものであります。

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第55号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等の特例に関する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第55号議案は原案のとおり可決されました。

議第56号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第56号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第56号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置についての提案理由を申し上げます。

現在、国家財政は惨状を極めております。平成16年度国家予算においては、歳入36兆5,000億円余の公債金を計上し、今や国、地方の債務累計は719兆を超えることとなります。長引く景気低迷に税収等の急激な伸長は期待できず、歳出のあり方について見直しが急務となっているところです。

このような状況の中で、国は平成14年に三位一体の改革を打ち出しました。この改革の基本は、国庫補助金額、地方交付税額、つまり地方に配分する予算額を削減して、財政の立て直しを図るところに置かれています。平成16年度における南伊豆町の交付税等配分額は、前年度より2億9,000万円の削減が見込まれております。さらに、南伊豆町健康保健福祉センターの建築費として、予定されていた介護予防拠点整備事業補助金は5,000万円が全額カット。保健衛生施設等施設整備事業補助金は9,000万円のうち8,000万円がカットされ、センターの単年度建築は断念せざるを得ない状況となりました。

また、現在、日本国は少子高齢化の方向に進んでおり、生産者人口の比率が減少しております。貿易立国である我が国の生産者は、アジア圏における賃金の安い生産者層と戦いながら、国内では年金制度、医療費制度等による高齢者層を支えていかなければなりません。南伊豆町においては、さらにこの傾向が著しく、平成16年1月現在の高齢化率は32.6%、人口の3人に1人が65歳以上となっております。

遺憾ではございましたが、平成15年12月19日、下田市、河津町、南伊豆町の法定合併協議会は解散することとなり、1市2町による合併の道は閉ざされました。その折、町長記者会見において、南伊豆町は少子高齢化が顕著であり、第27次地方制度調査会の答申を踏まえ、合併の整合性、必要性を町民の方々に説明するため各地区で懇談会を考えており、議員の

方々と意思の疎通を図りながら、慎重に進めたいと表明させていただきました。

合併の整合性とは、行政サービスを極力低下させることなく、財政再建を行えるメリットを指します。歳出を抑え、財政を立て直すためには、人件費の削減が効果的ですが、やみくもに人員を削減することは、行政サービスの低下につながりかねません。合併を行えば、新しい大きな枠の中で職員の適正配置を検討できます。

平成17年3月31日までに議会の議決を経て、県知事に合併の申請を行えば、交付税の特例が10年、経過措置として含めると15年続くことはご承知のことと思います。10年の猶予があれば、行政サービスの低下防止に配慮しながら、法に守られた公務員を定年退職という穏やかな手段を使ってリストラすることが可能です。

合併の必要性とは、過去の清算の必要性です。昭和30年に6村が合併して誕生した南伊豆町には、町の規模に比べ過大な諸施設が存在します。この諸施設を運営するために、多くの予算と多くの人員を必要としていますが、行政区域自体が変わることとなる合併を行うことは、諸施設の配置を見直すよい機会となります。日本が高度成長に沸いた時代、右肩上がりの経済成長が当たり前だった時代も過去のもので、この経済成長に寄りかかって構築されてきた今までの行政のあり方について、これを機に徹底的に見直さなければなりません。

3月1日から行った地区懇談会においては、国、県、そして南伊豆町の財政悪化に対する不安、行政サービスの低下に対する不安が数多く出されております。懇談会は、最終的に23回を数えましたが、回を重ねるたびに町の皆様の不安を一刻も早く払拭する必要性をひしと感じました。南伊豆町の予算は、ここ数年、基金を取り崩すことによって賄われてきております。その基金も、もはや16年度決算見込みで8,000万円程度しか残っておりません。公債費としての支出も、ここ2年から3年がピークとなり、このような状況で南伊豆町には、単独で行政サービスを低下させない基礎体力があると言えるのでしょうか。

市町村合併には可能性があります。最も苦しいであろうこの10年を乗り切り、新たな道を開く可能性です。私は、ここに隣接市であり、生活圏が同一となっている下田市との1市1町合併を提案し、改正された合併特例法による住民のための合併の最後の機会としてとらえ、1市1町による法定合併協議会の設置案を上程させていただくものであります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

藤田喜代治君。

7番（藤田喜代治君） 原案に反対の討論を簡潔に申し上げます。

原案の下田市との合併は、スケールメリットも小さく、また町長の言う下田市との対等の立場であるとの主張も、一般質問で確認をいたしました。極めて不安が大き過ぎると判断をいたします。

よって、今後の大きな合併まで待つべきであると主張し、反対の討論といたします。

議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

谷川次重君。

4番（谷川次重君） この南伊豆の将来を、単独の道を選ぶのか、小さくとも合併の道を選ぶのか、この2日間の議論を聞いていて、最初から単独の道を歩むという意見は別として、合併そのものは賛成であるけれども、もう少し時間をおくべき等の意見に対し、この6月での法定合併協議会設置案を否決することは、とりもなおさず合併しない選択をすることにしかならないと訴え、賛成討論を述べます。

景気が悪い悪いと言われて数年、しかし、しっかりとした会社を築いているトップに共通することは、今のこの景気を普通ととらえるべきであり、ここをベースに会社のあり方を考えていくべきであると言っている点であります。時代が大きく変わろうとしている今、地方自治体も新たな体制、新たな組織を構築すべきときであると考えます。そして、新しい体制を築く時間、体力をつけるために、合併特例債を初め、さまざまな合併支援策が用意されています。

例えば、合併支援策の1つに、住民基本台帳や税金、国民健康保険などの住民サービスにかかわる電算システムの支援というのがあります。賀茂ゾーン地区で運営していた南伊豆総合計算センターは解散になり、今後、下田市と一緒での運営計画になっております。この電算機器を設置するに要する費用が、約5億円とも言われております。合併しなければ、それ

ぞれ単独での負担となりますが、今、合併すれば1市町村に2億5,000万円、特別交付されることとなります。下田市と合わせて5億円、同様に道路支援費とか、あるいは施設の用途がえ費を、つまり稼働率の悪い施設等の民間への払い下げ等の多くの支援策が用意されております。じっくり時間をかけて合併への是非を問うべきであると言いますけれども、今のこの時期を逃すと、もうこのような支援制度はないと考えた方がいいと思うのであります。

次に、国が考えているのは、県と県との合併であり、その支援であり、市町村の合併の今のような手厚い支援、応援はないとの流れであります。法定協議会は、合併が南伊豆町に対していいか悪いかを検討していく機関であり、合併そのものを決議するものではありません。来年3月までかけて、しかも議員の半数近い5名が法定議員に予定されております。下田市と合併支援策等を使ったまちづくりを徹底的に議論し、検討し、その結果を出してから、南伊豆町のために単独がいいのか合併がいいのかを検討し、決めても決して遅くはないと思うのであります。

17年3月に結論を出すには、今後の下田市との協議期間を考えると、今月いっぱいの立ち上げがリミットであり、冒頭で述べたように、ここで否決することは、この合併への道を閉ざすことになるかと訴え、賛成討論といたします。

議長（齋藤 要君） 次に、原案に反対の発言を許可いたします。

保坂好明君。

1番（保坂好明君） 昨日、私は一般質問でも述べましたが、町長が先ほど述べられました住民による合併ということでの申し出があります。それに対して私は、これまでの進め方を見るならばそうは思えないということと、今回の1市1町の枠組みではスケールメリットは考えられないということから、反対の意を表します。

以上です。

議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 賛成の討論をいたします。

小泉内閣の構造改革の1つである三位一体の改革の是非について、我が議会で議論することはよしとしても、これに対する有効な手だてがない以上、甘んじて現状を是認するしかないのが、地方自治体ではないでしょうか。

歳出を削減すべきであるとの意見は正論ではありますが、経常経費のうちの削減可能な補助費や物件費も、ここ数年来、削減に削減を重ねている執行部の苦勞がよくわかります。よ

くわかるだけに、三位一体改革による財源不足、2億9,000万円を補うことの削減を要求することは、不可能であろうことも一目瞭然であります。民間会社のリストラのような極端な人員の削減をし、人件費を極端に削減することは、地方自治体にはできない相談であります。公務員は公僕であることにより、公務員法により身分を保障されているからです。

そのような苦しい財源のやりくりをかんがみて、執行部は最終処分場の建設の延期を決断しました。苦渋の決断であり、断腸の思いの決断であったと考えます。町長に敬意を表します。さらに苦しいやりくりの中、保健福祉センター建設事業を推進されたことにも敬意を表します。加えて住民サービスを落とさない努力をし、鳥獣被害対策等にも腐心した予算編成であり、十分に町民から評価されるものと考えます。変革の時代のかじ取りは非常に苦労があるでしょうが、一方、やりがいもあるのではないのでしょうか。信念を持って、今後の町政をリードしてください。

私は、本年度当初予算案に対し、このような賛成討論をいたしました。予算案は通りました。そして、本会議で合併に反対する議員の意見は、当局は具体的な財政見通しの提示が遅いと主張します。確かに遅きに失する感はありますが、5月31日に提示され説明を受けました。本会議まで十分検討する時間もあつたはずです。また、先ほど述べました今年度の当初予算案の編成方針で、町長から十分な財政的な説明がありました。しかしながら、本議会の一般質問では、合併の是非に関する本質的な議論はほとんどなく、町長の法定協議会の設置に対する提案までの過程に問題があるとし、そのことに終始したことは残念でなりません。当局の提示した財政見通しでは、平成17年度の歳入見通し、36億7,000万円に対し、歳出見通しは37億4,600万円で、歳入歳出差し引き1億3,900万円の赤字と提示し、翌年18年度は5億5,100万円、平成19年度は4億9,300万円、平成20年度は1億7,900万円の赤字、つまり歳入欠陥と提示しています。

これらの提示を批判し、普通建設事業費の見直しとともに、特別職体制の見直し、設置課体制の見直し、事務分掌の見直し、事務執行にグループ制の導入など、抜本的な行政改革を行えば十分自立できるとの、非常に抽象的な主張をしている議員がおりますが、具体的な数値を当局に要求し、当局の提示した数値を批判するなら、批判する者の責任として財源確保が可能であるとするもっと具体的な数字を提示すべきではないでしょうか。

ちなみに、平成18年度の普通建設事業費は4億100万円であるが、歳入歳出差し引き赤字額は5億5,100万円が見通され、普通建設事業費4億100万円のすべてを削減しても、なお1億5,000万円の赤字、つまり歳入欠陥が見通されます。これらの当局の見通しに対し、具体

的に財源を提示し、数値を明示すべきであります。将来、町民サービスを低下させないで、また町民負担の増加を抑えて、町の運営をするための具体的な数値を明確にすべきではないでしょうか。

これから、毎年予想される約3億円もの財源不足を具体的に補う財源や方策があるなら、これは当局に進言すべきであります。繰り返しますが、町当局は南伊豆町の財政の見通しを具体的な数値として提示しています。少子高齢化社会はいや応なく、我々の生活を変化させ、また政治体制も変化させるほどの厳粛な事実であります。真っ向から具体的な財政数字を提示し、また地方分権のあり方を議論すべきではないでしょうか。

昨日、住民1人当たりの借金の比較で、非常に珍妙な意見が披瀝されました。起債の中の過疎債は、起債として計算しないような意見でありましたが、普通交付税とは別に過疎債の返済財源が国から交付されるのであれば理解できますが、過疎債の返済財源も普通交付税に算入され国から交付されます。下田市と比較した住民1人当たりの起債から、南伊豆町の住民の場合は過疎債分を差し引く等の議論が通るのでしょうか。これは理解に苦しみます。

さらに、基金残高を差し引くと、住民1人当たりの起債残高は下田より数段上であり、財政状況も数段上であるとの主張でしたが、基金残高は本年度末で、財政調整基金は約8,000万円程度になり、17年度に予想される3億円の財源不足を補えない状態であることは、議員としては当然承知していることであると考えます。

目的基金である庁舎建築基金を取り崩さなければ予算編成もできない状況で、他市町村との財政状況を比較しても、財政状況の悪さは五十歩百歩程度の差しかないことは事実であります。財政がすべてではありませんが、民主政治は国王から徴税権を奪うところから始まりました。住民ニーズに十分とは言わなくても、必要な財源のないところでは政治は成り立ちません。財政的に単独、自立が可能であるなら私も合併には反対です。しかしながら、南伊豆町だけで、将来、住民ニーズにこたえるだけの財源の確保は困難であると考えます。財源のないところで、福祉、環境、医療等の政策を論じても絵にかいたもちにしかすぎません。

共立湊病院問題が合併と一緒に議論されますが、7市町村の意向もあり、南伊豆町の考えのみでは問題の解決はできないと考えるべきで、下田市との合併問題とは切り離し、議論される問題であります。

最後に、平成16年5月26日付、静岡新聞の時評に掲載された静岡文化芸術大学文化政策学部同大学院教授である坂本光司氏の『合併から逃避するな。求められる市町村長、議員の見識』を朗読紹介し、下田市・南伊豆町法定合併協議会の設置に対する賛成討論といたします。

時評『求められる市町村長、議員の見識、合併問題から逃避するな』

昨年3月まで74あった静岡県の市町村数は、その後、新静岡市、御前崎市、そして伊豆市の相次ぐ誕生により現在69である。そればかりか、現在、各地域で合併に向けての協議会や準備会が活発に動き出しており、計12市町村が関係する浜松地域や、2市2町が関係する志太地域等が、多くの住民が期待する枠組みと、期日までに合併したとすれば、平成17年3月末における県内市町村数は、現在の半分以下の33になる予定です。

順調に進んでいるやに見える静岡県の市町村合併ではあるが、残念ながら一部市町村においては、明らかに市町村長や議員の誤解、錯誤、甘えと言わざるを得ない著しい時代認識を欠いた言動が見受けられる。その大半は、今日のおらが町の財政力は豊かであり合併は必要ないとか、借金の多いあの町と合併すれば損をするとか、あるいはあの市町村長とはウマが合わないとか、さらには夢にまで見た居心地のよいポストを失いたくないと言っているのに等しい、これが本当に選ばれた人たちなのかと疑わざるを得ない言い分である。こうした合併から逃避せんがための言いたい放題の言動は、国、県が強く進める社会経済構造改革の一環としての今日の合併の真の意味を、本当に理解、認識しているのであろうかと正直疑わざるを得ない。

議長（齋藤 要君） 梅本君、簡潔にお願いします。

6番（梅本和熙君） 簡潔につて、これ討論ですよ。討論ですから。

言うまでもなく、今日の合併の真の意義とは、少子高齢化社会の本格的移行に伴う、構造的税収不足と構造的行政需要の増大という相反する課題解決のための準備であり、また、生活者の利便性向上のための生活権と行政権の一体化であり、さらに言えば、地方分権の拡大や地域間競争の激化に備えた行政力の充実強化等である。

もっとはっきり言えば、今日の合併は恵まれた今日のためではなく、不確実な明日のためであり、また単に1市町村の問題等ではなく、行政域を超えた生活圈全体の問題であり、さらに言えば、市町村長や議員の好き嫌いや保身のため等ではなく、圧倒的多数の善良な住民、とりわけ弱者のためなのであり、このことこそ為政者は肝に銘ずるべきである。というのは、限りある血税を弱者にこそ振り向けることが強く求められてくるこれからの時代、行政コスト、行政力、行政サービス、そして医療、福祉を含む生活の利便性等、市町村の魅力の指標は明らかに規模の経済が成立しているからである。

事実、例えば、市町村の歳出決算額を住民数で除した、いわゆる行政コストを計算すると、県内の人口規模10万人以上の8市の平均値は29.7万円に対し、それが2万人台の10町の平均

値は35.3万円と高くなるといったぐあいである。その意味であえて言えば、一定の集積のある大都市ならいざ知らず、地方の小さな市町村の合併は、町村長や議員等が好むと好まざるとにかかわらず、今や不可避と言っても過言ではない。みずからの保身や勝利のため、まことしやかな情報を垂れ流し、つくられた民意や、物を言わせずつくられた民意は、決して真の民意ではない。

以上、賛成討論でした。

議長（齋藤 要君） 次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 本議案に対して、反対の討論を述べます。

南伊豆町、下田市合併については、一昨日、昨日と2日間にわたって、議場にいる11人の議員のうち8人の議員が、この問題を質問に取り上げ、さまざまな立場を持ちながらも正面から議論を行い、この問題に対する掘り下げを行いました。

この中で、明らかになった問題点は大きくいって2点あると思います。1つは、合意形成のプロセスが余りにもずさん、でたらめであるということであります。2つ目は、内容そのものに重大な問題点、あいまいさ、矛盾があるということであります。合意形成のプロセスについては、議論の中で出されよう、町の合併の問題は50年に一度あるかないかの重大な問題である。かつて、6カ村が合併して現在の南伊豆町になる過程で、かんかんがくがくの真剣な議論がなされてきたことが紹介されました。その過程の上に、今日の南伊豆町があります。

それに対して、今回の合併の問題、さかのぼれば7市町村の合併から東伊豆町の離脱、西伊豆2町1村の離脱。そして、昨年12月、下田・河津・南伊豆町合併協から、これが河津の離脱表明とともに解散の事態。こうしたことが、過去2年にわたる経過、議論の中でありましたが、ここから真剣な教訓、議論を求めることなしに、今回提案されている下田市・南伊豆町合併は、3月から4月に開かれた23地区の懇談会でも、3月議会でも、町長は下田市と合併する意思を明確にしないで、水面下で下田市との交渉を進めてきた事実が明らかになりました。

そして、地区懇談会、4月20日終了直後の4月28日の全員協議会で、いきなり下田市との合併方針を表明、議会での議論、合意のないまま、さらには住民への説明もしないまま、下田市長と合併合意の記者発表を行ったのであります。さらには、専決処分任意協議会を進めるといふ独断専行を行ったのであります。ここには、議会の答弁で住民本位の合併を進め

る、あるいは議会と意思疎通を図って進めるといった町長答弁とは全く違う実態がありました。

こうした独断専行を許すうちに、議員の中に町長の執行権を理由に、専決で任意協議会推進を助長する向きがあったことは、厳しく批判されなければなりません。堂々と議論をすべきでありました。町民全体の生活にかかわる町の方向決定に当たって、住民の選択権を保障する住民投票について、町長は東伊豆町の住民投票での合併反対が、絶対得票数を引き合いに出して、40%程度だ、これでは責任がとれないなど、やる気のない姿勢の理由に徹しました。これに対して、住民本位の合併と答弁した岩田町長が主催した懇談会の参加者だけでも有権者のわずか7%、合併賛成を表明した意見だけでも0.2%という数字でありました。住民投票を拒否する一方で、最終的に責任をとる首長の存在を言っている町長が、合併について説明できないことを、みずからさらしてきたことが明らかになったと言わざるを得ません。これらのことは、間接民主制、議会制度を持つ地方自治の中で、住民自治の見地を全く顧みない、極めてゆゆしき事態と厳しく批判されなければならないのであります。

さて、合併の根拠、内容については、国の財政困窮、財政が大変、予算が組めないからだという答弁に終始し、内容についての言及はまともな答弁ができない状態でありました。こうした国の財政の理由の1つに三位一体の改革、これが言われてきました。しかし、これは甘んじて受け入れなければならないものでしょうか。5月25日、全国知事会長の呼びかけで、武道館で自治体の首長、そして議会議長の会合がありました。三位一体というのは、そもそも骨太の方針の中で、国が今までの国民の税の使い方を本格的に改めるとは別に、国民や自治体に負担を押しつけるものであります。しかしながら、その三位一体そのものも、税源移譲をきちんとやらないで、今度の16年度予算編成を迎えさせたということに、全国の3,000余の自治体を挙げて、これに対して厳しい批判と注文をつけてきて、三位一体そのものも悪いけれども、その三位一体そのものがやられていないというのが現在の実態であります。

こうした認識や、あるいは全国の自治体、住民を代表する議会議員の声が全く欠落して、三位一体の誤った現状に甘んじてこの道を進んだら、とんでもないことになるのであります。財政の問題については、今までどおりの財政執行をした場合でも、南伊豆町が財政再建団体に陥る要素はなく、むしろ求められる行財政改革を、一步一步、計画的に進めていけば、合併をしなくても立派に南伊豆町を後世に伝えていけることも明らかになりました。

この問題については、全国の自覚ある自治体の執行部は、合併した場合、しない場合、財政シミュレーションをきちんと立てて、そしてそのことには、行財政改革をきちんとする。

合併を主張する現在の町長が、10年を先に合併しても、我慢していけば先が明るく見える。ならば、合併しない今の状態でも、これをきちんと住民説明を果たして進めていけば、これは明らかになります。全国の自治体は、そうした数字をみずからが住民に対して、議会に対してはもちろんです、提示をしてこの選択を求めているのであります。

こうしたことが、南伊豆町では全くされていない。しかも、提示された南伊豆町の財政見通しは、今までのやり方でそのまま物事をやったという計画であります。ここには、言葉では行財政改革を言いながらも、国に対する自治体のリストラを受け入れはするものの、みずからが進んで積極的に行財政改革の先頭に立つ意識が、極めて希薄だと言わざるを得ません。その証拠に、今年度予定している保健センター、これまで保健センターの基金、福祉振興基金は2億4,000万、積み立てられています。ところが、これを充当しないで、新たに2億4,000万円の借金をする。さらに、公共事業についても借金を重ね、今年度予算、新たに4億円の借金をする、こういう事態であります。一方で、高齢者へのバス券はすべて廃止にされました。こうした点からも、行政サービスを守り、行政改革の提案をしている。こうしたことが、全く空虚なものと言わざるを得ないのであります。

議論の中で、共立湊病院の現在地での存在が、合併をした場合、守れないことが明らかになりました。半島先端のこの地は、この共立湊病院、前身である海軍病院ができるまで、住民のまともな医療をする機関はありませんでした。戦争後、この病院が国立病院として国民に開放されて、この半島先端の過疎僻地に住む南伊豆町住民に、命のよりどころとしての病院ができました。

国は、むだ遣いの財政のもとで、国立病院を放棄して、押しつけて、確かに7市町村の管理になりました。しかしながら、歴史的な経過から、150床の病院があることで、この地にベッド数を持つ民間の病院がない。こうした事態から見ても、7つの病院の経営ではあっても、その半分近くが南伊豆町住民の負担で持っており、しかもこのベッドのある病院をなくせば、南伊豆町民の命のよりどころは奪われてしまうのであります。

合併を推進する下田市のねらいが、特例債を使って庁舎など箱物の建てかえを行うということが、この間の報道でも明らかになっております。財政危機の中で、真剣にみずからの自治体の足元に目をやって、そして何をしなければならぬのか。時代の流れや、今の実情の中で、どうあり方を考えなければいけないのか。それは、単純に公務員の削減の問題だけではありません。自治体職員の適正な見直しが必要である。

しかしながら、合併のパートナーにしている下田市の財政に一言、言及すれば、いわゆる

リープロ、ベイステージ、箱物の返済だけで、昨年度から単年度で2億6,000万円の借金返済がある。それに管理費を入れれば3億数千円、この血税が一般財源から持ち出しになる。南伊豆町でいえば、毎年、保健センターをつくっているような状態。経常収支比率は89.1%。こうした事態を真摯に正面から向き合ってみ詰めてただしていく。

下田市は、19年度には財政再建団体適用の指数が明らかになるのであります。これに正面から立ち向かって、みずからがやってきた道のりと現状を、これを変えていく手だてをせず、南伊豆町がなくなる合併を、これを進めて、そして合併をすることによってできる特例債、借金、これによって地震対策、老朽化した建物を建てよう。ここには、合併の本音、合併して行財政改革ではなく、新たに借金財政を生み出すものでしかないことが明らかになっており、このことは一部の住民、下田市、南伊豆町の一部の住民というよりは企業にとって利益はあっても、南伊豆町の住民と下田市の住民にとっては、何のメリットもないことが明らかであります。

こうした点から言えば、住民の命の問題から生活の問題に至って、南伊豆町・下田市合併、南伊豆町住民にとっては何一つメリットがないばかりか、これがむしろ増税など、負担がふえる方向であると言わざるを得ないのであります。

今日、深刻な不況のもとで、半島先端の南伊豆町、必死で生活をしている実態が明らかになっています。私は、住民と真に力を合わせて、この不況の中、困難を乗り越え、南伊豆町を将来につなげて、自立のまちづくりを進めるためにも本合併は見送って、議員諸氏が大同団結をして、住民の声に依拠して真剣に町をつくっていく、このことを呼びかけて、私の反対討論といたします。

議長（齋藤 要君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者はございませんか。

清水清一君。

2番（清水清一君） 反対討論させていただきます。

住民のための合併と言っておられますけれども、住民、特に弱者でございますけれども、昨日の一般質問でもありましたけれども、共立湊病院、もし合併した場合、なくなる可能性が十分に大きい。移設されてなくなってしまうと。この南伊豆、病院がなくなるということは、高齢者、若年者、皆さん、困る話でございます。

もし、合併したときに、この町も同じ一つの町でございます。その同じ市内でございます。

ですけども、ここに病院がないということ自体はどう見てもおかしい。ですから、病院がなくなることを承知するような、この合併協議会には反対いたします。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ありませんか。

漆田修君。

8番（漆田 修君） 私も、反対討論をいたします。

一昨年の6月議会においても、3市長による合併の討論の席でも、同様の内容を申し上げたんですが、反対の意味ですね。本来、第27次地方制度調査会の中間答申が出る直前に、各自治体、その当時は3,000ぐらいございましたけれども、その市町村がにわかに関合併の方向に実は動き出したという事実がございます。

それは、なぜか。一昨年の討論でも私は申し上げましたが、その発端の出来事というのは、そこまで実はさかのぼって考える必要があろうかと思えます。今議会においては、昨日と2日間にわたって合併問題をいろいろ執行者との間で議論しましたが、私はつまるところ、3月議会でも申し上げましたが、合併の整合性のコンセプトは何かと問い合わせたところ、実は町長は30分余りも答弁ができなかったんです。そのコンセプトそのものを理解していなかったということです。そういう状態で合併を推進しようといっても、私は非常に疑問と不安を感じました。

財政の問題は、確かに各全国の市町村においては、そういう問題は共通に抱えているわけですが、この南伊豆町だけではありません。その自立改革の議論が先行しているなら、私はある程度、町民の方々も、職員もそれは理解できると思うのでありますが、その辺が皆無の状態でありました。どうしようもないから合併をしなければならないという議論は、それを支持する方々は特例債の恩恵に預かる産業界の方々とか、ごく限られておるわけでありますから、本当に住民自治という立場、すなわち住民自治というのは、先ほど町長が言いました、説明のところで申し上げました、行き届いた行政サービスと、それから財政の効率、行政の効率を上げること、これがすなわち住民自治なんです。それで、住民自治イコールが合併の整合性のコンセプトなんですよ、それを3月議会で答弁できなかった。3月ですよ、ことしの。ということは、下田市との合併の話、外堀としてある程度埋め始めた状態であります。そういう状況にありながら、今回、私は昨日の一般質問でも言いましたが、何かに取りつかれたように合併を進めていると、それに私は非常に不安を感じるわけですよ。

そういうもろもろの状況が実はございます。もう2年半前から、こういう議論はしており

ますので、私は終始一貫してこのことについては、私は本来を言いますと合併は賛成なんですよ。自治体が自己完結的に、今、この賀茂郡下でやっておりますような、広域行政が一つの自治体でできるような規模の、要するに特例市ぐらいの規模の合併は、私はもともと賛成なんです。そして、それらを行政指導している都道府県をなくすと。それで、小さな政府をつくるという一つの大きい自治のあり方について、私は合併に対しては賛成しておりますけれども、小さくなればなるほどノーなんです。そういう意味で、私は今回のこの提案に対しまして反対の討論といたします。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第56号 下田市・南伊豆町合併協議会の設置については、原案のとおり賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成少数です。

よって、議第56号議案は否決されました。

ここで、全員協議会を開きたいと思いますので暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時30分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開をいたします。

議第57号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第57号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第57号の提案理由を申し上げます。

本案は、議第56号議案の結果を踏まえて、補正予算額3,594万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,774万5,000円としたいものです。

今回の補正の内容は、前号の議案との関連によりまして、下田市・南伊豆町法定合併協議会負担金をゼロ円に修正し、子育て支援のための次世代育成計画策定委託料150万円、焼却施設等補修工事1,323万円及び三浜小学校整備工事1,400万円が主なものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、内容説明をさせていただきます。

13ページをお願いします。

歳出、2款総務費、6項企画費26万3,000円を補正したいものでございます。備品購入費26万3,000円ですが、コンピューターウイルスの防御のウイルススキャンを購入したいものでございます。

1項10目、地域づくり推進事業72万円、原材料費、コミュニティ施設整備原材料27万円、コミュニティ施設整備補助金45万円でございます。

次のページをお願いします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費19万8,000円の増、役務費2万8,000円、負担金補助及び交付金13万円、これにつきましては日本赤十字社の1500ccの自動車の配分がありまして、それに対する自動車損害保険料と負担金でございます。負担金につきましては塗装の、名前を入れたり、あるいは登録手数料でございます。社会福祉事業につきましては、報償費3万1,000円、手話通訳者派遣謝礼、それから9旅費9,000円、費用弁償でございます。

2 項 1 目児童福祉総務費150万円でございます。次世代育成計画策定委託料でございます。15年7月制定の次世代育成支援対策推進法、並びに少子社会対策基本法に基づきまして、小学校低学年以下の少子化対策の委託料でございます。子育て支援等の支援計画の策定の委託料でございます。手石保育所運営事務3万2,000円、くみ取り料でございます。

4 款衛生費、2 項 2 目塵芥処理費1,323万円、焼却施設補修工事750万でございますが、定期点検によりまして補修工事をしたいものでございます。ストーカー、あるいは耐火れんが、バグフィルター等でございます。ごみクレーン（天井走行）補修工事573万円、これにつきましては、ごみクレーンのバケットの更新でございます。

3 項 1 目上水道費98万円、負担金補助及び交付金で、大瀬簡易水道の補助金、3分の1分でございます。

5 款農林水産業費、1 項 2 目農業総務費3万円でございます。負担金でございます。農業振興費22万7,000円、これは修繕料でございます。

3 項 3 目漁業集落排水事業、繰出金でございまして10万円でございます。妻良漁業集落環境整備事業特別会計繰出金でございまして、100万円の町単工事に対する負担金でございます。

6 款商工費、1 項 3 目観光費61万円の補正増、負担金補助及び交付金でございまして、青野川ハゼつり大会の補助金でございます。これにつきましては、イセエビ祭の減少傾向を補完したいということで、新たに計画したものでございます。

8 款消防費、1 項 2 目非常備消防費46万6,000円、消防団員退職報償金でございます。先ほどご審議いただきました、条例改正の実施でございます。分団長以下24人分でございます。次のページをお願いします。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費49万8,000円、需用費13万円、負担金補助及び交付金36万8,000円、これにつきましては小中学校放課後学習支援補助金、学力低下対策として、100%の補助を受けて7月から実施したいものでございます。

教育研修費10万円、需用費でございますが、新しいALTが女性となります。その関係上、寝具等の購入でございます。

2 項 1 目学校管理費、小学校管理事務でございますが、役務費2万4,000円、工事請負費1,437万円、このうち三浜小学校補修工事、これにつきましてはグラウンドの整備工事でございます。土木、暗渠排水の工事を2,850平米、行いたいものでございまして1,400万円でございます。小学校維持補修工事37万円、これは学校衛生管理の関係上、給食室の便所の手洗

いの設置を義務づけられました関係上でございます。

2項1目南中小学校管理事務、備品購入費39万9,000円、給食用の冷蔵庫の買いかえでございます。老朽化のためでございます。小学校教育振興事務1万5,000円、教育研究会負担金でございます。

中学校費、中学校教育振興事務、負担金補助及び交付金6,000円でございます。

4項1目幼稚園費125万8,000円の増でございます。教諭の産休・育休に対する臨時的教諭分の賃金、社会保険料でございます。

5項1目社会教育総務事務69万3,000円の増でございます。需用費15万円、それから13委託料54万3,000円、これにつきましては学社連携奉仕・体験活動推進事業委託料でございます。児童のボランティア活動の推進をしたいものでございまして、ボランティアの受け入れ先と供給先、学校側との協議会を持ち、土曜日、日曜日、夏季の夏休みの期間の児童のボランティア活動を応援するものでございます。

5目生涯学習推進費22万3,000円、委託料22万3,000円でございますが、子育て支援ネットワーク推進事業費40万円の減、これにつきましては50%補助を廃止いたしまして、家庭教育支援総合推進事業委託料62万3,000円、これは100%の補助でございますので、これに乗りかえるものでございます。家庭教育支援を行い、ふるさと学級、あるいは学童保育、育児サークル等の委託料でございます。

9ページをお開きください。9ページにつきましては修正させていただきました。

10ページをお願いいたします。

県補助金でございます。2款2目民生費県補助金2万6,000円、手話通訳者派遣事業補助金でございます。3分の2の補助金でございます。

教育費県補助金、社会教育費補助金96万6,000円、先ほど申し上げました子育て支援ネットワーク事業補助金20万円の減、学社連携奉仕・体験活動推進事業費補助金54万3,000円、家庭教育支援総合推進事業費補助金62万3,000円でございます。学校教育費補助金は36万7,000円で、放課後学習支援員事業費補助金でございます。これにつきましては、南中小と南伊豆中が研究校となっております。

それから、繰越金につきましては、修正させていただきます。3,411万7,000円でございます。

7ページをお願いいたします。

補正額につきましては3,594万2,000円で、49億6,774万5,000円としたいものでございませ

て、補正額の財源内訳でございます。国県支出金が135万9,000円、その他が46万6,000円、一般財源が3,411万7,000円でございます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

2番（清水清一君） まず、この予算書を見ますと、教育費でございますけども、20ページにございます工事請負費、三浜小学校グラウンド整備に1,400万をかけて直すという話なんですけれども、グラウンドを直すのはいい話なんですけれども、直す原因がおかしいのではないかというふうに思われます。

つい、この間、三浜小学校、できたわけでございます。3月10日前に完成して、生徒が移られて運動してございます。それから、現在まで3カ月ぐらいですね。この間に、グラウンドがだめだということ自体がおかしいという話なんです。なぜならば、重機が入ってあの建物をつくった。グラウンドの中で重機が走り回って、それでグラウンドがだめになった。それは業者責任でございます。最初は、グラウンドは悪いことはなかったと思ひまして、聞きましたところ、昔はいいグラウンドでしたという話でした。ですから、どう見てもこれは業者が、生コン車が走ったり、あるいはクレーン車が行ったり、バケットが行ったりという話で、踏み固まってくちゃぐちゃになったという考えがあります。そういうものは、民間で考えれば業者責任で直そうと考えます。ですから、これについて、今、僕はそう思うんですけども、当局の考えはどう思いますか。

議長（齋藤 要君） 事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木 勇君） 三浜小学校のグラウンドが排水不良となっておりますが、もともと三浜小学校のグラウンドには暗渠排水がありました。これが施工後、大分年数を経ておりまして、下水漏れをして機能が低下していたということがあります。それに、学校建築で資材置き場として使用されたものですから、さらに悪化したということでもあります。

学校建設に当たっては、子浦地区、平地が少ないために、学校のグラウンドを資材置き場として使用せざるを得ないような状況にありまして、そのような条件のもとに設計をしております。でありますから、学校建設計画の中に、当初の計画ではグラウンド整備も事業にも一応は含まれていたんです。ところが、そのグラウンド整備をしますと、平成15年度中に完成を見ることができないということで、その工事相当分は削って、グラウンドと一般の工事

をしたものでございます。

その工事が終わりました、様子を見ましたけれども、やはり排水不良はあるということで計上したものでありまして、これを業者の責任にするのはちょっと酷だと思います。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） 要するに、業者の責任にするのは酷だという話かもしれませんが、これは全額やる方がおかしいのではないかと。幾ら資材置き場が狭いからといって、どんどん使わせてもらうという話ですけれども、そういう契約だったかもしれませんが、全額はどう見てもおかしいような気がします。半分ぐらいとか3分の1ぐらい、業者の責任にさせるという話はできないのでしょうか。

議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木 勇君） ただ、グラウンドを資材置き場にできなかった場合に、例えばもっと離れた場所を資材置き場にして、そこから小型車で運んで建設したとすると、その建築費ももっとかかったと思います。その点を考慮すれば、やむを得ないのではないかと。

議長（齋藤 要君） ほかに。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） これに関連して、工事に当たって、暗渠排水だけではなくて、工事によってこの傷みが予測される、そういうものに対して仮設費ですね、これはどの程度見られていたのか、それはわかりますでしょうか。仮設工事費ですか、ちょっと専門的な……。それはわかりませんか。

議長（齋藤 要君） 事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木 勇君） 直接工事費に対する割合で算出する部分もありますし、特殊な事情があれば、それはさらに個別に積み上げて上乘せするということもあります。今ここではちょっと率については……。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 14ページの次世代育成計画策定委託料について、学童保育の対策だというふうな説明をされたんですけども、もう少し担当の方から詳しい説明をいただきたい。昨年の末に、アンケート調査、そうしたものをやられていますけれども、担当の委員会でその内容をちょっと把握していないので、できればそうしたものについての資料も含めて提示いただきたいと思っておりますけれども、今の内容について詳しく。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 次世代育成計画の策定につきましては、昨年、アンケート調査を行いまして、まだ県の方からその資料が届いておりませんので、詳しい話はちょっと今できません。今年度、補正に委託料をとりまして、業者見積もり合わせによりまして業者を決めて、それから今言いましたように小学校3年生以下ですか の子供たちの学童保育を含めた中で、これから委員会を立ち上げまして検討したいと思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに。

漆田修君。

8番（漆田 修君） 先ほど、2番議員の方から三浜小学校のグラウンドの補修工事の件がありましたけれども、さきの体育館と本校舎の躯体工事の関係の国県補助は、グラウンドについては最初から想定していないで、一般財源でやろうというぐあいに考えていたんでしょうか。それと、例えば共通仮設の比率は、対数表はありますけれども、直接工事費に対する共通仮設の仮設道路分とか仮設建物とかそれぞれ対数がありますね。それによって、例えば予算計上したとしますね。それらについても、当初から一般財源から充当するんだよという解釈、担当の所管としては考えていたんでしょうか。

議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木 勇君） 学校建設に当たっては、すべての工事が補助対象となるものではなくて、これくらいの規模の学校ですと、ちょっと私金額までは承知しておりませんが、補助単価というのがあって、相当額の部分が補助で見られない、一般財源であるべきものがあると。このグラウンドの工事については、補助対象には、仮に入れましても、その分だけ他の工事費が補助対象から外れるということでありませう。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） これは建設工事を請け負うときに、これは専門家、何人かいますけれども、それぞれが実行する請負金額に対する企業の利益部分を差し引いた部分を逆算して実行予算書というのをつくるわけですよ。対施主に対するものについては、共通仮設率は当然出ていますので、それは対数に基づいて算定されますけれども。これが例えば共通仮設費として、実行予算上、計上されてあるのであれば、その範囲内においては、あの工事についてはJVでやりましたけれども、その3者がそれぞれを負担するんですが、そもそも1,400万ですか、その金額そのものが足りないから、施主の南伊豆町さん何とかしてくださいと来た

のが一般的な話だと思うんですね。ですから、こういう形で補正で上がったと思うんですが、それは業者からそういうふうにしてくださいと要請があったんですね。大体当初予算のどのくらいだから、何とかしてくださいよと、そういう話だったんですか。

議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木 勇君） グラウンドの整備工事については、当初から全く予算内容に入っておりませんので、計画にはありましたけれども、16年度に何をしようということ。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） それはわかりました。1つわかりました。ところが、その工事の施工の途中で、例えば資機材の搬入とか、資材の置き場について、グラウンドにそういうものを置くことを容認したということは、それだけ直接工事費を、それだけ下げようという意図はさっきの答弁で、それは理解しますけれども。そういうことを総合しますと、そうすると一般財源、ここで1,400万を仮にそれを充当して、さっき清水議員が言いましたけれども、JVの業者におまえらもっとまけると、切りのいいところでいろいろまけらっしゃいと、そういう交渉はしましたか。

議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木 勇君） この予算計上額は、請負業者は決まっておりますので、そんな交渉はしておりません。設計事務所がやった設計なんで。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 3回目なので最後にします。

一般的に建設工事の場合は、官庁とか学校ももちろんそうですが、それを施工した業者が当然指名に入るのが一般的なんですよ、建設業界の通例としましてね。そうすると、この数字の積算の根拠というのは設計事務所なんですよ。ところが、施工する段階で、そういう交渉はすべきなんですよ。すべきだと思います。ですから、設計書の数字はあくまでも予算上ですから、1,400万、予算計上したとしても、1,000万で上がれば、次の補正予算で、例えばそれを繰り入れ処理すればいいわけでしょう。そうでしょう。ですから、私はそういう行政側の努力も、当然そういう交渉の余地があるんだと思いますけれども。それはちょっと、これ最後の質問になってしまうので、要望として言うておきます。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかにありませんか。

石井福光君。

11番（石井福光君） 単純な質問で1点だけお伺いしたいんですが、これは私が正確に見たわけではないんですが、16ページの焼却施設維持事業の中で2点ばかりあるんですが、実際それにかかった金額というのは少ない額だと思いますが、過日、何か焼却の中で1メートル50ぐらいの鉄が入ったために、それが攪拌したために、あめのようになって機械が停止したと。それに対してある業者は、そこで当然それは修理したと思うんですが、それは事実なのか私はまだ確認してないので、そういう事実があったのか。

要するに、なぜ、私が質問するかということは、やはり焼却炉の施設についての予算は毎年、何千万という金がかかっているわけです。その一環として、やはりどこにミスがあったのか、管理体制の中で、多分それは外部の人が持ってきて、それをちょっとずつ入れるわけですね。そのときに、下の方にあって監視ができなくて、そういうものが出たために機械が故障したんだと思うんですが、その辺について今後そのようなことがない、要望なんですが、まず1点、事実があったんですか、なかったんですか。

議長（齋藤 要君） 生活環境課長。

生活環境課長（石井 司君） 昨年のことですが、確かに鉄筋が入っておりまして、灰を運搬するところが壊れたというふうなことは聞いてございます。それは、私どもとしまして、今のストーカーに直接持ち込みまして搬入するという体制になっておりますが、やはりチェックできないというような状況でございます。それですので、今後そのようなことがないように努めたいというふうに考えてございます。

また、最後の方に言われましたが、やはり莫大な運営費がかかっているということは事実でございます。私たちの方も、この間、石油が上がると、また運営費ということで、特に今後、問題がありますが、これについても業者とじっくり協議しまして、機械補修の経費を削減しながらやりたいと思っております。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） そういうことの中で、課長、管理体制の問題があったと思うんですよ。その辺のところは、十二分に注意して、なるべく金のかからないような運営をしていただいて。これは要望でございますので、了承しました。

ありがとうございました。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） なかなかちょっと難しいんですけども、全体として賛成ではあるんですけども、今、議論された三浜小学校の補修工事に関しては、今、担当についている課長がつく前の段階で設計、そして工事が終わっているという状態でありました。ただ、まだこれが発注されている前の段階で今の意見が出されました。業者に対する責任というか、積算の段階からの検討、これはまだやれる余地があるということで、この点は、今、出た議員の意見を反映しながら、それを精査して業者に対して対応していただきたいと。そうした点で、条件つきながら見守っていきたいと。

それと、学童保育対策については、若い世代の中で切実な願いが今日でも寄せられております。この不況の中で、本当に頑張って子供を育てていこうという声。私も小学校低学年のPTAの中で、毎日のようにそういう声が寄せられている。子供を守っていく社会のあり方というのは、日本中のいろいろな出来事からも、本当に重視していかなければならないということなので、ぜひアンケートの結果なども議会に提示しながら、意見を拝聴して進めていただきたいと、この2点について改めて指摘をしたいと思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論をする者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第57号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第57号議案は原案のとおり可決されました。

議第58号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第58号 平成16年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第58号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ100万円増額し、歳入歳出予算総額を2億1,072万5,000円とするものです。

10ページ、歳出補正の主な内容は、13節委託料の設計施工監理委託料316万8,000円を減額、これにつきましては静岡県管理公社に委託するものですが、当初見積もりから、現場施工監理や、検査の補助等、職員のできる内容を減額し、対応させていただこうとするものです。地質調査委託料は450万円の増額をしまして、水道配水池設置予定地と集落内のボーリングを4カ所実施しようとするものであります。また、設計委託料を900万円増額し、配水池の実施設計を行う予定となっております。

15節工事請負費におきましては、委託料の増額分1,033万2,000円を集落環境整備工事費から減額するものであり、町単集落環境整備工事につきましては、現場を調査したところ、増額が見込まれるため100万円の補正をお願いするものです。

歳入につきましては、町単集落環境整備工事、100万円の増額に伴い、受益者負担金30万円、一般会計繰入金10万円、起債60万円を増額とさせていただこうとするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もございませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第58号 平成16年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第58号議案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出書について

議長（齋藤 要君） 日程第18、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員長、第1常任委員長及び第2常任委員長から、会議規則第57条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

動議の提出

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） 動議を求めます。

議長（齋藤 要君） 清水君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 「行政改革特別委員会」の設置を求める動議でございます。

国庫補助金の削減、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分のあり方を、三位一体で検討し、真の地方財政の確立を目指す国の方針の中、南伊豆町は主体性や独自性を発揮するためにも、みずからの判断と責任に基づき、地域経営を行うにふさわしい行財政改革が求められ「自立し得る自治体」を検討すべきものと考えます。

住民の行政サービスを維持・向上させるためにも行財政改革は不可欠であり、こうした点から、特別委員会を設置し検討していくことが必要であると考えます。

よって、今議会において行財政改革特別委員会の設置を求めます。

以上です。

議長（齋藤 要君） ただいま、清水清一君より、「行財政改革特別委員会」の設置を求める動議が出ました。

賛成者がありますので成立をいたしました。

この清水君の動議を議題として採決をいたします。

この動議のどおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、この動議は可決されました。

ここで、全員協議会を行いたいと思いますので暫時休憩をいたします。

清水清一君から動議が出されました案件につきまして、追加の案件と認めまして、ここで全員協議会を開きたいと思いますので暫時休憩をいたします。

6番（梅本和熙君） 議長、全員協議会じゃないでしょうか。提案理由の説明がまだないから。それから後の全員協議会でないとおかしいじゃないですか。

議長（齋藤 要君） 提案説明。

6番（梅本和熙君） 質疑をとる前に全員協議会に入るのはいいでしょうけれども、提案説明が全然出ていない。動議の採択はわかりますけれども。

議長（齋藤 要君） では、清水君、前で説明してください。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 行財政改革特別委員会の設置を求めるところでございます。

国庫補助金の削減、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分のあり方を、三位一体で検討し、真の地方財政の確立を目指す国の方針の中、南伊豆町は主体性や独自性を発揮するためにも、みずからの判断と責任に基づき、地域経営を行うにふさわしい行財政改革が求められ「自立し得る自治体」を検討すべきものと考えます。

住民の行政サービスを維持・向上させるためにも行財政改革は不可欠であり、こうした点から、特別委員会を設置し検討していくことが必要であると考えます。

よって、今議会において行財政改革特別委員会の設置を求めます。

以上でございます。

〔 「議長、質疑を求めてください」と言う人あり 〕

議長（齋藤 要君） 質疑を求めます。

梅本和熙君。

6 番（梅本和熙君） 行財政改革特別委員会を設置するということには問題はないんですけども、具体的に何回程度の委員会を開いて、予算をどの程度のことを考えているのか。この辺のところをはっきりさせていただかないと、こういうあいまいな提案で賛成というわけにはいかないわけで、この辺のところを提案者はどのように考えられますか。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 何回程度と言いますけれども、きょう最終日でございます。閉会中審査を考えております。それにつきましては、議員の皆さんの話を聞いてきちんとやりたいと思っています。私が、まして委員長になる予定ではございませんけれども、ほかの委員が決まった段階でやるわけでございます。まして、予算につきましてはこれは……

〔 「議長」と言う人あり 〕

2 番（清水清一君） 待ってください。

〔 「答弁になってない」と言う人あり 〕

議長（齋藤 要君） 答弁しているじゃない。

〔 「答弁になってない。回数と言っている。どれぐらいの回数で具体的な関係の中で……」と言う人あり 〕

2番（清水清一君） 設立になってからの話でございます。

〔「まだ設立してないよ」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 設置を求める以上、具体的な提案がなければ、我々は何も質疑もできないじゃないですか。全員協議会を開くのはいいですよ。だから、全員協議会を開く前に質疑があって、その内容について全員協議会の中で議論が行われる。我々は、今まで合併の問題をいろいろやってきた。その中で、行財政改革特別委員会を設置することによって、これはお金がやはり出ていく。議員の出日日当とか、いろいろ歳費があると思います。そういうものに対して、どのように考えて提案をされているのか。そして、どれくらいの回数を、例えばこの特別委員会でやれば、我々が、例えば町民に納得のできる行財政改革の提案ができるのか。これは議会として非常に正念場であります。合併を否定した以上、本当に正念場であり、これは町民に対して我々の提案はできないわけです。最終的には、提案をしていかななくてはならない。そして、執行部にその内容を要求していく。こういう形になると思いますので、この辺をあいまいな形で提案されても困るということなんです。

だから、今議会において性急にやるのではなくて、もう一度内容を練り直して、こういう形でやりますと、やりたいということで、提案者の方からもう一度、再提案していただきたいと、こう考えます。

〔「議長、休憩動議」「中身、設置してから考えればいいことだろう」「休憩を求めます」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時36分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開いたします。

清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今、梅本議員から言われましたけれども、その件につきましては全員協議会で検討させていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 全員協議会でもいいと思います、大事なことから。それで、そこ不承不承、承知しますけれども、本来、提案者としたら、例えば何カ月ぐらいの間に行財政改革をするんだとか、そしてそれに対して議員側は報償をもらわないとかもらうとか。そして、そのでき上がった行財政改革案に対しては、執行部にこういう形でやってくれということで提案していく。これぐらいのところまでちゃんとした提案でないと、これは提案者、ここに6人もいられます。この6人の提案者の方は、そういうことを議論しないまま……

〔「提案者じゃない、賛成者……」と言う人あり〕

6番（梅本和熙君） 賛成者の方が6人もいられます。この方たちが何で議論をしないまま、こういう形でやられたのか。この辺のところを本当に明確にしていかないと、議会がポーズだけで終わってしまう。こういうことになるんじゃないかと思います。

そういうことで、全員協議会を開いて、例えば何カ月、そして報酬をどうするか。こういうところをはっきり決めていただければ、私は賛成です、そういう意味で。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 私はここに賛成者として名前を連ねておりませんが、さきの56号議案で、1回、市町村合併が否決されたわけですね。そうした場合、例えば行政側と今度は議会と、それから地域住民を巻き込んだ議論が当然必要になってくるわけでありませう。

それで、議会として何をすべきかということ、1人1人の力というのは非常に小さいものでありまして、例えばこういうでっかい行財政改革というのは、非常に大きなスローガンで歩いておりますけれども、そうすると広範な分野において、それぞれの議会側の提言がなされることができるわけです。ですから、私は賛成者として名前を連ねておりませんが、あと具体的な詰めは、例えばどういうスケジュールで、どういう時点で行政側に諮問するか、提言するとかということは今は、私は賛成の立場ですが、それは後でもいいと思うんですよ、骨に対する肉づけというのは。ですから、そういう意味では、今、提案者が全員協会でそういう細部については詰めていきたいと言っておりますので、私はそういう手法選択はいいのかなと思っております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 清水清一君、ご苦労さんでした。

それでは、ここで全員協議会を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

暫時休憩をとります。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時20分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開いたします。

行財政改革特別委員会の委員及び正副委員長の互選の結果を報告いたします。

お手元に配付いたしました名簿のとおり、指名いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいまの報告のとおり決定をいたしました。

なお、議員全員で構成をする行財政改革特別委員会に付託されました件については、平成16年12月定例会まで閉会中の継続審査にすることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、行財政改革特別委員会は、審査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

閉議及び閉会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終了しましたので議会を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目は終了しました。

よって、平成16年6月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さんでした。

閉会 午後 3時22分